
平成30年 第7回(定例)南 部 町 議 会 会 議 録(第3日)

平成30年12月11日(火曜日)

議事日程(第3号)

平成30年12月11日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
日程第4 請願陳情委員会付託
日程第5 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1番 加藤 学君	2番 荊尾 芳之君
3番 滝山 克己君	4番 長束 博信君
5番 白川 立真君	6番 三鴨 義文君
7番 仲田 司朗君	8番 板井 隆君
9番 景山 浩君	10番 細田 元教君
11番 井田 章雄君	12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君	14番 秦 伊知郎君

欠席議員(なし)

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 唯 清 視君 書記 橋 田 和 美君
書記 杉 谷 元 宏君
書記 藤 下 夢 未君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶 山 清 孝君 副町長 松 田 繁君
病院事業管理者 林 原 敏 夫君 総務課長 大 塚 壮君
総務課課長補佐 藤 原 宰君 企画監 中 田 達 彦君
企画政策課長 田 村 誠君 防災監 種 茂 美君
税務課長 伊 藤 真君 町民生活課長 岩 田 典 弘君
子育て支援課長 仲 田 磨理子君 教育次長 板 持 照 明君
総務・学校教育課長 安 達 嘉 也君 病院事務部長 中 前 三紀夫君
健康福祉課長 糸 田 由 起君 福祉事務所長 岡 田 光 政君
建設課長 田 子 勝 利君 産業課長 芝 田 卓 巳君
選挙管理委員会委員長 板 竹 利君 監査委員 仲 田 和 男君

午前 9 時 0 0 分開議

○議長（秦 伊知郎君） ただいまの出席議員数は 14 名です。地方自治法第 113 条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定により、次の 2 人を指名いたします。1 番、加藤学君、2 番、荊尾芳之君。

日程第 2 議事日程の宣告

○議長（秦 伊知郎君） 日程第 2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（秦 伊知郎君） 日程第3、前日に引き続き町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次質問を許します。

初めに、1番、加藤学君の質問を許します。

1番、加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 議長からのお許しが出ましたので、一般質問させていただきます。

今回12月議会で取り上げるのは3点です。

1点は、円山団地の側溝整備について。

円山団地の側溝の整備は、旧会見町時代から始まり、いまだに終わっておりません。現在に至るまでの経緯と今回の計画についてお伺いいたします。

1点目は、会見町時代から現在に至るまでの整備の計画の経緯について、概要です。

2番目は、今後の整備計画について、また、今回この整備計画について、地元住民の意見がどのように組み入れられているかについて。

3番目は、現在、円山団地のほうでは、側溝の整備、これが大変滞っておりますが、円山団地以外、それ以外のところで問題が起こっていないのか。

4点目、整備計画の進捗状況に時間がかかる理由について。そして5番目、一体いつになったら終わるのか、そして6番目は、この計画、早くならないのかというものです。

2番目は、会見地区で期日前投票所の設置についてです。

来年は、鳥取県議会議員選挙と参議院議員選挙が予定されております。南部町では、選挙が開催されるたびに、先輩議員を含め、旧会見町地区に期日前投票所を求めてきた経緯がございます。実際、会見地区には期日前投票所がなく、大変不便をしております。また、設置を求める声が大変多くあります。

その中で、これは形として質問するのでありますが、1番目、予算が不足しているのか、もし不足しているのであれば、どのくらい不足しているのか。

2番目、人員不足であるのか。人員不足であるのであれば、どのように不足しているのか。

3番目、現在、期日前投票所はプラザ西伯だけに設置されておりますけれども、現在プラザ西伯だけの設置で十分である、足りているというふうにご考慮されるのか。

3点目です。これは9月議会でも取り上げました産業廃棄物処分場の問題です。

9月議会で産業廃棄物処分場再開の問題を取り上げましたが、相変わらず地元においては、この再開の問題、大変大きな問題になっております。その大きな理由は、旧会見町時代に産業廃棄物処分場が設けられ、そこに不法投棄が行われた、これが大きな原因になっております。今回12月議会でまた取り上げるに当たって、以上の点、9月議会で一般質問を行いました。現在12月議会、この間、一体どういうことがあったのか、これについてお伺いしたいと思います。

1つ、9月議会以降、産業廃棄物の問題で南部町はどのようなことを行ったのか。

2番目、アルバトロス株式会社から何らかの行動はあったのか。

3番目、鳥取県のほうから何らかの連絡があったのか。

4番目、市民団体が鳥取県へ申し入れを行っておりますけれども、その内容についてどのように御存じなのか、南部町としてどのように知っているのか。

そして5番目、7月13日の全員協議会で配られた資料の中に、県から協定に基づき協議をすることという表現がありますけれども、この協定はどのように行われたのか、また、この表現、一体どういう意味であるのか。

6番目、住民の声を尊重し、鳥取県へ搬入物のチェック体制の強化、業者に対する指導の強化を求めてほしいというもの。

そして7番目、南部町として、住民の声を尊重し、反対の立場を明確にしてほしい。以上の点です。本日は、後ろのほうが大変込み合っておりますので、ぜひ答弁のほう、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、加藤議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、旧会見町から現在に至るまでの整備計画の経過について、円山団地の側溝整備のことについて御質問を頂戴しております。

円山団地の側溝整備は、平成16年度の合併前までは年次的に行っていましたが、それ以降は事業化されていませんでした。そこで、平成21年度に円山地区から行政要望があり、平成22年度より事業化をいたしました。1期工事として、平成22年から平成27年まで工事実施し、2期工事として平成28年から35年として計画しており、現在もこの2期工事が事業を進めているところでございます。

次に、今後の整備計画について、地元住民の意見は組み入れられているのかということですが、ことしの10月18日に説明会を行い、要望や意見をいただいたと報告を受けております。

円山団地以外にも同じような問題はないかということですが、円山団地のような側溝が小さく、勾配がないことが原因とするものでございますので、同時期に開発いたしました東西町も同様の問題を抱えていると認識しています。

次に、整備計画の進捗状況に時間がかかる理由と、いつになれば終了するのか、また、早くならないのかという御質問ですが、この事業にかかわらず町の工事のほとんどは国からの交付金等をいただいで実施しているところでございます。その配分も限定されていることから進捗に時間を要すると、この点について御理解をいただきたいと思ひます。

期日前投票所については、選挙管理委員会の委員長から御答弁をいただくようになっておりますので、後ほどよろしくお願ひいたします。

次に、産業廃棄物の御質問をいただきました。9月議会以降、産廃の問題で南部町はどのようなことを行ったのかという御質問についてお答へしてまいります。

町としては、鳥取県へ出向き産業廃棄物についての許認可など法令根拠について聞き取り、鶴田集落の区長さん、役員さんとの意見交換、集落と相手事業者との説明会の日程調整などを行いました。その他、事業者と県の現地立会、水質検査の採水立会を行っております。

次に、アルバトロスから何らかの行動はあったかと、鳥取県から何らかの連絡はあったのか、この2点についての御質問にお答へいたします。

さきにも述べましたが、10月3日に県の確認検査があり、伯耆町と立ち会いを行いました。11月16日には、水質検査のため採水に立ち会いを行い、また、平成30年11月17日がアルバトロスの処分業の許可期限となっていましたので、同月16日に更新の手續、あわせてアスベストの届けをされたと聞いております。

市民団体が鳥取県に申し入れを行っているが、その内容について何か聞いているのかの御質問にお答へいたします。

鳥取県から4つの団体による鶴田地区の最終処分場に関する申し入れが鳥取県知事と西部総合事務所生活環境局長宛てに提出され、回答されたと聞いております。

次に、7月13日、全員協議会資料に、県から協定に基づいての協議をすることとあるが、協議は行われたのかについての御質問にお答へいたします。

7月2日午後からアルバトロスが来庁し、担当課から協定書、覚書について遵守するよう申し入れしています。

次に、住民の声を尊重し、鳥取県に搬入物のチェック体制の強化、業者に対する指導の強化を求めてほしいという御質問をいただきました。県に対しては、廃棄物の処理及び清掃に関する法

律に基づき、立入検査をしっかりと実施されるよう申し入れておるところでございます。

次に、町として、住民の声を尊重し、反対の立場を明確にしてほしいとの質問にお答えいたします。

アルバトロスは、設置許可から25年以上も稼働していなかったことや、過去の三徳開発による問題などによって住民の皆さんも大変不安を感じておられることと思います。町としましては、県へ検査の強化を申し入れ、事業者には協定書、覚書を遵守するよう求めるとともに、協定書に基づき立入調査をしてみたいと、このように思っているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員会委員長（板 竹利君） ただいま議長さんより答弁のお許しを得ましたので、選挙につきまして選挙管理委員長の板竹利が答弁させていただきます。

会見地区での期日前投票所の設置についての質問にお答えしてまいりたいと思います。

期日前投票所の会見地区への設置については、これまでも議会で御質問をいただき、その都度答弁させていただいたところでございますが、期日前投票所の数は合併時に1カ所と決定し、以来多くの選挙を行ってきましたが、投票結果、投票率について悪い影響を及ぼすこともなく、順調に利用していただいております。利用者もふえつつあるものと分析しており、大多数の町民の方に御理解をいただいているものと考えております。

議員御質問の期日前投票所を会見地区へ設置した場合の予算及び人員については、選挙の種別により異なってきますが、期日前投票期間が16日間と長い参議院議員通常選挙または県知事選挙を想定してお答えしてまいりたいと思います。

1日当たりに必要な人員としまして、投票管理者1名、職務代理者1名、事務従事者2名、立会人2名が必要となります。選挙日が近くなりますと、期日前投票者の数も多くなるため、事務従事者を3名もしくは4名に増員することが必要となってきます。16日間の必要人員を延べ人員で考えますと、投票管理者16名、職務代理者16名、事務従事者37名、立会人32名、合計で延べ101名の人員確保が必要となってくるが見込まれております。

次に、予算に関してお答えします。

初めに、人件費として、先ほど申し上げました投票管理者、立会人への報酬、職務代理者への管理職特別勤務手当、事務従事者への時間外勤務手当を試算しますと、合計で約80万円が必要となってくる見込みでございます。

次に、設備として必要な経費として、期日前投票管理を行うためのパソコン及び周辺機器の整

備、ネットワークに接続するためのLAN整備が必要となります。約60万円から70万円程度が必要となってくると見込んでおります。人件費と設備費を合計しますと、約140万円から150万円程度の予算の確保が必要となります。

次に、プラザ西伯だけに設置しているが、この1カ所だけで足りていると考えるのかという点についてお答えします。

会見地区への期日前投票所の設置については、今まで場所の問題、経費の問題、人員の問題、安全の問題などの困難があることをこれまでも申してまいりましたが、そもそも公職選挙法第44条第1項において、選挙人は、選挙の当日みずから投票所に行き投票しなければならないと規定されております。投票日当日投票主義が原則であります。期日前投票は、この例外として当日都合の悪い方に投票機会を確保するための制度であることを御理解いただきたいと思っております。投票の機会を確保するための期日前投票制度を周知すること、また、明るい選挙推進協議会と連携して、少しでも投票に出かけていただけるよう啓発に力を入れていくことが全体の投票率を少しでも上げていくことにつながっていくものと考えておりますので、御理解をよろしく願います。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君の再質問を許します。

加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1番、加藤です。まず、一番最初の円山団地の側溝の整備計画についてですが、経緯はよくわかりました。

ただ、住民の声が反映されているかどうかというところなんですが、先日、地元説明会がございました。この結果、今回12月議会で補正予算が出てきております。それで、住民説明会から一部優先順位が変更されております。しかしながら、これ地元住民の声は、南北に対する本線を先にやり、左右に延びてるこの線は後回しにしてほしいっていう、そういう話だったと思います。しかしながら、12月の補正予算、一部南北の線は残っておりますけれども、もう一つの南北の線が手つかずのまま残っております。それで、東西の線だけが1つ残る形になっております。これはなぜなのでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。さき10月の18日に説明会を行いまして、その際に、議員のおっしゃいます南北あるいは東西のところ、宅地のほうに越水、水が越えてきてるところがございまして、そこを優先して行っていくということになりまして、今回12月補正のほうでの増額ということになるわけですが、御意見いただきましたところが一

度にできればいいんですけども、答弁ありましたように、交付金事業、国の補助金のほうによって整備をしていくという事業にしております。1つには、下流のほうから整備していくという側溝整備の考え方がございまして、上流のほうを先にやりますと、下流のほうの断面が不足しております。それから南北、東西という、事業説明書のほうを私、見てるんですけども、そちらのほうで下側のほう、あるいは緊急性があるほう、早くやってほしいという声があったほうから、この12月補正でのお願いをしてるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 図面が手元にしかございませんので、見てる人ほとんどわからないとは思いますが、現在出ているところの南北の線、その状態のところから東西の線に沿って1点残っておるわけですけども、現在、補正予算のほうで入ってる南北の線、その上に残っている南北の線、これが先になるのではないかっていうふうに私、思ってたんですけども、それなのに南北の線が残っているという理由、これもう一度、済みませんが、御説明をお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。南北の線は残っておりますけども、東西方向のほうでの宅地への流入が雨が降ったときに、豪雨があったときにあるということでの説明会でのお話ございましたので、今回、説明書で図面を出しておりますけども、南北、そして東西のところ、確かに南北の上の部分は残っておりますけども、今回の12月補正で提出してるところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 加藤です。だから、なぜ南北の線のほうが残されたのかっていうのを聞いてるんです。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。説明会の際に御意見をいただきまして、それでは、南北のところ、それと東西のところをまず先にしていくということで、そのときの会も、それでいいのではないかとということがあったというぐあいでしたので、今回の補正の中身とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 加藤です。今の説明だと、ちょっとなかなかわかりにくいんですけども、ひとまずそこでおいときます。

それと、今回、1次工期ですけれども、平成22年から27年で終わっております。これ全長が845メートルということになっておりますけど、これ間違いないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。過去の事業説明書あるいは決算の事業報告書等を見ますと、845メートルということになっております。説明会の際に用意した資料だと843メートルということになっておりまして、ちょっと誤りがあったのではないかというふうには思っておりますけれども、数字的には食い違いは出ておりますが、845メートルないし843メートルの事業規模だったということでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 第1期工事が845メートルで6年かかっております。今度2期工事に入ってるわけですけれども、今回2期工事の長さが1,873メートルになっていますけれども、これも大体この数字でよろしいのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。道路台帳等の資料によりまして、計画延長を定めたものが1,873メートルということで整理しております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 今回の2次計画ですけれども、一般質問で取り上げるのは今回が初めてなんですけど、昨年の3月議会の当初予算の説明会のところで、お隣の芝田課長に質問を求めています。このときも、5年計画、5年かかる、それから東西町に同じようなふぐあいがあるっていうふうな回答を得ておりますけれども、今回この2次計画なんですけど、計画としては最終的には何年ぐらいに終わる予定、何年で終わる予定なんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。2期工事の計画としましては、平成35年度の完了予定であります。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 1期工事が800メートル少しです。今回2期工事が1,800メートル、倍以上あるんですけども、前回も6年かかってます。今回も大体その35年ということで終わるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 建設課長、田子勝利君。

○建設課長（田子 勝利君） 建設課長でございます。今のところの予定は35年度でございます。

最初の町長答弁ありましたように、交付金という国の補助金に基づいて実施しております。交付金の配分によって変わってくるということを思っておりますけども、今、計画上では35年度という予定で進んでおります。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 円山団地の一番最初の工事が始まったのは、私が小学校のときでした。それから旧会見町のほうで人数がふえるってということで、会見小学校が1棟建て増しになりました。それから南部中学校、火災で半分残った木造がまだ残ってたんですけども、南部中学校も全部鉄筋になりました。いまだとにかく時間がずっとかかっております。もう円山団地できて随分長くなりますので、円山団地自体が高齢者が多くなっています。現在住んでおられる方が、本当に一体いつになったら終わるんだ、自分の目が黒いうちに本当に終わるのか、終わったのが見えるのか、そういうふうに言われております。ぜひこの計画、なるべく早く終わっていただきたい、そういうふうに言って、ひとまずこれは終わらせていただきます。

次に、期日前投票所の件ですけれども、先ほど予算のことを言われたんですけども、この予算の中で南部町のほうで持ち出しになる予算っていうのはどのぐらいになるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 総務課長でございます。選挙管理委員会の事務局長として御答弁させていただきたいと思っております。

先ほど予算のことですけれども、国からの措置もありますので、基本的には持ち出しはほとんどないというふうに考えております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 先ほど、人数のところですけども、延べで101人というふうな数字が出ておりますけれども、この中で南部町の町の職員が張りつかなければならないのは何人になるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。職務代理者が16名、それから職務従事者が37名の合計でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） ほかの方々は、これはどういった方を選ばれているんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。投票管理者につきましては、

選挙管理委員さんのほうから選ばさせていただいております。それから立会人さんにつきましては、町民の方から選んでいるところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 期日前投票所を2カ所設けた場合、特に人員が不足するというの
はどちらなのでしょう、全体なのでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。先ほどの全体で101名と
申しますのは、現状での数字でございます。会見地区にもう1カ所つくるとしますと、その倍
はかかると、202人かかるということをお理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 質問を変えます。現在、プラザ西伯で行っている期日前投票所につ
いて、全体的に人数が伸びている、それから好評である、大多数の人からいい意見をいただ
いているということですが、問題になってくるのは、投票に行く際、大変身体的にちょっ
と不自由されている方、こういった少数の方の話がほとんどです。一般の方は余り関係ないん
です。ただ、全体の流れとしては、今、最後に言われましたけれども、期日前投票所は例外であ
るというふうに言われておりますけれども、日本の選挙の全体の流れは期日前投票が場
合によっては40%とか50%に近い時代になってます。期日前投票所の設置というのは投票率を
上げるためには絶対必要なものになってます。そんな中で、現在プラザ西伯1カ所にある、これ
で本当にいいのでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。加藤議員おっしゃることは
大変よく理解できるというふうに思っております。ただし、委員長も答えましたけれども、投票を
確保することは本当に必要なことだというふうに思いますし、それプラスやはり安全に投票して
いただいて投票所を安全に管理していくということが選挙管理委員会の使命かというふうに思
っておりますので、場所も今のところプラザ西伯という1カ所ですが、そこで適正に投票を
管理してまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 足の不自由な方にとっては、現在プラザ西伯、投票をする場合、
今、土足で上られるようにシートを敷くような形になっております。現在これだけでも、人によ
っては大変これ不便である、そういうふうに言われてる方いらっしゃいます。その部分では完全

に安全だというのは言い切れないんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。おっしゃるとおり、安全に欠けている部分もあろうかと思えますけれども、そのところを直しながら安全に管理をしていきたいというふうに考えています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 質問をちょっと戻します。配備員が、もし会見地区につくった場合、倍の200人になります。それから西伯だけであれば現在101人、そのうち民間人の採用が32人っていうふうになってるんですけども、この町民の人の採用っていうのは、これはどういった形で採用されてるんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。1つには、集落からの推薦を受けて決めているということでございます。それで、まだ足りない部分につきましては、私どものほうでピックアップさせていただいてお願いをしているところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） それ以外で人員を集めたことはございませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。過去の話でございますが、それ以外で人員を集めるということはなかったというふうに考えています。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） シルバー人材センターに頼られたことはございませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。以前シルバー人材センターにお頼みしたことがあるように伺っております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 町の人を集める場合と、それから職員の方を配置する場合、それから管理委員会の方に出させていただく場合、現在、町の人数は決まっていますし、管理委員会の方も人数は決まっているかと思えます。この場合、もし新たに2カ所に設けた場合、一番不足すると考えられるのはどこでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。全てのものが足りなくなるというふうに考えております。事務従事者につきましても職員が当たるところでございますので、その部分についても足りなくなるのではないかとというふうに懸念をしてるところでございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） プラザ西伯だけが現在設置されているわけですがけれども、そのプラザ西伯、地理的にはどうなのでしょう。会見から行った場合、大変行きにくい場所にあるんですけれども。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。御指摘のとおりかというふうに思いますけれども、平成28年の10月に行われました町長・町議選のときから、選挙当日、その前の日ということで、ふれあいバスを無料で運行させていただいております。バス停からプラザ西伯までの道っていうのは、段差はないというふうに思いますけれども、歩いて200メートルぐらいかかりますので、その辺は無理をしていただいているのかなというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） バスの話が出たので、期日前投票所の話からちょっとずれるんですけども、今回、西伯地区においてはデマンドバスを導入しております。その結果、大変一部便利になってると思います、交通の便が。来年あります選挙に備えて、このバスこういった活用をされるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。おっしゃるとおり、デマンドバスの運行が10月から始まっております。南さいはく地区の皆さんにとっては投票に行くのに有効な手だてかなというふうに思ってます。土日も運行しておりますので、それを使っていたきたいというふうに思います。ふれあいバスについては料金無料ということで考えております。デマンドバスについても、今後、選挙管理委員会の中で無料にするべきかどうかというのを考えていきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 会見地区の特に高齢者の方で歩行が大変不自由な方、現在プラザ

西伯しかないので、自分で行きたいけれども行けない、そういうふうな方、少数ではありますけれども、間違いなくおられます。こういった方、特に高齢者の方にふえています。これから先も多分こういった方がふえていくと思います。この会見地区に期日前投票所の設置、これはぜひ行っていただきたい。先輩議員の中には、設置するまで質問続けますからという方おりましたので、私もそのつもりでいきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、産業廃棄物最終処分場の件ですが、まず一番最初に、今回9月議会から12月議会までの間に南部町で行ったことについてですけれども、展開検査に伴う立会人の募集、これのことを南部町のほうでは何らかの形で行っておりませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。展開検査の立ち会いにつきましては、いろいろ集落の方にも相談はしておるところなんですけれども、まだ結論は出ておりません。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 展開検査の立会人を地元の方をお願いするっていうふうなことになったそのいきさつ、これ、済みません、わかるように説明していただきたいんですが。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。集落の方に展開検査をしていただくことはなっておりません。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 済みません、その展開検査の人をお願いするに当たった理由といえますか、こういった形をお願いしようとしたんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。展開検査につきましては、事業者のほう为主体としてやることですので、やるとしたら、協定書に基づいた立入調査という意味合いになるかと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 町のほうで展開検査に立ち会いする人を求めたっていうことは、なかったというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。当初、事業が始まるということで立入検査等いろんなことがあったんですけども、町のほうもまだ勉強不足で、誰か立入検査について立会

しなきゃいけないんだとかというような、そういったちょっと思い違いもあったというところを言われてるかなと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 質問を変えます。9月議会で旧会見町時代に結んだ協定書が有効かどうか、このことを陶山町長に質問しております。そのとき陶山町長のほうは、現状、何も構わないほうがいいんだっていうふうな説明に終始されたと思っております。済みません、この協定書の存在なんですけれども、現在のままにしておくのほうがいいと言われたその理由、もう一度ちょっと説明していただけないでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。協定書の内容に何らそごはありませんし、問題はないというぐあいに私は思っているから、そのように申し上げました。問題があるということであれば、またその点を御質問いただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 何度かほかの議員も質問しておりますけれども、協定書の中には現在アルバトロスを含む産業廃棄物という1点が入っていません。それで、協定書の中にこれを入れるべきではないか、もしくは入れさせないべきではないかっていう質問が出てると思っています。これに対して、アルバトロス社に対して、協定書に新たにアスベストを含む産業廃棄物、これを入れさせるべきではないか、もしくは入れさせないべきではないか、この質問があったと思うんですけれども、陶山町長はこの部分どういうふうにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） いろいろなところに法律的に御相談してるということは申し上げたとおりです。法的に解釈すると、そのときに業者側も、それから協定を結んだ相手方、いわゆる旧会見町であったり、それを立会された皆さんであったり、その中の皆さんが当時の法律の中では、建設廃材の中に石綿含有というものも入ってるという解釈の中で結ばれたと、このように解釈するのが一番妥当だろうと、こういうぐあいに言われていますし、私もそのとおりだと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 法律の解釈は私もそのように考えておるんですけれども、ただ、新たにアルバトロス社と新たな協定書を結ぶ場合、その場合はどういうふうにお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） なぜその協定が必要なのかって言われたときに答えるべきがないからです。あくまでも法律に遵法でなければならぬと思います。したがって、法的な根拠が要る。今言われていることは、法的な根拠にのっとってなくて単なる感情的なものではないかと、このように思います。法的に物事を解決する必要があるかと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 旧会見町のほうでアルバトロス社と協定書を結びました。このいきさつは新聞にも出てますし、なぜこういうふうにならざるを得なかったか、これもよくわかっております。ただ、今回新たにアルバトロス社、社名変更にもなります。代表者もかわります。そして新たにアスベストを含む産業廃棄物、これを新たに加えます。大きな変更があります。それでも新しく結ばなくていいんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 原理原則は、法にのっとってやんなくちゃいけないということです。今、議員がおっしゃったことは、第三者、会社が全く変わってしまったということであろうと思いますけれども、この今行われていることは単なる第三者譲渡ではないと、他の弁護士等に見ていただいても、そのとおりだということです。それから先ほどのアスベストの件についても、全くそのとおりなわけです。当時のこの協定を結んだときに含有物が入ってるわけでございまして、後づけで法律が、さらに環境問題に適した、もっと危険なものについてアスベストを除こうということになっておりますので、この協定書を生かしたほうが良いという南部町の判断でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） そこまでも大体わかるんです。問題は、南部町が、新たにアルバトロス社が社名変わりましたが、これに対して協定書がありますよと、それで、協定書を新たに結びませんかという働きかけはしないんですかっていうことなんです、私が質問してるのは。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 私が言ってるのも全くそのとおりでして、なぜ、法律のどこをもってそれをするのですかと言われたときに、答えられないものを公の自治体の長がそのような無作為なことではできない、これは御理解いただけると思います。個人であれば、感情の中でやっていただけませんかと言えるかもしれませんが、行政が法にのっとらないような、なぜそんなことが必要ですかと言われるのがもうわかってることをする必要は私はないと思う。それよりも、今の中にお互いのしっかりとうたってあるということを確認しながら、法律にのっとってきちんと

やってほしいと、このように申し上げるのが筋じゃないかと、このように思います。（発言する者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

静かにしてください。

○議員（1番 加藤 学君） そこもわかるんですよ。ただ、アルバトロス社に対して協定書のことを何も言わないまままで、そのままするっていうのはいいんですか。何らかの働きかけをして、それからアルバトロス社の反応を待つ、その部分があってもいいんじゃないですかっていうのが私の質問なんです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 現時点で全くその必要はないと思います。そのようなことをする気持ちもありませんし、今の現在の、当時、会見町が協定を結ばれたことを有効に使いながら安全の確保を図る、皆さんに安心していただけるような立場をとるということがまず一番大事ではないかなと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） これ以上続けてもどうも話は先に進まないと思いますので、私、先日、地元の中を別の方と一緒に訪問して話を聞いてまいりました。そしたら、地元の方、言われるのに、とにかく今19戸であるけれども、間もなく18戸になる。それから現在も限界集落で、もう高齢者ばかり、内面的には、とにかく今回の件、反対であるんだけど、今さらそういうことを口に出して言えないんだと、これが地元の人の声です。ぜひ地元の人の声を酌み上げていただいて、南部町としてももう少し地元に入った立場を行っていただきたい。確かに一番最初に陶山町長、言われました。県に対して、働きかけ、強化していただける、これは大変ありがたいことだとは思いますが、ぜひもう少し何らかの形をとって、南部町として地元の住民の立場に立ってるんだ、そういう表明をしていただきたいと思います。

それと、これ可能性の話としての選挙管理委員会の方に1つだけちょっと聞いておきたいことがあります。現在、人員配置のことが一番問題になってます。現在、もし仮に会見地区と西伯地区に2カ所設けて、その運営を半分の日数に割った場合それっていうのは可能なんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 事務局長でございます。半分の日数……（「8日、8日」と呼ぶ者あり）例えばプラザ西伯で半分やり、その翌週には旧会見のほうで半分やりということでしょうかね。そのようなことは不可能ではないというふうに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 加藤学君。

○議員（1番 加藤 学君） 不可能ではないという回答をいただきましたけれども、あくまでも会見地区に期日前投票所をつくっていただきたい、これは変わらない意見ですので、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で1番、加藤学君の質問を終わります。

.....

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。再開は10時10分にしますので、よろしくお願いいたします。

午前 9時55分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

仲田議員の質問に入る前に、先ほどの加藤議員の質問に対して訂正があるということを選挙管理委員会事務局長のほうから申し出がありましたので、許可しています。

選挙管理委員会事務局長、大塚壮君。

○選挙管理委員会事務局長（大塚 壮君） 失礼します。事務局長でございます。先ほどの加藤議員の答弁にちょっと誤りがございましたので、訂正をいたしたいと思います。

一番最後の質問で、現在のプラザ西伯と旧会見のほうと交互に週をまたいでできないだろうかというお話がございまして、可能であるというふうにお答えをしましたが、法律的には、1つの期日前投票所は最初から投票の前の日まで通してあけることになっていますので、例えばプラザ西伯、現在のプラザ西伯は通しであけなければならない、16日間で。もう一方、もしも旧会見のほうに1カ所ということになりますと、何と申しますか、期間の大小は可能になりますけれども、1つの投票所については通しであける必要がありますので、交互にというのはできないということになります。以上、訂正させていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 訂正の答弁がございましたので、議事録のほう、訂正のほうをよろしくお願いいたします。

それでは、仲田司朗君の質問を許します。

7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 7番、仲田司朗でございます。議長のお許しを得ましたので、通告のとおり2点について質問させていただきます。

まず最初は、母塚山の観光整備についてであります。

母塚山は、イザナギの神、イザナミの神との男女両性の神があらわれ、盛んに国生みが始まった。母親神のイザナミの神は火の神を生んで焼け死なれたので、出雲の国と伯耆の国との境に葬ったと「古事記」に記載されております。そこが母親山で、現在の母塚山であると伝えられています。母親神のイザナミの神は、やおよろずの神々が汚れをはらうみそぎを入れようとされたが、よい水がなく、そのとき女神があらわれ、手に持ったつえを地に立てられ、清水が湧き出て、神々はその泉で身を清められた。泉は、古来、渇水の記録のない谷川の風呂屋で今も湧き出ているという記述でございます。大正時代まで山頂付近にイザナミの神を祭る社があり、現在は福田正八幡宮に合祀されております。

母塚山は、地方の神奈備山として人々の特別な関心を集めた山であります。そういう神話の山であると同時に、町内で一番風光明媚な場所に位置していて、近年、朝早くから町外からも大山の日の出を見るためカメラで撮影する方が多く来られておりますが、台風などの影響で多くの雨が降り、林道が土砂崩れがあったりして、たびたび通行どめになっているのが現状でございます。

その状況の中で、この母塚山に行く林道をどのように整備されているのでしょうか。また、2番目、山頂周辺の景観形成についてどうなっているのでしょうか。3番目、風光明媚な母塚山からの定点カメラを設置して、大山の風景をSANチャンネルで動画配信してはどうでしょうか。4番目、今後の母塚山の観光整備についてどのようにしようとしているのか、以上4点についてお伺いするものでございます。

続きまして、大学連携事業についてであります。

鳥取大学と南部町の連携に関する協定が、年間を通して役場内や地域団体が抱える課題に対して、鳥取大学等と連携し、課題解決策について研究、調査、実践を行っておるということでございます。そこで、今までの連携事業評価について、以下の4点についてお伺いいたします。

連携事業による評価について、29年度と比較して30年度はどのように実施しておられるのでしょうか。2番目、地域課題としてどのような課題が出て、その問題をどう実施しようとしているのでしょうか。例えば南部町の農業問題等でございます。3番目、大学生と懇談することで、役場などでの就職問題あるいは職員のキャリアアップ等について話がされたのでしょうか。4番目、連携協定をしているので、産学連携した他の地域にある事業化が検討されることがないのか、お聞かせいただきたいと思っております。

以上4点につきまして壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、仲田議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、母塚山に行く林道整備をどのように考えているかという御質問にお答えいたします。

林道母塚山線は、その名前のとおり、母塚山の山頂付近へ通ずる民有林道で、旧国道180号線からふるさと交流センターまでは町道、それから先は林道となっています。維持管理は、町で林道のり面の立木伐採や路面補修などを行っているところです。先般、台風24号もでございますが、豪雨のたびに大小の崩落があり、通行どめをしてるのが現状でございます。

母塚山につきましては、赤猪岩神社や清水井を結ぶ古道散策ルートとして、また、お勧めの観光ルートの1カ所にもなっており、町の観光資源として広く町内外から注目を集めるようになってきました。山頂付近の展望台からは、中国山地の山々から大山、島根半島から日本海までパノラマの景色が楽しめ、風光明媚な場所として楽しまれてると思っておりますが、訪れる方の駐車場には限度があり、林道の幅員も4メートル程度ですれ違いに余裕がないことから、多くの車両の乗り入れは無理であると考えています。このような状態でございますので、この林道母塚山線の再整備は現状では非常に困難だろうと、このように思っています。

次に、山頂付近の景観形成についてはどうなってるのかとの御質問にお答えいたします。

母塚山展望台は、大山から日本海まで広く見渡せる眺望や、大山からの日の出、星空観察など、自然現象が織りなす景色を楽しめるスポットとして年々来訪者が増加する傾向にあります。大山の頂から朝日が昇る、いわゆるダイヤモンド大山を撮影しようと多くの写真家の皆さんが母塚山にお越しいただいています。展望駐車場は全面アスファルト舗装を施し、転落防止のための柵の設置など安全面の配慮もしてるところでございます。

展望台駐車場から山頂あずまの散策コースについては、なるべく自然の形のまま楽しめるようになっており、天津地域振興協議会とボランティアの皆さんにより仮設階段の整備、あずまの修繕などが行われております。また、地域振興協議会や天津クラブを初めとする地域住民の皆さんの定期的な除草作業や不法投棄のごみ回収などにより、いつもきれいな姿でお客様をお迎えできてることに改めて感謝申し上げる次第でございます。引き続き来訪者の安全に配慮し、また、眺望の確保ができるよう、地権者の御理解と地域の皆さんの御協力をいただきながら景観形成に努めていきたいと考えています。

次に、風光明媚な母塚山からの定点カメラを設置して、大山の風景をSANチャンネルで動画配信してはどうかとの御質問にお答えいたします。

母塚山から見る大山は、壮大で、まさに絶景でございます。インターネットやSNS上では、中国山地の山々から大山、島根半島から日本海までのパノラマの景色を楽しめるポイントとして

紹介されています。今のところ、これ以上の道路や駐車場の整備は予定していない中で、景色をごらんいただくためにも安価でできるライブ配信の仕組みなども調査させていただき、今後検討してまいりたいと考えています。

最後に、今後の母塚山の観光整備についてどのようにしようとしているのかの御質問にお答えいたします。

母塚山は、近年の観光スポットとしての来訪者の増、その一方で、里地里山の資源として重要な役割を持つものと捉えています。母塚山の地形や自然を活用した眺望や健康づくり、また、周辺の歴史を伝えるスポットとしての活用を念頭に、いたずらに観光のための開発を進めるのではなく、里山環境を保全しながら必要な整備を行いたいと考えております。また、母塚山に来た人たちに町内の他の場所にも足を運んでいただけるよう、発信の仕方や、さまざまな体験をしていただけるような体験型観光のイメージづくりができるよう検討を進めてまいりたいと思います。

最後に、大学連携について御質問を頂戴いたしました。大学連携事業による評価について、30年度はどのように実施しているのかとの御質問にお答えいたします。

平成26年度からは、月に1回程度、大学連携担当職員が鳥取大学湖山キャンパスを訪問し、連携担当者連絡会に出席しています。現在、県下で7町ある鳥取大学との連携自治体担当者が、各事業の進捗情報を報告し、地域連携担当理事から指示やアドバイスを受け、年間を通じた進捗管理を行っています。また、庁舎内においては、連携担当職員が各課からの相談や要望を受け、適宜大学に紹介し、教員とのマッチングを図っています。昨年度は、日程調整がかなわず実施できておりませんが、今年度は、南部町と鳥取大学との地域連携推進委員会を1月中を目途に実施し、協議する方向で調整している状況でございます。

次に、地域課題としてどのような課題が出て、どのように連携事業として実施しようとしているのかとの御質問を頂戴いたしました。

米価の下落が続く中、町の基幹産業である水稻栽培における将来性を確保していかなければならないという課題から、平成28年度より産業課と鳥取大学農学部が連携し、南部町産米ブランド化推進事業を行っています。これは、食用米の生産技術の研究、検討を行い、米の食味値の向上を図ることで消費者及び市場に選ばれる米づくりを推奨し、米の販売価格の向上、ひいては農業所得の向上につなげていくというものでございます。

具体的には、大学において、1、サンプル圃場の土壌分析、2、水系ごとの水質調査、3、食味調査等を実施し、データ収集と分析を行っていただいております。なお、調査分析に係る経費は鳥取大学の予算で対応しており、平成28年度はサンプル圃場数57、平成29年度は65、

平成30年度は100圃場へと拡大し、継続実施しているところでございます。このほか、買い物支援事業について、町内の事業者等とも連携し共同して事業化を進めることができないか、検討をしております。

次に、大学生との懇談で役場などでの就職問題、キャリアアップ等についても話がされているのかとの御質問でございます。

本年度、鳥取大学の地方創生政策体験学習のカリキュラムの一部として、南部町が主催していますインターンシップへ学生が3名参加しました。これは学生教育の一環として連携各町が受け入れを実施しているものですが、参加学生からは、役場のどんなところで働いてもまちづくりを実感することができる聞き、公務員の仕事に興味を湧いたとの声もあり、役場への受験につながる好事例も出てまいりました。

次に、産学連携した他の地域にない事業化が検討されることがないかとの御質問にお答えいたします。

これまでの大学の知を使った実例を挙げますと、平成28年度に行った法勝寺川桜調査事業があります。鳥取大学農学部に依頼し、法勝寺川桜土手の調査を行いました。その結果、35%の個体が衰退傾向にあることがわかりました。この調査結果を受け、本年、平成30年度より年次計画で剪定及び衰退が著しい個体の伐採を実施しております。また、鳥取大学地域連携関係機関西部連絡会の協議内容として、竹林整備と竹材の有効活用を実現するビジネスモデルの構築というテーマで連携取り組みの協議をしています。

今後は、南部町の伝統や技術といった産業資源を生かし、地域経済の発展や再活性化を目指した連携事業化を検討してまいりたいと思います。また、全国学生連携機構など鳥取大学以外の大学や機関との連携についても、引き続き良好なパートナーシップの関係の構築を図り、地域課題の解決に向けて新たな産学連携、事業化を促進してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君の再質問を許します。

仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 御答弁ありがとうございました。

まず、母塚山の林道整備について再質問させていただきわけですが、その中で、林道の整備で、土砂崩れが頻繁に起こるんですけれども、そのときの土砂を撤去する程度しかなかなかできないというようなことがありますし、それから年次計画での整備計画はないということなんです、確かにのり面が急斜面が多いというような状況ではあるんですけれども、先ほど

町長の答弁の中にもありましたけれども、観光スポットの中にも、町内でも一番上位に該当する地域ではないかなと思うんですが、その辺の私は、何か整備すると全部歩道をつくったりとか、そういうことではなくて、土砂崩れがあったときにすぐにでも退避ができ、そして土のうですぐ対応できるような、観光も含めてですけれども、そういう整備ができないのかということをもまず冒頭にお聞かせ願えたらというように思うわけでございますが、いかがなものでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。小学校のときに私も母塚山に遠足に行ったり、昔はああい道路がなかったですから、お地藏さんのある遊歩道を上がりながら登ったことをよく覚えてます。昨年、東京から同級生が帰ってきました、母塚山に連れて行ってやるといいましたら、あんな山に今は登れんといって、林道があることすら知らないんですね。朝の雲海を見ましたら、こんな姿を生まれて初めて見たということをしていました。非常に朝の雲海、それから大山から昇る朝日、絶景でございます。

しかし、一方で、4メートルの林道でございますし、さらには、あの山頂部分の駐車場台数、極めて限りがあります。早朝のまだ暗いうちに行きますと、歩いて登られる方とかおりる人との認識が悪くて非常に危ないということもありますし、これは私だけかもしれませんが、帰りにちょうど朝日が目の間に入って、ハンドル操作を誤るんじゃないかというようなことを私も経験しましたし、ほかの人も経験したことがあります。林道の安全のこともありますし、さらには、山頂部分のあの広さ、人を上に車で追い上げて処理ができない。これは今でも日常、朝の状況になってるようでございます。特にお彼岸の時期にありますダイヤモンド大山のときには、中国地方から多くの人たちが日の出を写真を撮ろうと集まってきておられる実態もあります。

案外キャパが少ないというところに限界もありますので、もう少し地域に、環境に配慮した、車にばかり頼らないような使い方ができないだろうかというぐあいには思っています。大切な観光資源だと思っておりますけれども、事故があってはなりませんし、たくさんの方があその山頂に訪れるという環境にもありませんので、限界点もあるだろうと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 7番、仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 私は、駐車場整備を広くしてほしいとかいうようなことをさらさら言ってるわけではございません。現状の状態、特にそういう神話の山でございますので、自然の中でどう共存できるかということではないかなと私は思います。ただ、一番問題なのは、あずまやに行くまでの間、先ほど町長のほうから話がありましたけれども、仮設の足場というんですか、そういうようなものが雨が降ったときにそこに雨が集中します。そうすると、ボランティ

アでやっているんですけれども、そこがうずくまってしまっていて流れてしまうと。ほかに雨が流れるところがないという状態でそこに土砂がいっぱいになり、歩く道すら崩れてしまうというような状況もありますので、その辺のところの整備というのは最低限は必要ではないかなということをおっしゃっているところがございます。

それから、ボランティアでとか天津振興協議会の方の協力で、山頂周辺の遊歩道の草刈りだとか、あるいは駐車場とか道路側溝の周囲の草刈りなどは定期的には実施はしておるわけで、これは我が町の宝、そして天津の宝ということで、母塚山の維持管理というのはそういう団体で逐次やっています。ところが、あずまや周辺に雑木が大きくなって見通しが逆に悪くなっているのが今の現状です。木が大きいとこ、ですから母塚山のあずまやの上だけじゃなくて、下のところの山のところに木が上がっているために、じゃあ、これはどこの土地、これは切っているという状況が今現状にあるんじゃないかと思うんですね。

また、松くい虫で倒木された松の木がそのまま横に切っているという状況になって、やっぱりこういうところにも管理のあり方ってこういうものがあるかと思えます。ですから、こういうのが町としての景観形成というのをどう考えておられるのかということをお聞きしていただければと思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。あずまやから眺める景色というところの部分で、木などが生えて伸びてきているような状態を私も見ております。その管理については、土地の所有者の方々に理解をもらいながら、伐採等ができればそういった方向での検討をしてみたいと思っておりますが、まず、どの辺の範囲でこういった形での見晴らしをきちんとしていくかということから現状を調べさせてもらって、対応のほうを具体的に検討したいというぐあいに思っています。お願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。今、課長が言った、民地なわけですね。これは、これまでも御質問があった鎌倉山もそうです。それから要害山も手間要害もそうです。民有地の木が大きくなって、昔は山に手が入っていたのに、今、山頂に登って見たら見えないっていう御意見はたくさんいただきます。その都度協議を民有地の所有者に御協力いただいて、木の伐採だとか、そういうことに踏み込んだところもありますけれども、基本的に民有地の中の木を切るということに対して御協力いただければいいんですけども、多くは全く町外の方であったり、そういう方の場合には非常に厳しい状況もあります。町としては、前向きにそういう景観形成だとか、そう

ということにも向かっていきたいと思いますが、根本的にはそういう問題があるということはお含みおきをいただきたいと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） では、その今、私が見る限り、大山のほうに見ると雑木がばっと生えてるところでございますが、この所有者は民間の方だと思うんですけども、民間というよりは財産区だと思うんですけども、そういうところは御存じでしょうか。もう既に調べておられるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） まだ具体的な場所、所有者については、きちんとした把握はできておりません。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 先ほど町長のほうからもありました、確かに民間の私有地を無造作に見えんから切るといようなことはできませんが、そういうどういふところにどういふ方の土地があり、それが協力できるかどうかというのは、やっぱり先ほど言いましたように、神話のまちといふようなところもある関係上、ぜひ協力いただけるような格好のことも必要ではないかというように思うところがございます。それがどこまで先ほどありましたようにするのかということもあると思いますけれども、見通しができないところはぜひ協力いただけるような格好の姿、あるいはそれが行政がすぐするんじゃなくて、行政と地域の方とお願いして回るようなことも必要になるかもしれませんけれども、やっぱりそういうことをぜひお願いをしたいというように思うわけでございますが、いかがなものでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。財産区ということであれば、ぜひとも余計御協力いただきたいと思います。そういうところに地域の振興協議会や天津クラブの皆さんの力もおかりして、ぜひ皆さんで、こんな景観をつくろうやだとか、そういう機運が盛り上がることを期待しているところです。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） それと、先ほども町長の話がありましたダイヤモンド大山という大山の日の出を写したり、あるいは夜空で星を写したりして町内外の多くの方が母塚山に登っておられるし、また、マニアの方もいます。朝6時過ぎですか、夏に行ったら、もう30人ぐらいの方がカメラの日の出のシャッターをしながら、ちゃんと待ち構えておられるというふうな方

もございました。ですから、こういうものが多いわけですが、その景観形成はさることながら、やっぱりそういう見通しがいいところ、そして地域に本当にこんなすばらしいところがあるということをぜひもう少し、インターネットを開いて母塚山というのをひもといていったら、いろんな方がダイヤモンド大山というので、ぼおんとインターネットに出てきます。動画も出ております。

これは、一般の方のものもありますが、行政だけではなくて、そういう母塚山に行って初めてこんな大山を見たというようなことがインターネットの動画サイトでも出てきておりますので、ぜひ見ていただきながら、母塚山というものはこんな景色がいいところだということを理解していただきたいと思います。なかなか南部町自体でわかっとしても、地域の方は、いつも行っちゃうけん大したことないわということを言われることがあるかもしれませんけれども、ぜひそのような格好で広げて、今PRしなくても、SNSだとか、そういうインターネットで輪を広げつつあるということをやっただけでおりますので、ぜひそれに対応できるような姿っていうのが必要だと思います。

それから、先ほど町長のほうから林道の4メートル道路の中で広げるとかそういうことはないんですが、今のトレッキングコースというんですか、歩いて登られる方もあるわけです。よく土砂崩れをした後に交流センターの入り口で通行どめがあって、町外の方から通行どめがあって登れんがなという方も何人かございます。しかし、すぐにでも土砂を撤去しながら、バリケードでここは入れませんよということぐらいの最低限のところはしていただくような格好でして、そこでやっぱり地域の誇りを地域外の方にも見ていただく、そういう姿っていうのが必要ではないかというように思いますが、この辺についてはいかがなものかと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。確かに豪雨のときとかの土砂崩れで、速やかに建設課と連携をとりながら、通行どめだよというところの情報提供をいただきながら、観光系のところでは、通行どめですよとかというところはホームページとかに出したりさせていただいて、そういった通行どめが始まりました、解除しましたというようなところのお知らせは、これからもあらゆる媒体を使って町外の方々にもその辺はお知らせしたいと思っておりますし、建設課のほうでも、そういった観光でという母塚山がありますので、その辺の対応は、なるべく優先順位の高いところで対応してもらっているというのが内部の状況でもございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 先ほど定点カメラのことを設置についてお願いをしたところ、一

応検討していただきたいというところでありますけれども、やっぱり天気がよくて特に黄砂が飛んでない日は、大山はもとより、遠くは隠岐島とか島根半島、松江市まで見渡すことができるこの母塚山にぜひ定点カメラを設置して、町のインターネット動画サイトやなんかに動画配信して、って町のイメージアップにつなげていただきたいというように思います。これはなぜかという、カメラがあるということは、不法投棄もできませんよということの一つイメージをすることも必要ではないかなと思うんですが、再度この辺について不法投棄防止という観点からもお願いできたらと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） カメラで不法投棄の防犯対策的などころの意味もございまして、協議会では、過去にそういった不法投棄を防止するためのいろんな啓発の看板だとかそういうのをつけたりさせていただいて、後に林道作業員の方にきれいにあの辺を伐採していただいて、不法投棄というのは大きなものは大分なくなってきたかというぐあいには考えております。定点カメラというアイデアも非常によいアイデアということで受けとめさせていただきますけれども、最近では、定点カメラだけではなく、いろんな携帯の媒体を使った発信の方法等もありますし、観光系の意味からすれば、そういった媒体を使ってなるべく安い経費の中でできるようなものは、そういったものも勉強させていただきたいと思っておりますし、また、防犯という部分に考えますと、そこら辺は、また地域の協議会であるとか、それから観光協会の中で、そういった部分の問題も取り上げながら話をさせていただきたいというぐあいに思います。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） ぜひ御検討いただいて、定点カメラがなくても、やっぱりそういうようなものがあることによってまた変わるということもございまして、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

それから、先ほども神話の観光ルートというようなことがございますけれども、きのうも、ある放送局から、客神社、小原のところに多くの観光客がお見えであるということがあります。これもですし、赤猪岩神社にしろ清水井にしろ、ここの母塚山にしろ、やっぱり観光ルート、神話のルートというようなことも大いにさせていただきながら、広域的な観光ルートというようなことを持っていただきたいなと思うわけでございます。特に福田神社も八幡宮についても同じことですが、それとあわせて、この母塚山の神様を祭っておるところに伯太町の横屋の比婆山というところもございまして、これも母塚山の絡みの神話のふるさとでございます。ですから、他町村をまたいだところでの神話の観光ルートというようなこともある程度考えていくような観光ス

ポットをぜひ構築していただきたいということで、これは要望としてお願いしたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。広域的な観光ルートとして、現在もある程度のそういった形でのルートづくりというのはさせてもらっておりますので、またそこら辺を拡充できるようなルートづくりのほうも考えていきたいと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） じゃあ、続きまして、大学連携事業について再質問させていただきます。

今年度は、講演会の謝金とか、鳥大生のインターンシップでバンガローの宿泊の予算ということになっとるわけでございますけれども、26年度からスタートして現在も進めておられるということでございますけれども、この連携に関する協定というのは具体的にもう少し詳しく教えていただけたらありがたいんですが。（「済みません、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（秦 伊知郎君） 暫時休憩します。

午前10時48分休憩

午前10時50分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。協定の少し詳しい内容ということでございます。この協定書は、平成24年の3月30日に協定書として結ばれたものでございます。目的として、教育研究及び社会貢献事業と地域活性化に資する事業について相互に連携、協力を図ることを目的とするという内容のものでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 私の知る限り、当初は職員を大学のほうに派遣していただいて、それで大学でいろいろ研究されて職員は帰っておられるというような格好での取り組みからスタートされておるんじゃないかと思うんですが、今もいろいろなそういう研究データのサンプリング調査とか、そういうのをされておると思うんですが、今まで26年度から事業実施をされておられるということでございますけれども、その中で、どのような地域課題を見て、そしてそれについてどう対応しようとしておられるのか、職員といろいろ研究、協議をされておられる

見えない課題っていうのが出てくる可能性があるんじゃないかと思うんですね。特にそこで、向こうで食味のをやろうということもあったわけですが、地域課題としてはもっともいろいろな問題があると思います。1つの例では、隣の町の日南町さんなんかは、これを協定を結びながらいいものを作っておられるんじゃないかなと思うんですが、実際そういう発表が新聞報道でもあったと思うんですが、その辺の様子を教えていただけたらと思います、日南町の例を。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。日南町のちょっと事例のほうを私、把握しておりません。済みません。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 鳥取大学っていうと、農学部があり、工学部があり、特に医学部もあるわけでございます。南部町の問題っていうのは、病院でいえば医師不足の問題、あるいは農業では、農業所得がどんどん減って、今、奥のほうでは荒廃農地がどんどんふえつつあるというような状況、工業については、なかなか地元企業っていうので工業化はないわけですが、そういう大学という、ただ農業だけでなく、いろんな格好のものがあると思います。相手様がそれを受けてくれるかどうかもあるんですけど、やっぱりもっときちっとやっていくような方向っていうか、これの輪を広げていくようなものが必要になってくるんじゃないかと思うんです。その辺についてはどうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。一番の課題は、官と学が結びついても、それは報告会で終わってしまうということです、いい勉強させてもらいましたと。ただ、私が一番よかったと思うのは桜ですよ。これは町が管理し、ボランティアの皆さんにもお世話になってる桜ですので、行政のほうはその課題だけが予算として解決できる。ただ、農業の問題にしても、目的が、課題は、行政のほう例えば農業のお米の付加価値を上げましょうといっても、最後のアウトプットは高い金で米を売らなければいけないわけです。売れて初めてそれが成果になるわけです、そのあたりにやはり産業というものがきちんと入り込まないと成果としては不十分だろうと思ってます。産学官のこの辺の連携の中の産が足りないと思っています。これを同じような目的、ベクトルをそろえないと、行政は課題を考えてる、学校のほうは、それに乗ってきて一緒に研究しましょうと言いますが、そこに、じゃあ、私のほうも商売として売っていかうだとか産業としてやっていかうということがそこにかみ合わないと、実際の最終的なアウトプッ

トにはならないというふうに思っています。

今後の一つの課題として、もう少し目的の方向性を産官学がそろえて、産業としてやっていけるような、そういうものを産業界にも声をかけながら、いわゆる商業であったり、中小企業の問題の御意見が今回もあると思います。そういうところに問題解決の糸口として、最後には実際に現場でやってみるといふことが必要なわけですし、そういう視点でこれから取り組んでいかなくちゃいけないと思っていますとございます。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 先ほども大学連携の中で産官学ということではありますが、その中で、例えば農業にしても、しっかりと法人を立てて農業で他の農業産品とは別のもものもやっぺいこうというふうなうねり、動きをやっている農業法人もあります。ですから、地域の中では捨てたもんではないところもありますので、ぜひ、要はいろんな仕掛けがあって初めてそこに、こういうものがありますがどうですかということも出てくるんじゃないかと。初めから商売にどうですかというものではないんじゃないかなと思う。

ただ、問題は、それを大学のほうとしても、あるいは役場のほうとしても、じゃあ、こういう格好でいったらどういう格好のアクションができるかというようなことも、ある程度お互い研究する必要はあるのではないかなと。ですから、研究しながら、そこでこのビジネスチャンスというのが出てくるのではないかなと思います。初めからビジネスができるからこうやりましょうというもんでも、なかなか難しいのではないかなと私は思います。ですから、そういうこれからも研究をしていただき、そして地域のノウハウをいかに大学の研究成果とドッキングした新しい産業創造ができれば、雇用の拡大とかいうようなことに取り組めるんじゃないかなと私は思いますので、ぜひその辺についても研究をしていただきたいと思いますと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。ありがとうございます。仲田議員のおっしゃることもよくわかりますけども、私は、これまでの鳥取大学、また、ほかの大学と連携を幾らしても、学校と自治体が連携の中に、実際の今、農業法人なら農業法人が中に入って、じゃあ、一緒にそのフィールドの中でやってみましょうと、これは商売になるかもしれないんでというところまで持っていけないと、最初にその産が入らない限りは、はっきり言えば効果はないと思っています。部分的な、先ほど桜のような管理の部分ではこれはできると思いますし、それからほかに何かありますか、健康の問題でもそうですよね、病院が中に入っていかなければ、行政と健康問題を鳥取大学と話し合っても、じゃあ、実際にドクターが現場のほうに行かないようなことでは何もない

らないわけですし、そのあたりの、もう一つ目的をそろって実際に行動に移す人の中にいていただくことが大事だろうと思ってます。

今回の農業のお米の問題でも、今、中間報告でございますので、これを結果として、今、法人等がデータとして目を輝かせるようなデータで、これなら食味値として打って出るというような方向づけがあれば法人の皆さんにも朗報にもなろうと思っておりますので、ぜひお声をかけながら、そういうお金になる、または産業として元気が出るそういう方向を探っていこうと、このように思っておりますのでございます。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 大分時間も経過いたしますけれども、要は大学との連携の事業の必要性ということで、地域課題を解決、町の発展に寄与することができるし、移住や事業化につながるケースもあり、今後さらなる展開を期待されると連携事業の必要性を掲げておられますが、私が見る限り、中身が余りにもまだまだ薄いのではないかと思います。ぜひもっともっとやっていただきたいと思うわけでございます。

特に、大学の専門的な知識を持った若者と地域を抱えた地域住民や職員との懇談をしながら、いかに地域課題ができるかという研究と同時に、先ほども話がありましたように、事業ができる、あるいはアクションができるというようなことが本当の連携の意義じゃないかなと私は思います。ぜひその辺のところも含めて、やっぱりこの連携のあり方っていうんですか、ただ講演会をする、あるいは研究会をしたということではなくて、先ほど町長が言われましたように、インターンシップを役場でやったら3名の参加があった。ところが、じゃあ、その中で、3名の方がこのたび募集があったのかどうかというようなのはどうですか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務課長、大塚壮君。

○総務課長（大塚 壮君） 総務課長でございます。鳥大のインターンシップで3名来られましたけれども、その3名がこの南部町役場を受験されたかどうかちょっとわからないところでございますが、一方で、先ほどありましたけど、食味の関係で大学とつき合っておりますけれども、その学生の1人が南部町役場を受験したというふうに聞いております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 仲田司朗君。

○議員（7番 仲田 司朗君） 先ほどお一人の方が受験されたということの話がございました。この連携のあり方というよりは連携を大きくしていただく輪を広げていきながら、本当に若い人が働きやすい職場づくりというようなことも出てくる可能性があるだろうと思っておりますので、ぜひこれを取り組んでいただき、そして専門教育を受けて、そしてそれを地域の中に同化していただける

ような仕掛けづくりというのがこれからも必要になってくるのではないかと思います。

最後になりましたけれども、ぜひその私の思いをお願いし、そして町長にも感想をいただければと思います。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。大学の連携というのは大事だと思います。鳥取大学ばかりじゃなくて、全国学生連携機構のJ A S C Aであったり、ことしでしたね、桃山学院大学が来て手間のあの塀を落として上に、あの造作にも一緒に携わってもらったというぐあいに聞いております。いろいろな若者やそういう学校機関と連携しながら知識というものを共有していく、また、それを産業の中に生かす、これはやはり大事なことだろうと思っていますし、どういふ時代になっても変わらぬ価値だろうと思っていますので、今後ともそういうことに取り組んでいこうと思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） よろしいですか。

以上で7番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩をとります。再開は11時20分にします。

午前11時08分休憩

午前11時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開いたします。

10番、細田元教君の質問を許します。

10番、細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 10番、細田でございます。議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

2点でございますが、全部これつながっております。去年の9月から12月の議会にも同じような質問をいたしました。南部町初めての陶山町長が誕生いたしまして1年過ぎたところで、いかがでしたかということをお聞きしました。

今回の質問は、町長はマラソンが大好きなようでございまして、40キロマラソンと例えまして20キロが終わって、今30キロ地点に入って動いてるところだと思います。そろそろ40キロマラソンのテープを切る期間が、時期が今日の前に参っております。陶山町長は、町長になられていろんなことを坂本町政から引き継いでやられました。私の記憶では、百歳体操を掲げ、各部

落も順次今進んでおります。これが今度折り返し地点になったら、どのような政策をされるのか期待をしてるところでございます。1期、残されたあと2年でございますが、そろそろ新しいことにチャレンジにされるんじゃないかと思って、きょうその第1点は質問させていただきます。

第2点の質問は、共生社会の問題でございますが、ぴんときませんけども、これは今、世の中、2025年問題、また、40年問題が言われております。2025年というのは、昭和23、24、25年生まれの方が75歳に達する超高齢社会になるということなんです。40年問題というのは、その子供さんがちょうどそのころに、40年に75歳ぐらいになると。まだ問題は、その40年の人、要は自分たちの子供たちが30歳、40歳ですね、約3割の方が未婚の方が多いと。子供さんも少ないと。そこで人口減少が一気に起きてくるというのがストーリーなんです。

それに対して、この流れは町長も認識しておられました。その証拠に、ことしの成人式の式辞の中に、成人の皆さん方に、皆さん、お願いがあります、何だろうかと思った、結婚していただきたいと言われたんですね。初めてこのような式辞を聞いたんですけど、それだけ南部町でも25年問題、40年問題について町長は認識しておられます。このような南部町が人口減少に必ずなるだろうと。これをいかにして歯どめをかけ、いかな政策で維持できるのか、また、人口減少の中でどのような政策をしたら町が、また、町民が幸せを保てるのか、本当に今、私は、町長、悩んでおられるんじゃないかなと思っております。

そこで、第1番目の質問と関連して、流れが自分は、このような流れで我が町政になっていくのが言われるんじゃないかと思って今回の一般質問をしました。大きな投網をかけるような話でございますが、その1つの政策、手段として、地域共生社会がどうしても必要じゃないかと私は思っております。みんなで、また、地域の資源を活用しながらこの南部町を守っていく、いろんな人の協力を得ながら幸せに導いていく、私はこれしかないではないかなと思っておりますが、町長の考えはわかりません。これらの話を聞き、また、南部町をこのように持っていきたいという夢、政策をお聞きしながら次の質問をしたいと思っております。

壇上からは以上でございますが、町長、町民に夢を与えるような政策、施策をぜひこの場にさせていただけるならば12時で終わると思っております。よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 細田議員から2点にわたって御質問をいただきました。一番最初に、私の今後2年の基本姿勢を問うという御質問をいただいておりますので、私の町政の折り返し地点に当たって、今後、残り2年間の私の考えを申し上げていきたいと思っております。

平成28年10月の町長就任以来、いよいよ3年目に突入しました。この間、私は「つなぐ・

変える・挑戦する」、これを政策理念とし、南部町の持つ自然や文化、恵まれた環境を次世代につなぐ、そのためには、変化を恐れず挑戦する心意気が大事だと申し上げ、職員に、そして町民の皆さんと話し合ってきたところでございます。私がこれまでの2年間取り組んできました5つの挑戦の進捗を示しながら、残された2年弱の期間の基本姿勢を御理解いただきたいと思っております。

まず最初に、なんぶ創生への挑戦でございます。

南部町生涯活躍のまち拠点整備計画によって進めるサテライト拠点プロジェクトでは、29年春にオープンしたえん処米やは、本年10月末現在、お試し住宅として83人、里山デザイン大学などの学び・交流の場として5,302人、このように多くの方々でにぎわっております。また、本年4月にオープンしたえんがーの富有も、移住した若者による学習塾や、今月末には県内外3万人の来場者を記録するだろうと言われているジェラートショップなど、地域の集いと憩いの場になってきました。せっかくこれだけの方が来られる仕掛けができましたので、町内での滞在時間を延ばす工夫やお金を使っただく仕掛けがこれから重要になってくると思っております。来年4月には、手間地区で空き家を利用したゲストハウス、カフェ、憩いの場が地域でつくるまちづくり会社によって準備中でございます。国内外の旅行客から、地域の子供、お年寄りまで幅広い層に利用していただくよう準備を進めておられます。

社会福祉協議会がひきこもり支援の拠点として整備されたいくらの郷でも、伯耆の国の専門職員による農林業を取り入れたひきこもり支援プログラムが着実な成果を上げております。JOC A連携プロジェクトとして、青年海外協力協会が法勝寺高校跡地に、障がいのある方や、子供からお年寄りまでの居場所となる、いわゆるごちゃまぜ施設も動き出し、先日、現地で温泉掘削に向けた安全祈願祭がとり行われました。

このように、全般にわたってほぼ順調に生涯活躍のまち拠点整備計画は進んでおりますが、残る任期中には、法勝寺高校跡地に予定する佛子園モデル地域交流拠点施設の早期稼働を事業主体のJOC Aと連携して取り組んでいかなければなりません。また、31年度には、法勝寺分館の建てかえ工事に着手する予定ですので、住民の皆さんや関係機関と調整しながら、夢の語れる複合施設に取り組んでいく所存でございます。

次に、子供たちが生き生き育つ環境と人材育成への挑戦です。

平成27年度から取り組む南部町子ども・子育て包括支援センター事業によって、妊娠、出産、子育てにおいて切れ目のない包括的な支援体制が順次拡張、構築されてきており、子育て世代からも、南部町は子育てに優しいまちという評価がいただけるようになってきました。若いお母さん、お父さんの幼児が遊ぶ場所が町内に少ないという御意見から、幼児をお持ちの皆さんの、こ

んな遊び場があったらいいなという御意見を反映した小さな公園づくりの話し合いを2年間にわたって延べ8回開催してきました。皆さんの御意見の詰まった御家族参加型の公園づくりを今後行いたいと思います。

また、小・中学校のエアコン整備など他市町に先がけ環境整備にも取り組んできましたが、今後の喫緊の課題としては、老朽化が目立つ保育園の整備についてです。残念ながら保育士不足や施設の規模の関係から待機児童が発生していますので、この解消と今後の保育園の改築の方針を検討していきたいと考えています。

また、小学校、中学校を通じて南部町を学ぶまち科の授業、その集大成として、平成28年12月から、中学生が町の課題に対して解決提案をするまち未来会議が始まりました。町に対しての真剣な子供たちの気づきや疑問に私たちも真剣に取り組むことが大人の責任であり、おせの背中だと思えます。小さな一歩であっても、その実現に努めることが重要だと考えています。同様に、高校生サークルや新☆青年団など、南部町には他町にない若者たちの活動集団が生まれてきました。このような若者の活動を応援し、ともに町の考えられる環境づくりが将来の人材育成につながり、本当の意味でのまちづくりだと思います。このような視点からも、来年1月の青年議会の一般質問を今から楽しみにしてるところでございます。

次に、健康長寿のまちづくりへの挑戦については、住みなれた地域で最期まで自分らしく暮らしていただきたい、そんな願いを込めて集いの場と運動環境の整備を急いでまいりました。昨年からは進めています百歳体操は、現在、準備中も含めると30カ所、ほぼ3分の1の集落で行われるようになっております。実施後9カ月目の体力測定では、柔軟性や足の踏ん張りを見る手伸ばしテストで平均5.7センチ向上し、30秒間の立ち上がりテストでは平均4.2回の立ち上がり回数がふえていました。筋力がつき、歩くのが楽になった以外にも気持ちが前向きになったという方が88%もおられ、大きな成果が感じられます。来年度は全町を対象にした交流会を行いたいと考えています。

国も、保健事業と介護予防を一体化した通いの場でのフレイル対策、フレイルといいますのは、筋力や身体活動などの低下で要介護の前段階の状態を指す言葉をフレイルと申します。フレイル対策を推進する動きを見せていますので、今後は、西伯病院や保健師、栄養士が通いの場に出かけ、フレイルに着目した口腔ケアや栄養指導を百歳体操の筋力トレーニングに組み合わせ、健康寿命の延伸に挑戦していきたいと思えます。

次に、人と地球環境にやさしい共生のまちづくりへの挑戦についてです。

人に視点を向けた共生は、人権であり、私たちの町がこれまで大切にしてきた人権が大黒柱の

まちづくりをさらに進めなければなりません。誰もが幸福を追求できる、差別しない、させないまちづくりのためにも部落差別解消推進法の具体化を進めなければなりません。

地域環境の共生は、農業と林業の問題に集約されます。農業、林業が廃れば里地里山が崩壊し、私たちの中山間地域で生き続けることは困難になることは、今議会でも同僚議員の御質問にお答えしてきました。奥が深く、簡単な解決策は見つかりませんが、諦めないことが重要だと私自身に言い聞かせ、取り組んでいきたいと思います。

米づくりにあっては、米1俵で1万8,000円が農業を持続させるための最低金額だと私の知り合いの農家の方がおっしゃっていました。私も農家の端くれとしてそう思います。一生懸命米をつくる人が南部町がこれからも農業が続けられるために、高付加価値化、集約化と法人化、そしてドローンなどの先端技術の導入などを通じての支援を考えていきたいと思います。

果樹については、果実の販売に加え、加工を加えた6次化による収益増を目指し、本年度めぐみの里に導入するフリーズドライを利用した商品開発を支援していきたいと考えています。

山林については、町内の施業計画を進め、当面、森林環境譲与税を利用した間伐促進を進めることが必要でしょう。針葉樹を利用し、広葉樹を活用する、そして竹を使うことに解決の糸口を見つけないといけないと思います。

また、議員からの質問にありますように、地域共生社会構築の今、入り口に立っています。集落の人口減少、そして高齢化する中で、誰が支え手になるのかの議論が始まりかけました。できるだけ多くの方に参加いただき、今、見直しの緒についた地域福祉計画の策定が地域共生社会の初めの一步にさせていただきたいと願っています。

最後に、行財政改革に挑戦するについてです。

一般質問でもいただきましたが、総合計画に着手いたしました。来年31年度から10年間にわたる町政の基本計画であり、過去に散見された夢と希望にあふれた計画にはならないと考えています。本格的な人口減少社会の到来を見据えながら、持続可能な地域社会の実現に向けてやるべき政策の方向を指し示すものでなければなりません。また、水道料金についても、持続可能な料金について検討が必要な今後2年間になろうと思います。

以上、少し長くなりましたが、私の前半2年間の取り組みと今後にかける思いを申し上げました。

終わりに、昨年、京都・清水寺貫主、森清範氏に揮毫いただいた漢字1文字は「豊」と「里」でした。南部町の中学生たちが、今の南部町をあらわす漢字1文字に選んだのが「豊」という字でした。そして南部町の未来に託す文字は、広く町民の皆さんに公募し、選ばれた「里」でござ

いました。この2文字に込められた町民の皆様の町に対する思いを具体化、実現するために、残る2年間、全力で町政の推進に当たってまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、地域共生社会についての御質問にお答えいたします。

まず、2025年問題、2040年問題の対応についてでございます。

人口推計では、2040年まで高齢者数は増加を続け、現役世代、青少年世代は減少し続けるため、国におきましては、社会保障・税一体改革において、少子化克服、人生100年時代、給付と負担のバランスを柱に、全世代型社会保障、持続可能な社会保障の検討が行われているところでございます。

南部町におきましても、少子高齢化克服については、子育て支援課を中心に南部町少子化対策推進本部にて各課が連携し、子育て世代への支援、施策に取り組んでおります。結婚支援、妊娠・出産、その後の子育てに関して、不妊治療費助成、誕生祝い金、在宅育児世帯支援給付金等、費用面に関する支援のほか、子育てに関する不安や孤立感を軽減するために子育て包括支援センター、ネウボラを設置して、保健師や助産師、子育て支援員などの専門スタッフを配置し、町内で安心して子育てができるように体制を整えております。

また、人生100年時代に近づき、多くの企業で定年延長が実行されつつあります。仕事や地域での活動、余暇、学習などが御自身の希望がかない、生涯現役で活躍されることが可能になるように応援することも行政の役割であると言えます。生涯現役で活躍されるためには、まず健康長寿であることが重要です。フレイル予防に取り組むことがそういう面でも重要であろうと思っております。一般的にフレイルの予防には、1、運動や外出などの身体活動、2、栄養や口腔ケア、3、就労や社会活動などの社会参加の3つが効果的であると言われております。南部町では、既に開始をしております百歳体操の普及により、介護予防や健康な体づくりと地域の集いの場の確保にもなり、社会参加の促進になると考えております。

また、そのような場にまちの保健室の開催もあわせて行い、保健師や栄養士などの専門職による栄養や生活習慣病予防の健康教育も実施してまいります。生活習慣病を予防することで認知症を予防できるという知見もございますので、これまでも実施してきました生活習慣病予防に取り組むとともに、高齢になれば誰しも認知機能に支障が出てくるものですから、認知症になっても安心して暮らすことができるまちづくりを進めていきたいと考えます。

また、西伯病院で導入予定の歯科診療車の活用は、医師や言語聴覚士の医療スタッフの協力で住民の歯科口腔の定期的、専門的なケアにつながることを期待しております。身近な集まる場所

や機会ができることで地域のコミュニケーションを高め、互いに見守りの気持ちを持っていただき、住みなれた地域で暮らし続けられるよう助け合い、支え合うまちづくりに努めたいと考えております。

次に、地域共生社会を築くための施策についてのお尋ねです。

2025年問題、2040年問題を考えるとき、制度、分野ごとの縦割りや支える側、支えられる側という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が我が事として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて丸ごとつながることで、誰もが役割と生きがいを持つ地域共生社会の実現は必須のものとと言えます。これまで主に高齢者を対象に住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を2025年までに実現するように言われてきました。特に今後増加が見込まれる認知症高齢者の地域での生活を支えるためには、地域包括ケアシステムの構築が大変重要になります。

しかし、家庭の課題対象は高齢者だけではなく、子供や障がい者を含めて全ての世代であり、貧困や社会的孤立など、これまでは表面化しにくかった課題が顕在化してきました。町では4月に福祉総合相談窓口を開設しましたが、家庭内の課題が複雑化、多様化していることを実感しております。現行の制度の狭間の課題や行政あるいは専門職だけの対応が困難な事例もあり、地域住民との協働が欠かせない場面も見受けられます。

ある集落では、高齢でおひとり暮らしの方が認知機能の低下もあり運転免許証を返納されましたが、御近所で病院や役場への送迎や電話を御本人にかわってかけたり、話し相手や見守りに取り組まれました。認知症があっても身体的には健康な方ですと、病院への入院の必要がなかったり、利用できるサービスも限られることもありますし、経済的に施設の利用が困難な場合もございます。

町は、社会福祉協議会や包括支援センターなど専門職が連携して対応しておりますが、公的な制度の活用に加え、日々の生活において地域の皆さんのできる範囲での支援や見守りが在宅生活の維持につながると考えています。今後この地域共生社会を実現するためには、個人や世帯が抱える複合的課題に包括的に支援できる体制づくりが必要と考えます。現状の福祉総合相談窓口はワンストップの対応を目指していますが、相談者の状況に応じて必要な関係機関につなげ、協力して伴走支援に努めてまいります。

そのためには、役場でも、福祉以外の部門も含めた横断的な連携や職員が自身の担当分野以外へも関心を持ち、地域の課題にも気づく力を持つ人材育成に取り組む必要があると考えます。まずは次年度に地域福祉計画の改定に取り組みたいです。地域福祉計画は地域の課題解決の

指針となるものですので、現在取り組んでおります生活支援体制を考える会や地域福祉を担う社会福祉協議会と連携し、地域振興協議会を初め住民の皆さんや各種団体などから御意見を頂戴しながら、課題の把握やその解決に必要な仕組みを検討し、計画の中で取り組みたいと考えています。地域福祉計画の策定をきっかけに、住民の皆さんに地域の問題や課題を我が事として捉えていただき、地域全体で支え合う機運の醸成に努めるため、地域に出かけたり、講演会やワークショップを開催し、啓発を図ることから始めたいと、このように考えているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君の再質問を許します。

細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） いろいろたくさん言われましたね。町長、ここ2年間で今言われて、ぱぱっと私、お聞きいたしました。確かにえん処米やか、5,000人近く来場者があると。えんが一のにもジェラートを通じて3万人の来場者があるだろうと。それらの人にこの町内でお金を落としてもらうような仕掛けをしたって言われました。これ大事なことだと思いますけども、今さらって言われましたけど、このさらって言われた中には、ひきこもり成果があったと。J O C Aが高校跡地で共生型、早期にお手伝い、一緒になってやりたいと。31年には公民館複合施設をきちっとやる、ポケットパークを今後すると言われましたね。保育園の整備を検討します、まちの未来会議にとか青年団、若者、With youと、この青年議会にすごく期待しておると言われました。でも時間が少ないですね、たった10分でしたよ。

それと、百歳体操、これにも病院が出かけるように仕掛けをするって言われました。それと、農業、林業に力を入れる、物すごくたくさんの方のことを言われたんです。あと2年で、これ優先順位からいったらどれをされますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。たくさんの方が集中的にどんと宿題として出るのでなくて、常にこれは、これまでの坂本町政から引き継ぎながら動いてきた川の流れのようなもんです。したがって、その都度、優先順位というのが見きわめなければいけないと思っています。今の課題が来年になれば違った課題になったり、また、優先順位が変わったりということとございますので、今この場で来年の優先順位を申し上げるわけになりませんが、全ての中で重要な問題がこのように私たちの中で、私たちの生きてるといふことと一緒に動いてるといふことを共通認識とさせていただきたいと思っております。その中で、また順次その場その場の中で優先順位をつくりながらやっていこうと、このように思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） では、1つお聞きします。ポケットパークをつくるというのは、当初予算、町長が町長になられたときから言われた言葉でして、これのアドバイザー的な存在を誰か人物を指名されてそこに予算もついておりましたが、もう折り返し地点になってますが、これはできますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。一般的に言えば、こういう公園のづくり方はしないとします。行政のほうがレイアウトをして皆さんに住民説明会をしてつくるとというのが本来の姿なのかもしれませんが、私は、あえてこういうものが足りないというぐあいには言っていた。若いお母さんや、それからお父さんのその願いを直接聞きながら、じっくり2年間かけながらやってまいりました。形はまだスケッチのようなものしかないと思います。これを図面にしていかなくちゃいけない作業が本当にできるかどうかはわかりませんが、こういうことに対しても、やっぱりもっとじっくりやっていく時代に来たんじゃないかなと思っています。この事業を公共事業として捉えるのか、子育て支援の一つのイベントとして捉えるのかによって、ありようや、これから先々も違ってくると思います。

私の願いは、お父さんやお母さんがこの計画に加わって一緒に公園をつくること、そして子供たちが少し大きくなってからでも、これはお父さんやお母さんと一緒につくったものなんだと、さらには、この地で結婚して自分の子供が生まれたときに、その公園をまた改修しようとか自分の子供を遊ばせるだとか、そういう長いつき合いをするためには、もっと住民参画の手法もあっていいんじゃないかと、そういう一つの試験的な取り組みでございます。少し時間がかかっていますけど、お許しいただきたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） そうなんです。町長、時間がちょっとかかり過ぎみたいな気がするんですよ。今まで、今ずらっと言われたのは、前の坂本町政時代から続いたことを引き継いで、今、結果としてできてるんですね。

それで、今いみじくも1つだけ何とかしてほしいのは、せっかくえん処米や、5,000人から来てる、ジェラート、えんがーので3万人から来られると。これに対して町内のいろんなところでお金を落とすような仕掛けをしたいって今はっきり、これは坂本町政にないことです、陶山町長が言われたんです。その仕掛けをしたい希望があるんです。具体的にはどのようなことを考えておられるのかお聞きしたいし、これは大事なことだと思います。町内の人も、ただしたい

だけじゃあかんと思いますので、具体的にどのようにして落としたいというのをお聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。いっぱいあると思いますよ、3万人も人が来れば。ただ、そこに挑戦していただくためには、御自分のリスクをとってでも、例えば農業であれば、そこに立っていただけるかどうかのところに少し後押ししてあげる必要があろうと思います。例えばえんが一のの周りには、まだ農地がありますので、あそこで収穫できるような農産物、ブドウであったり、イチゴであったり、いわゆるワンハンドで食べてワンハンドで始末ができる、そのままぱっくり食べられるものが今の若い人たちの志向ですので、そういうものをあの地域でつくれば、農業が違った意味で3万人の利用者の中で目の前で販売し、成果が出てくるだろうと思います。

また、今のフリーズドライの加工技術を使えば、年間その果物をお菓子として加工できますので、例えばイチジクの加工であったり、イチゴの加工であったり、そういうものを使いながら、一つの季節でないと商品価値として成果として売れなかったものを12カ月に延ばすということもできると思います。いわゆるきのう出ていました竹するめと同じことだと、加工することによって年間を通じて消費形態としてつくることができる。このようにいろいろたくさんありますけれども、行政がこれをやりなさいというものではありませんので、先ほど仲田議員とも話しましたように、やはり商売、お仕事、農業や、または商売をされる皆さんが、こういうところをやりたいと、自分はそこまで来るんだからこういうをしたいと、こういう気持ちを後押ししつつ、一緒に伴走しながら応援していく、こういう仕掛けが必要なんじゃないかなと思っています。

全ての地域の中でそういうことが言えますし、もう1点言わせていただければ、今やっています小さな拠点は、これはまだつくって緒についたばかりです。おかげさまで利用はふえていますけれども、地域の皆様がこれからここを小さな拠点として、集いの場として、先ほど言いました健康寿命を延ばしたり、地域の憩いの場であったり、そういう有効の利用の仕方をして地域の皆さんがこれはよかったと思っていただくためには、まだまだそういう地域の皆さんの使い方が足りないんじゃないかと思っています。そういうところを、具体的にこういう方法ということはありませんけれども、ぜひ地域の皆さんとも知恵を出し合いながら、有効な利用の方法を探っていくということもこれからの仕事になろうと思います。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 今の話、ちょっと水かけ論じゃないですけど、追いかけますけど

も、ほんなら地域の住民の皆さん、例えばジェラート屋さんのところの今例を言われましたが、あっこに田んぼもあるし、いろんなもんもあるしって言われた。それらを活用すれば金になるじゃないかって言われる。なら、その周りの人がそれに気づかなんだらどうされるんですか。それに気づかせるような仕掛けが必要じゃないかと私は思うんです。

町政が出っ張るじゃないって言われましたけども、行政が出っ張らんでも、その地域の農業とか、あの周りのフルーツ、果物をしてる方やちが目を覚まされるような仕掛けが私は必要だと思いますが、されましたか。フリーズドライを云々って言われました。今、実際に産業課がそのように動いてますか。そのような仕掛けをそういう住民に、生産者に言うておられますか。農業法人等あそこにありますか、そういう人やちに話し合いでそういうことをいかがですかというような話もない。向こうが言うてくるのを待つだけでしょうか。そこをお聞きしたいです。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。町長がどこまでそのことを直接出向いて話をするのかというのが、私はこういう議会の場で皆様とお話をするところを町民の皆様が聞いたり、法人の皆様が聞かれたり、商売なさってる方が聞かれたりすることが一つの火をつけることにつながるんじゃないかなと思っています。チャンスだと思いますので、3万人あそこに人が来てるっていうことは町民の皆さんもそうそう御存じないと思います。法勝寺のあその米やさんに5,000人以上の人が来てるといっても、これは数字的にはあんまりわかっておられないと思います。こういう機会を設けていただいたわけですから、ぜひこれを機会に皆さんが知っていただいて、それだったら自分はこういうことをしたいけどどうだと、今だったら新年度の予算にもまだ間に合います。またその次の年でもいいでしょう。中途のところでもいいですから、ぜひ私はそういう提案型のものをやっていかなければ、行政が先頭に立ってやるというスタイルは、余りにももう既に時代おくれになってると思います。ニーズが多様になってますので、今、私が言ったのはほんの一部ですけれども、多様なニーズをつくり出していくのはやはり多様な人たちだと、このように思っています。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 陶山町長のシステムというか、気持ちがよくわかりました。要は町民が、また、第1次産業を行ってる方や第3次産業、販売してる方やちが本当に自分はこうしたいというのを待つのか、せっかく町長がそういうぐあいに思いを持っておられるならば、周りのここにおられる課長さんが、それを感じたら仕掛けをするんじゃないでしょうか。私、聞いてませんよ、そういう農業法人が云々。確かに一生懸命やってますよ、農業法人、町長の気持ちが

伝わってないじゃないですか。なら、それを待ちましょうですか。そういうところへぼっと火をつけたりなんかする仕掛け、それは以心伝心で、ここにおられる課長さんやちが一番よくわかってるんじゃないですか。町長が動かんでも町長の気持ちさえわかれば担当課が動くんと違いますか。その件はどうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） これはいろいろあると思います。以心伝心で行政のほうが出向いていて、こんなことをやりませんかというのもあるでしょうし、それから法人の方が声をかけていただいて、こういうことをしたいんだけどどうだろうか、これはこれまでもあったことだと思います。ただ、やはりもっと情報は提供して、住民の皆さんに、今こんな施設ができてこんな効果が出てますよ、チャンスですよっていうことがもっと効果的に皆さんに知っていただくことが大事だろうと思っています。農業の問題でも林業の問題でもこの数年間大きく変わりかけてきてます。そういうその頑張ろうとするところに後押ししていく、これがやはり行政の大事な役目だろうと思っていますので、広報活動はこれからもどんどんやっていこうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） ぜひその辺をしていただきたい。だって、住民は、あっこに人がたくさん来ている、南部町の米はすごくおいしい、南部町の輝太郎の柿はすごくおいしい、みんな知ってます。この販路の仕方、また、アンテナ、わかりませんよ、どういうことをやったらどういう補助金が出るかわかるか、ほんなら全部自分が金を出すんかと思うんだ。そんなのはここにおられる方がプロでしょ。農林水産業についてもいろんな補助金がありますよ。商工業について補助金があると思います。それらをとってきてそういうことを教えてあげることが私は後押しというか、火つけ役じゃないかと思うんですが、いかがですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。今は、プロの農業であったり商業であったり、その人との関係性でございますので、一定はアンテナは高くしておられる種目の人だと思っています。一方で、そうではない地域に暮らす方たちに、じゃあ、行政のほうでそういう課題について解決方法を言ってきたかという、この近年やはり少し弱ってるなというのが私の実感です。きのうの一般質問の中にもありましたけれども、私の願いとしては、地域に出かける、外に出かけていく行政が今ほど求められてるときはないだろうなと思っています。そういうシステムとして、仕事の上でやっていただくことですので、気がついたら役場の中で誰もいなくて、外へぼっと出ていってただけではいけませんので、そういうものをどういう形になるやら、システムとして地域のお手伝い

ができるような職員に持っていくのかということは私のこれからの課題だろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 町長もよく御存じで、町長はこないだの長束議員の一般質問の中で、いいことを言っておられるんですよ。住民の幸せを推進することが一番大事なことで、農業でも第1次産業でもどこでもいいですよ。例えば、ここに工業団地、NOKがございます。NOKに支援とか云々は無い、大企業は自分やちで自分のことをやるんですよ。うちげの町にそんな企業はありますか。政治は弱者に僕は向かないけんと思う。強者は、力ある人は自分でやりますよ、資金を持ってっていろんなことをして情報を持って。町内にそういう人がおらんでしょ。ならば、そういう人やちに目を向けて、そういうところに光を当てて教えてあげて、頑張れ、頑張れっていうぐあいにするのが、私は陶山町長はそこまで言われたからにはされると思うんですが、これはできるんだと思いますけど、いかがですか。物が大きければ自分やちでやりますよ。ちっちゃな事業所だからできんだ、わからんもん。ガバナンスもコンプライアンスも何もない、そういうところに教えてあげるような、僕は陶山町長ならできそうだけでも、いかがですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほど言ったことの繰り返しになるかもしれませんが、そのシステムとして役場の体制が硬直して、役場の中でコンピューターを相手にネットワーク上で仕事をするのが少し多いなというぐあいに思います。今も言ったように、幸せを感じるのも人の心ですんで、もう少し住民のそばに寄り添うような、そういう仕掛けやシステムづくりが行政の上でこれから必要になってくるだろうなと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 今、町長が言われました各課長さん、ぜひとも今の町長の言葉を聞いて、アンテナ張っていただきたいと思います。後のある議員が一般質問されると思いますけれども、我が南部町では国保会計でも6割の方が軽減世帯なんですよ。そういうところに目を向けて、いかにしてこの人やちを何とかしようというのを持っていただきたい。町長は今そう言われました。ぜひともお願いしたいと思います。続いて、これは今度は、町長の姿勢が大体そういうことでわかりました。ぜひとも町長の姿勢が成果としてあらわれるように、各担当課長さん、政策を今後求めていきたいと思っています。

次、共生社会についてでございますが、これは町長はもちろんよく御存じだと思います。この共生社会が出る前には、最初は今言われました地域包括ケアなんです。地域包括ケアから地方創生、一億総活躍、まち・ひと・しごと云々になって、その中に共生社会がある。全部一緒なんで

す、これ。我が町のそれを進める資源をいかにして活用して、我が南部町、今後……。なぜこういうことを言うかという、こないだも大島老健局長が来られましたし、山崎史郎さんも来られたのですが、今そういう仕掛けをしなければ、25年、40年問題に残れませんよってまで言われた。これは一番身近な、わしらの一番地についての町村首長がそういう今仕掛けをしなければだめだよって言われたのを、町長はどこにそういう仕掛けをされるか、お聞きしたいと思う。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。新たにつくる地域福祉計画が初めの一步だと私は申し上げました。今、福祉計画が滞っています。この福祉計画を誰と話し合っつくるのかがポイントだろうなと思っています。このつくる過程によって、いろいろな、じゃあ、誰が誰を支えるのか、その支える人は誰なのかという議論も出てくると思います。いわゆる「丸ごと」の中で、幼子を抱えて生活に苦しんでる人もそうでしょう、今までも年齢で切っていましたんで、75歳以上の後期高齢者はやはり一番支えなくちゃいけない。しかし、今、人生100年時代になって、80歳になっても90歳になっても20代よりも元気な高齢者もおられます。そうではなくて、年齢で区切るのではなくて、本当に困った人のところに光を浴びせる、そういうものをつくらなくちゃいけない社会が今来てるんだと思っています。

そのためにも、先ほどの話に出てきました行政が、昔からの年齢構成であったり、この人はこういう状況だとか、もちろん収入だとかそういうもので割り振りながら、一方的に、この範疇の人が支えられる側なんだという決めつけは、これから先の社会では非常に難しいだろうと思っています。もっと焦点を絞った議論が、そして支える側も年齢だとかそういうことではなくて、小さな幼子であっても高齢者を支えることがあるかもしれません。幾ら年をとってても子供たちを支えることができるかもしれません。そういう視点に立った福祉計画が必要だろうと思っていますし、行政の取り組みもそういう視点が要るだろうと思っています。各課を乗り越えた横断的なものもきっと必要になってくるだろうと思っています。そういうことを全て包含した考え方の変化、この初めの一步が地域福祉計画への対応だろうと思っていますので、私も楽しみにしてるところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 楽しみにしておられるのはいいですけども、一番危機感を持っておられるのは私、町長じゃないかと思う。今後の人口推計、25年、40年問題を見れば。そういうときに、我が南部町の住民が一番困りそうだなと思うのは何だと思われませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 一番困るっていいものは、いろいろあるんでしょうけれども、移動手段、公共交通をどう持ってくるのか、それにまつわる衣食住全てのこともあると思います。これをどうつなげていくのかということにつながるだろうと思っています。

私は、南部町というのは非常に福祉、例えば医療であっても、西伯病院のドクターが今14人ですか、からおられますし、看護師の数でも100人から上、訪問看護師は6人になりましたか、6人になったと思います。ゆうらくという立派な施設もありますし、いろいろなものの資源はたくさんあると思っています。スーパーもあるわけです。それを、この100平方キロから超えたところに人々が住んでいますけども、私は、コンパクトシティのような1カ所に集めることではなくて、地域振興協議会を生かしながら、その7つの地域の中を中心にしながら、できるだけ住みなれたところで暮らし続けてもらいたいと思っています。しかし、医療にしても、または買い物一つにしても、今の段階では何とかで移動しなければならない、これはこれからの高齢社会の中では非常に課題になってこようと思っています。理想は、そこに出かけていくっていうのがいいんでしょうけれども、比率の中で高齢者がどんどんふえる中で、これができるのかどうかという問題もあろうと思います。この辺の道筋が一番私は心配しております、どういう手法でサービスを提供していくのか、この辺もこれからの研究課題の一つの大きなところだろうなと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） それは当然だと思し、私は、その前に、町長、町長もいみじくも前に言っておられた。この一般質問のときにもたくさん出ていたと思う。我が町の住民の命を守るために、災害が一番大事じゃないかと、災害と住民の幸せじゃないかとぼろっと言われたことがあるんです。私はここに入ってる。そうなったときに、そういうことを考えた政策が必要じゃないかと私は思いますけど、町長、自分が言われたんですよ。思い出されたかどうか、言ってみてください。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。口癖のように防災と福祉だと言ってますんで、これは表裏一体だと思っています。そういうことがアウトリーチができるような地域をつくっていけば、これは防災の誰が危険で誰が誰を助けるのかということにつながると思いますので、私はそれは可能だろうと思っていますけれども、日常の今度ふだん使いの皆さんの暮らしの中でこれから本当困ったなというのは、そういうところにあると思っています。都会部は、その点、比較的足腰さえ強ければ移動可能なんんでしょうけれども、これから先々のことについてはそういう面で非常に心配

をしています。もちろん防災については非常に重要な問題ですので、高齢社会に合った防災対策を防災監が今中心になりながら一生懸命やっていますんで、これをさらに発展させるつもりではありません。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） そうだと思います。ぜひともお願いいたします。やっぱり今後、我が南部町を支えていくには、住民力と地域力が必要だと私は思いますけども、町長、この認識は私と一緒にいいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） そうだと思います。そういう人材がいるんでしょうけども、そういう人と人をつなげる仕掛けが今必要だろうと思います。ぜひ有効な資源がたくさんある南部町ですので、その資源をつなぐ役目を、ぜひこれからの2年間、完了はしないでしようけれども、前に向かって進みたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 意思が一つにできました。どうしても今後、人口減少の中で、40年問題、25年問題を考えれば、昔は80・50ラインって言ったんだ。80歳のおばあちゃんに50歳の息子、独身であると。それが寿命が延びて、今は90・60歳ラインになっちゃったんだ。こんなこともありますので、本当に地域包括ケアっちゅうのは大事なことだと思う。

そこで、いみじくも町長、さっき答えがありました。水道のことを言われましたね。今後ほんに水道、これはまた別の機会に言いたいと思いますが、水道事業を維持することがどうなろうかと心配しておりますが、これはまた次回のときにお聞きします。

また、今いみじくも言われました、地域共生で一生懸命するには病院の力が必要であると。病院というのはすごい資源だと私は思っています。この南部町を、医療、福祉を連携した、中心としたまちづくりということは考えられませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。医療を中心にしたまちづくりというのも一つの切り口ですし、高齢社会の中で医療はなくてはならないものだろうと思っています。これが町民の皆さんの身近なところに常にあるような西伯病院でなければいけないと思いますので、事業管理者とも十分な協議や連携をしながら、これからの西伯病院のあり方等にも言及していきたいと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 物すごい医療っていうのは、バックに医療があるのとないではまちづくりが大きく変わると思います。この西伯病院が今回新しく歯科の検診車を買うことになりました。これが百歳体操とか、いろんなどころに行って健診事業とか地域住民の健康に寄与することを今やると町長も言われましたが、これは町の施策でございます。と私は思いますが、こういう町の施策を病院が、今、公営企業法で独立会計でやっていますが、全てそういうのを例えばこれは病院がすることだと町の政策上、病院が動いたならば、そこには町のほうから人的、また、財政的な支援っていうのは考えられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これは病院が経営のために出ることではありませんで、町民の健康増進のために出ることであれば、町として皆さんにお願いしながら予算化をしなければならぬ項目だろうと思っております。言語聴覚士であったり、歯科衛生士という資源が病院にはあります。こういう人たちを現場の住民のもとに行かせることによって、口腔ケアが格段に上がってくると思いますよね。そのことによって肺炎であったり、もしかしたら認知症にも大きな影響があるというぐあいにこのごろ言われていますので、ぜひこれは、病院のいろいろなお立場もあると思いますけれども、お願いし続けたいけれど、このように思っているところです。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 今度、病院のほうに特化しちゃったですけど、今、病院は大変経営が厳しいんですね。確かに交付税もトンネルで3億から4億近く入れておりますけども、大変なんです。そこには政策医療というのを掲げておるんですよ。その政策医療について、やっぱりこの政策医療は交付金がついてるついてないのをちょっと仕分けしていただき、ぜひとも町もそれに対して応援していただきたいと思っております。これは約束していただけますでしょうか。わしが言うことじゃない、事業管理者が言うことかもしれませんが、私のほうから言わせてもらいます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。保健衛生として、または健康増進として医療より前段階で町民のために動いていただくことに対しては、当然これは支援をしなくちゃいけないことだろうと思っております。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） ありがとうございます。その言葉を聞いて安心しましたね。

それと、もう1点、こないだの国保新聞に、これは12月1日付です。町長も読まれたと思

ますけれども、そこで、全世代が安心できる社会保障制度の構築に向けて、抜粋ですが、31年度予算、来年度予算に国が上げる分です。社会保障改革の当面の重点項目というのがあるんです。そこに公立病院のあり方もあります。我が町の今後の人口推計等を考え、西伯病院が今のままの状態でもいいのか悪いのか、そこにてこ入れをせにゃいけんのかどうか、どのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。よく言われることですが、198のベッドがあります。99床と99床、精神99に一般99、このバランスが本当にいいのかどうか、それから急性期と慢性期、その辺のバランスがいいのかどうか、こういうところがこれからの課題になると思います。病院をつくったときと大きく環境がまた変わってきています。それから私たちが今目指さなくちゃいけない2040年に向けての、または前段の25年がありますけれども、そのための医療に今の西伯病院が耐え得るのかどうかも含めて、これは病院と本当に真剣に考えなくちゃいけないと思ってます。院長も新しくなりましたし、精神科の出身でございますので、ぜひそのあたりのところはこれからも話し合っていく必要があるなと思ってます。事業管理者を中心にこれから協議したいと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 具体的に、この中に、地域医療構想の進歩のおくれている公立・公的病院の対応促進、病床過剰地域の大胆なダウンサイジングを支援しますよとまでもう堂々とやってきました。これに対応できるような政策をぜひとも、これは病院ばかりに任せたらだめだと思います。開設者である町も一緒になって、我が町に必要となる西伯病院をぜひとも今年度中でもいろいろ考えていただきたいことを要望しますけれども、町長、管理者、ちょっと答弁をお願いします。まず管理者から。

○議長（秦 伊知郎君） 病院事業管理者、林原敏夫君。

○病院事業管理者（林原 敏夫君） 病院事業管理者です。2025年、2040年に耐え得る西伯病院、明るく元気な南部町に西伯病院はなくてはならないという存在でありたい。1つ私の最近の事例を紹介しまして、今、私が思ってます西伯病院の一つのあるべき姿を紹介したいと思います。

私の近所に後期高齢者の御夫婦がいらっしゃいまして、おばあちゃんはデマンドバスで一生懸命西伯病院へ、そしてさらに医大に通っています。おじいちゃんは、自分で自活できませんが、家にいます。足腰立ちますが、家にいます。料理できません。車、運転できません。おばあちゃ

んいないと多分命もちませんという家庭です。私、おばあちゃんに頼まれてますが、私、西伯病院に行ってる。おばあちゃんに頼まれてます。敏夫ちゃん、私がもしこのまま病院に行って入院となったら、おじいさんも入院させてごせと言われてます。

私は、おじいさんは足腰立つし、こういう人が入院できるかなと素朴に思って西伯病院のある会議で素直に聞いてみました。結果は、できます。緊急入院、いろんな窓口がありますが、入院できます。この事実を知って私は非常に心が晴れました。恐らく、地域共生とかいろんなことを今言われてますが、支え合う、そういった中で、西伯病院の仕事は、もちろん病気を治すのもそうありますが、病気にならない、かからない、そして病気になりかけてる人、そういった人たちを支える、私は、そういったところに一生懸命やらせて、今の歯医者の話もありますが、出かけていく、そして来ていただく方にはきちんと対応する。一人一人のですね。

それと、もう一つ違う話をします。日南町の人が今、西伯病院にかかっています。私の親戚。何で来てるの、西伯病院に。これ、どっかで言いましたけど、雪降ると、日南病院のほうが近いんですよ、日南病院の人がいたらごめんなさい、日南病院が近いんですけど、道がいいし、西伯病院のほうが雪が降っても安心だしという話を聞きまして、私は、こういったいろんな人がいますが、一人一人の暮らしに安心をお届けできる西伯病院、来ていただいて、本当に一人一人のいろんな事情がありますが、いろんな事情を大切にし、それに応え得る西伯病院にしたいと思っています。ちょっと答えになりませんでしたかもしれないかもしれませんが、私の思いの一端を述べさせていただきました。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。鳥取県西部の医療は県の中でも少しいびつな構造で、急性期医療の取り合いをしているところです。それで、なかなか経営が成り立たないところで、一気に慢性期医療に今度は入り込んでくる。西伯病院が得意として慢性期医療のところに入りますので、どうしてもパイを食われてしまうということもあろうと思っています。それから米子市が近いですね、近いということもあろうと思っています。この中で西伯病院が何で生き残るのかというところは、やはりこれを考えていくのは、経営とドクターの技量だと思っています。ドクターのどういう医療がしたいのかというのが最終的には病院の医療を決めると思いますので、そのあたりを病院と十分に相談しながらやっていく必要があると思います。

ダウンサイジングした場合の、あとの交付税の減額部分、これをとにかく国に対して責任をとってもらわないと、今まで建てる時からそういうことを前提にしながらやってきましたんで、根底から狂ってしまったものを1万1,000人の町民がおんぶするということは、土台これは無

理なことでございます。こういうところも含めながら、もう少し病院と相談していく必要があらうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） 事業管理者の熱意というのはすごく伝わりますけども、陰でも、そういう熱意が病院の中のソーシャルワーカーとか職員とかがこういうことを言ってもらえば、もっとよくなると思う。事業管理者と町長は同じ考えで同じ気持ちになってもらわなきゃいけないと思う。あくまでも経営であるし、町のためにいかに病院を持っていくかということ町長と協議していただきたい。今のダウンサイジングの話、一番大事な話で一番頭がこれだけいたしいとこなんです。これは国にも要請して私もまいりたいと思いますけども、お願いしたいと思っています。

今後とも、もうやめます、12時半になっちゃった、12時の予定が。町長、政治は、政策は陶山町長にぜひとも一緒になって考えて、これは田中角栄さんが言ったんですね、政治は弱者のためにあるって。あんな金権政治した人がよう言ったなと思いましたが、これは町長も同じ気持ちだと思います。住民の幸せを願うということを長束議員の一般質問のときに言われました。それを根底とした町政を今後2年を超してでもしていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。力強い細田議員のお言葉に、また身が引き締まる思いでございます。町民の幸せを願うというのが当然政治の一番の根幹だろうと思っています。現実を直視しながら、どういうぐあいに町政を向かわせるのか、総合計画の進展や、それから各種の方針、さらには、職員の現場感っていうんですか、出ていける職員、そういう役場を目指して心機一転、また残りの2年間頑張ろうと思っています。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 細田元教君。

○議員（10番 細田 元教君） これで終わります。今、町長が言われましたそれを肝に銘じて、各課長さん、これに沿った政策、施策をぶつけてつくっていただきたいと思っています。この人口減少問題、教育長はきょういませんけども、教育にも絡んでまいりますので、よろしく願いいたしますことを申し上げて、一般質問を終わります。長いこと済みませんでした。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で10番、細田元教君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで昼休憩に入ります。遅くなりまして大変申しわけありませんが、

再開は1時40分にしますので、よろしくお願いいたします。

午後0時33分休憩

午後1時40分再開

○議長（秦 伊知郎君） じゃあ、時間になりましたので、再開いたします。

9番、景山浩君の質問を許します。

9番、景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 9番、景山浩でございます。議長のお許しをいただきましたので、町の小規模企業振興対策と若者の町外への流出対策の2つについて質問させていただきます。

まず、1番目の町の小規模企業対策について伺います。

少子高齢化や人口減少、交通事情やネット購入の普及などの経済社会情勢の変化により、我が南部町でも地域内の経済活動の衰退、地域活力の低下が進行中です。地域の経済活動、特に地場の小規模企業や事業所支援のために、国は中小企業基本法に加え、小規模企業振興基本法を平成26年に施行し、小規模企業や事業者の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることとしました。この法は、基本理念に、小規模企業の意義や機能、必要性、果たすべき使命並びにあるべき姿や進むべき方向性をうたうとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにすることで、小規模企業の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民経済の健全な発展及び国民生活の向上を図ることを目的としています。この小規模事業者が大半を占める我が町で本法律の理念を実現するためには、県や町でも国の基本計画に沿った条例を制定することで、施策の一貫性、継続性を確保し、相互補完を図り、小規模企業の振興を図ることが重要であると考えます。

そこで、お尋ねします。1番、地元小規模企業の事業活動の意義についてどのようにお考えでしょうか。

2番、我が町の小規模企業の実態、事業所数や就業者数、売上高や、それら数値の経年推移などの把握状況や、それに対する考察はいかがなものでしょうか。

3番、町の予算総額に占める商工関係予算の割合が近隣市町村に比べて低いと思われませんが、その原因は何でしょうか。

4番、小規模企業振興法の理念に対する県や南部町の取り組み状況はどのようになっているのでしょうか。

5番、南部町小規模企業振興に関する条例の制定の必要性をどのようにお考えでしょうか。

次に、2番目の若者の町外への流出対策について質問します。

我が町では、経済活動や地域活動、学校教育など多方面で少子化、人口減少の影響が顕著にあらわれ始めています。なんぶ創生総合戦略では、産業振興、雇用創出により職場を創出し、移住、Uターンの推進で人口の社会増を図り、少子化対策、子育て支援で出生率の向上を促し、地域の活力創出でにぎわいのある魅力的な住環境をつくることを目指すとしています。これは言い換えれば、住民にとって働きがいのある職場があり、子供がふえ、町外からも人が集まってきてにぎわいがある、そんな魅力的な南部町にしていこうという目的を掲げたものであり、町民誰もが望んでいる町の姿と言えます。ところが、残念ながら現実には、個別の施策では効果が上がっているものもありますが、全体的に見て、少子化、人口減少傾向、特に若者の町外流出に対して効果が上がっているとは言いがたい状況と言わざるを得ません。

そこで、お尋ねします。1番、若者が進学や就職、結婚などで町外に出ていってしまう状況をどのように把握しておられますか。また、コーホート分析の結果をどのようにお考えでしょうか。

2番、少子化や人口減少の真因が何であるとお考えでしょう。

3番、若者の流出対策としての施策は何でしょうか。また、現在実施されている施策のU・Iターン促進策の成果である移住者の年齢構成等はどのような状況でしょうか。

4番、実現可能性を問わず、若者の流出対策として必要な、または有効なものは何だとお考えでしょうか。

以上、壇上からの質問といたします。御答弁よろしく願いいたします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、景山議員の御質問にお答えしてまいります。

まず最初に、地元小規模企業の事業活動の意義についてどのように考えるかという御質問についてお答えしてまいります。

平成26年6月に公布施行されました小規模企業振興基本法において、小規模企業者とは、おおむね常時使用する従業員の数が20人、商業またはサービス業に属する事業として営む者は5人と、これ以下の事業者を言うことと定義されており、南部町の商工業者のうち約9割がこれに該当することになります。小規模企業の皆さんの行われる事業活動は、まさに地域に密着したものであり、事業活動を行われる中で地元の需要に応え、また、就業の機会を提供するなど、地域経済の安定と地域住民の生活を支える非常に大きな役割を担っていただいているものと考えております。また、南部町の特徴を生かした新たな産業の創出などにより、町の経済はもとより、町全体の活力の源泉となるものであると認識しております。

次に、我が町の小規模企業の実態、事業所数や就業者数、売上高やそれら数値の経年推移などの把握状況や、それについての考察はどうかとの御質問でございます。

平成30年度版鳥取県商工会白書による南部町の小規模事業者数は231事業所あり、町内262の商工業者の約9割を占める数字となっています。平成20年には261事業所ございましたが、10年間で30事業所の減少となっています。これは、需要の減少と競争の激化、また、経営者の高齢化に伴う廃業などが要因となっているのではないかと考えられます。

就業者数と売上高については、南部町商工会の調べによりますと、就業者数は平成29年度は217人ということでございます。売上高については、平成29年度は6億2,909万3,000円ということでございますが、経年推移については、十分な分析ができるデータを持ち合わせていないということをお聞きしております。

次に、町の予算総額に占める商工関係予算の割合が近隣市町村に比べて低いと思われるが、その原因は何かという御質問でございます。

鳥取県が公表している平成28年度の県内市町村の決算の状況を見ますと、南部町の商工費については、決算額のうち0.5%を占めており、これは県内市町村のうち3番目に低い割合となっております。なお、商工費の中には観光関係予算も含んでいるため、観光地を多く抱える市町村は商工費の割合も高くなる傾向があるようです。ある程度は市町村内の商工業者数と相関関係も見られるようですが、議員御指摘のとおり、南部町の商工関係予算の割合は決して高いものではないとの認識でございます。

続いて、小規模企業振興法の理念に対する県や南部町の取り組み状況はとの御質問でございますが、小規模企業振興法では、人口構造の変化や国際化、情報化の進展等の経済社会情勢の変化に伴う国内需要の多様化、減少、雇用や就業形態の多様化、地域の産業構造の変化等を背景に、小規模企業の活力が最大限に発揮されることの必要性が増大しており、小規模企業が多様な主体と連携、協働し、その事業の持続的な発展が図られることを基本原則として掲げられています。鳥取県では、同様の理念のもと、平成23年に鳥取県産業振興条例を制定し、県内企業の多数を占める小規模企業も対象とした取り組みを進めておられるとのことでした。

南部町では、企業創出奨励事業として、平成30年度から新分野参入支援事業補助金の制度を導入しています。この事業は、南部町の産業の活性化を図るため、南部町内に拠点を置く事業者が、これまで営んでいた業種と異なる業種を営む場合に事業に要する経費の一部を支援するものであります。また、平成26年度から行っている起業促進奨励金は、起業する場合に50万円を交付するものであります。当初は町外からの移住者のみを対象としていましたが、商工会からの

要望もあり、平成29年度より年齢制限をなくし、町内在住者の起業についても対象とするなどの形で町内事業者を応援する取り組みを行っております。これまでに8件の方に活用いただき、起業等につながっているところでございます。

最後に、南部町小規模企業振興に関する条例の制定をどのように考えているのか御質問にお答えいたします。

南部町内の企業の大半を占める小規模企業は、地域の経済や雇用を支えるなど重要な役割を果たしています。しかし、高齢化や後継者不足が深刻化するなど、多くの小規模企業が厳しい状況に直面していると考えています。南部町の地域経済の発展と生活の向上のためには、小規模企業が地域に果たす役割と、その重要性を行政、町民の皆さん、各種関係団体が認識し、応援して盛り上げることも大切であると強く感じています。

具体的には、町民の暮らしと小規模事業者が密接につながる電気設備の取りかえや家具の修理、自転車の修繕など、町外の事業者ではなく町内事業者の活用と消費に配慮する働きかけが必要だと感じます。県内には3つの市町村が小規模企業の振興に関する条例を制定し、小規模企業と関係機関との連携強化等の取り組みを開始しておられると伺っております。そうした動向を踏まえ、まずは商工会や関係団体の御意見をお聞きしてみたいと考えております。

次に、若者の町外への流出対策についての御質問にお答えいたします。

まず、若者が進学、就職、結婚などで町外に出ていってしまう現状をどのように把握しているのか、また、コーホート分析の結果はどうかとの御質問でございます。

全国的な人口減少と首都圏への人口一極集中を是正し、地方の活力維持、活性化を図ることなどを目的として地方創生の取り組みが進められるようになり、南部町においても、平成27年度になんぶ創生総合戦略を策定し、産業振興、移住定住、少子化対策、そして地域の活力創出を4つの柱として取り組みを進めているところでございます。国においては、地方への新しい人の流れをつくる、このことを基本目標の一つとして、地方と東京圏の転出入の均衡を図ることを目指して取り組んでおられますが、東京圏への転入超過は10万人から12万人に増加している現状だと伺っています。中でも、若年女性の地方からの流出は人口減少に直結する大きな課題であると認識しています。南部町においても、平成29年には10代で18名、20代で29名が町外への転出超過の状態であり、なかなか歯どめをかけるに至らない状況であると考えております。

しかし、一方で、お子さんが小学校に上げられるタイミングなど、子育てをするために南部町に帰ってこられる方も一定数おられると認識しております。コーホート要因法を用いた将来推計人口については、国勢調査の結果をもとに国立社会保障・人口問題研究所が5年置きに公表して

おりますが、ことし公表されたデータにおいて南部町の2040年の推計人口は7,750人となり、前回の推計人口7,739人と比較し11人増加する推計となっています。非常にわずかな人口増ですけれども、これは、全国の地方公共団体のうち約7割は前回よりも推計人口が減少する中で、南部町は、若干ではありますが、増加になってるという推計が示されています。いずれにしましても、人口減少の問題は南部町だけではなく、全国の市町村、県、国が一緒になって引き続き取り組んでいかないといけない大きな課題であると認識しています。

次に、少子化や人口減少の原因についてどう考えているかとの御質問にお答えします。

少子化の振興は、未婚化、晩婚化の進行や第1子出産年齢の上昇、出産世代の女性人口の減少、労働の長時間化、子育てに係る負担感など、さまざまな要因が複雑に絡み合っていると考えられます。とりわけ未婚率を見てみると、男性の5人に1人、女性の10人に1人が50歳まで未婚であり、また、平均初婚年齢が男性が31.1歳、女性が29.4歳まで上昇してるという未婚化、晩婚化が一番の原因ではないのかと考えています。

人口減少に関しては、南部町において、毎年、約55人から60人の子供たちが生まれてきておりますが、一方で、残念ながら毎年150人前後の方々がお亡くなりになられるという、いわゆる人口の自然減が大きい状況です。日本全体としても、人口構造からこの傾向が今後も続くことが見込まれ、そうしたことを背景に平成20年をピークに人口減少局面に入っているものと考えております。

次に、若者流出対策としての施策について、また、現在行っているU・Iターン促進策での移住者の年齢構成についての御質問を頂戴いたしました。

南部町で行っております定住対策については、町内に新たに土地及び住宅を購入または住宅を新築された方に固定資産税相当額を奨励金として交付する定住促進奨励金、新婚・子育て世帯への賃貸住宅家賃助成を行っております。いずれの制度も町外からの転入を要件としておらず、町内にお住まいの方も対象としたものですので、町外への流出対策に一定の効果을上げているものと考えております。また、小・中学校で行うまち未来科の授業や、高校生サークル、新☆青年団の活動など、子供のころから愛郷心を育み、また、同年代でのつながりや地域とのつながりをつくっていくことが若者の流出対策につながるものと考えております。

U・Iターン促進策での移住者の年齢構成については、なんぶ里山デザイン機構を通じた住宅にお住まいの方を見ますと、20代の方が3組、30代が10組、40代が4組、60代が2組、70代が1組となっています。県が取りまとめている人口移動調査においても、10代から20代が転出超過である一方、30代から40代のいわゆる子育て世代の転入が多いことが見てと

れる状況でございます。

次に、実現可能性を問わず若者流出対策として必要な、または有効なものは何だと考えるかとの御質問でございます。

先ほどお答えしましたように、移住定住施策の利用状況等において、子育て世代の転入が多いことが見てとれ、若者の流出対策に一定の効果は出ているものと考えております。議員のお話にもありましたように、南部町において農業や商工業において後継者が不足している、求人しても人がなかなか集まらないという声もお聞きしています。理想を申しますと、そうした人材不足の担い手として、南部町に生まれ育った若者が就農や就職をする、そして家や地域を守っていく、これが従来の日本の地域社会の姿であると思います。実際に、現在でも若い農業者や町内の事業所、そして地域活動で力を発揮している若者たちも大勢おられます。地道な取り組みではありますが、関係団体とも連携しながら就農や就職の支援を行っていく、また、町内での若者の活躍をさまざまな場を利用して発信していくことも必要な取り組みであると考えております。

また、その一方で、インターネットなど通信環境の進歩や移動や物流基盤の充実が目覚ましいものがあります。南部町にいながらにして都会の顧客やビジネスパートナーを相手に仕事をする、あるいはインターネットを使って南部町の商品を海外に売っていく、こうしたビジネスのあり方が現実可能な世の中になっています。若い人たちには、ぜひともそうした環境も駆使しながら、南部町での農業やビジネスの新しい形づくりにチャレンジしていただきたいと思っておりますし、町としても応援していきたいと考えております。

若者流出対策に特効薬があればよいのですが、やはり地道な取り組みを重ねていくことが必要ではないかと考えます。子供のころからまち未来科のような南部町のことを考える教育等により愛郷心を育み、高校生サークルや新☆青年団の活動を通じて仲間や地域とのつながりを強めていくことは、引き続き必要な取り組みであると考えております。高校、大学への進学あるいは就職という段階を踏んでいく中で南部町を離れる若者もいると思いますが、しっかりと力をつけて、また南部町に帰ってきてもらえるよう、また、南部町で活躍してもらえるよう、就農、就職、起業の支援などによりUターンの環境整備を行うことも、あわせて必要だと考えております。若者の流出対策には、さまざまな行政分野での取り組みが不可欠だと考えております。また、人口対策にはたゆまない努力と時間が必要でありますので、関係団体とも連携しながら腰を据えて取り組んでいく必要があると考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君の再質問を許します。

景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） お答えいただきまして、ありがとうございました。

これから再質問していきます。お答えいただきましたこととダブる部分っていうのはかなり出てくるかもしれませんが、重ねて聞かせていただきますので、よろしくをお願いします。

まず最初の質問です。小規模企業対策で、この法整備がつい何年か前までは、小規模に限らず企業対策の法律というのは、新たな分野に打って出るとか起業、創業する、そういったことにジャンルを絞った支援というものがほとんどだったわけです。それがこの法律で、現状を維持することも支援していきましょと、いかに新分野に進出だとか事業の規模を拡大するだとか新しいIT系の企業をどんどん創業していこうといったような、華やかなところの支援だけではちょっと足りない部分があるんだらうなということを多分立法される皆さんはお感じになって、現状の企業の維持、存続についてもこれは手だてを打っていかなければいけないということから、特に小規模企業についてはそういう側面が非常に強いということから、この法律で改めて打ち出された基軸だらうというふうに思います。

今まで私たちの町でこの現状の事業を維持、存続させていくための支援というのは、あんまり記憶にないなという気がします。町として、そういうことを求められた場合にどういったことが考えられる、ないしはその必要性は多分お感じになってると思いますけれども、そのあたりについて町長、いかがお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。先ほど細田議員の一般質問の中で、暮らしが成り立たなくなる、健康で長生きするんだけど、買い物に行けない、または近くにお店がなくなる、暮らしていけなくなると思いますね。電球一つが切れても、一体その電球をどうするんだということが支える側、支えられる側という問題に集約しますし、福祉も暮らしもまさに表裏一体の時代が近づいています。そういう中で、国のほうも、これは少々の地方都市であらうと中山間地だらうと同じ問題を抱えてると思います。便利な社会の中で、大型店で買い物に行ける人はいいんでしょうけども、行けない人が暮らしていけないそういう社会が近づいてるという危機感、さらには、後継者問題等によって事業承継が続かない、地域の中の伝統の和菓子屋さんであったり、お店屋さんであったり、ラーメン屋さんであったり、そういうもののきのうあったものが廃業される、そういうところに国のほうもやっとう重い腰を上げたんだらうと思っています。

町のほうとして、具体的にこれから施策を練っていかなくちゃいけませんけれども、これは一つの商売としてより、地域をどうやって支えるのかということにつながらうと思っています。福祉政

策の切り口にするのか、政策の中で新たな商工業支援という形をとるのか、いろいろ考えなくちゃいけませんけれども、新たなビジネスをつくるということの対極に、今のビジネスを続けていただく、生活を守っていただく、地域の皆さんの生活を守るためには中小のお店屋さんが必要なんだと、こういう皆さんとの気持ちを一つにした取り組みができれば、その結果として、支援というものがおのずと出てくるんだろうと思っています。まずは条例の制定だとか、そういうことを先日も商工会のほうから要望されましたので、その実現可能性や課題点を整理しながら考えていきたいと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 全く町長言われるとおりだというふうに思います。地元の小規模なお店とか事業所、そういったものがだんだん弱体化をしていって、そのかわりと言ってはなんですけれども、町外の資本とか全国大手の資本、そういったものがどんどん出てきて、暮らしとしては、非常に身の回りでの生活用品の調達とかは、少し距離は離れるにしても、町内での暮らしの多様性自体は結構満たされるような状況にはなってきていると思います。ただし、よそから来て商売をしていただいている、そう簡単に撤退をされるというふうには思いませんけれども、ただ、経済情勢とか景気、そういったもの、それと、特に我が南部町の人口動向、そういったものの変化によってはやむなく撤退という決断をされる可能性というのは割と高いと、非常に危険な状態にだんだん置きかわりが進んでいってしまっているなということが言えるのではないかなというふうに思います。もう一度そのところを町長に認識を確認をしておきたいと思えます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。同感でございます。問題は、具体的にどうやって、商工業を守ったり暮らしを守ると言えば簡単なんですけれども、どの範疇のどういう職種なら守らなくちゃいけないのかという現実論もあろうと思います。私たちの暮らしはいろいろな、もともとは自分で全てができたこともあろうかと思えますけれども、社会の近代化、成熟化とともに、それに高齢化が追い打ちをかけてると思います。きのうまで自分のとこの水道は直せたんだけどといった人も直せなくなる。それから、おられますけど、きょうお餅、餅の販売をさいはく山菜が出しておられました。いい商売を思いつかれたなと思って感心したんですけれども、実はどこのうちも餅をつくのかっていったところは、こんなことはお正月前に当たり前だったことでしょうけれども、家族が小規模になって、おひとり暮らしであったり高齢者の2人暮らしであったり、それはどっかについてもらわなできんわっていう、こういう現実の問題もあろうと思います。そうい

うところにお餅をついて持っていきますよというサービスは、これはまさに今言ったような期待する、希望する目的と、それから商売という目的がいいぐあいに合わさったサービスじゃないかなと思います。こういうものをどういうぐあいに皆さんに暮らしに結びつけていくのかの辺が、私はまだ見えてきていません。このあたりは、商工会を中心に御意見を聞きながら、現実的なものがやはり最終的には大事になりますので、御相談しながら考えていかなければいけないなと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 先ほどの細田議員の質問とかなりオーバーラップする部分が多いと思いますが、事業承継とかの問題、新たな創業の問題にしても、私は、一般質問ですから町の執行部当局に何とか何とかとお願いしたり意見を言ったりしていますが、実際のプレーヤーは民間で御商売をしていらっしゃる方ですので、この皆さんが重たい腰を上げていただくようなことをどういうふうにしてやれるのかなということをここでお話をせんといけんというふうに思います。

今、町長が、とりあえず今、商売をしてらっしゃる皆さんの集まりである商工会との連携ということをお話しになりました。今現在、町としては、商工会との連携が十分にできているというふうにお考えになってらっしゃるものでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これは不十分だと思います。南部町では、まだ依然として産業課という部門で農業を捉え、ある面では企画政策課で商業を捉えていうところがあって、果たして本当に商工業をどこが支えるのかという部門がやはり少し脆弱だろうと思っています。これは、今まではそれでよかったものが、行政の構造自体にもやはり問題があるという端的な例だろうと思っています。機構改革等も含めながら部署の合併であったり分離であったり、そういうことも順次進めていかなければ、町民の暮らしや商工業者の企業の運営を支えることはできないと思いますので、そういう点も含めながら私は十分ではないと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） そうしますと、今後、町当局が何ができるかということももちろんですが、商工会サイドにも求められる部分というのはあると思います。商工会に今後求められる、働きかけていきたいといったようなことって例えばどういうことが考えられるのでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まずは事業承継だと思います。今あるお店がなくな

らないように、次の支えてくれる人を誰が見つけてくるのか、それから肝心なのは、その引退した後もその方々は暮らしていかなくちゃいけないわけですから、社会のルールの中でどのぐらいのその方々にお手当を払うんだとか、そういう余り踏み込んでやらなかったこと、自分の世代の中で自分の血のつながった子供たちに渡すときにはそんなことはあんまり考えなかったことが、第三者に渡すということは私は極めて難しい点がたくさんあると思います。そういうところをどう乗り越えていくのかというようなことについては、やはり大きなプロ集団の商工会のお力や経験というものが大事になってこようと思いますので、ぜひともその事業承継のあり方等に対する考え方、そのあたりをまとめていただきたいなど、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） では、事業承継の問題も含めてですが、法7条の中に、地方公共団体の責務として、地区の、ですから南部町の自然的、経済的、社会的諸条件に応じた施策策定や実施の責務という言葉が出てきます。多分これは、その自治体、自治体で実情に合わせた商工振興、小規模企業振興に有効な独自性のある施策を打っていきなさいよということだろうというふうに思います。まず、ちょっとこれについて、じゃあ、我が南部町、この現状に対して有効な施策っていったら、今はまだやっていなくても、これから考えるとしたらどんなことがあるかなというふうにお考えですかね。

○議長（秦 伊知郎君） 企画政策課長、田村誠君。

○企画政策課長（田村 誠君） 企画政策課長です。今の法の7条に触れる部分で、どのような南部町にということですが、今、じゃあ、これだというような意見は持ち合わせてはおりませんが、このたび商工会のほうではビジョンの策定というのをを行います。この30年度9月からビジョン策定委員会というのを開催して、今月の14日にはあり方検討委員会ということで、行政のほうからも職員の派遣ということで、入っていろいろと検討させていただきます。その中でいろんな実情等をお伺いして、本当に南部町になじんでいる実態に応じた対応などなども、ビジョンの骨子の中で行政との連携強化という題目も持ちながら、少し意見を深めていきたいというぐあいに考えています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 個人的な意見というふうになりますけれども、この法律の趣旨の中でうたわれてます伴走型という、寄り添って一緒に考えて苦しんでやっていくという、そういった支援がやはり今の南部町の事業活動の実態の中では一番重要ですし、この法律自体が日本全国一様に施行されていますが、自然的、社会的諸条件に合ったということを見ると、この寄り

添って一緒に考えて一緒に努力をするといったようなそういう支援部分というのは、よそのまちよりももっともっと何倍も力強い支援というのが求められているように考えます。そうすると、商工会としても、よその伯耆町の商工会、米子の商工会、大山の商工会、米子っていうか、伯仙ですか、と同じレベルの伴走ではなくて、うちの町は、もっと寄り添った伴走型をやってくれといったようなことをどんどん求めていく必要があるのかなというふうに思いますが、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 副町長、松田繁君。

○副町長（松田 繁君） 副町長でございます。おっしゃいますように、やはり南部町の商工、いわゆる小規模企業の状況として、ほかの市町村と比べるとその割合が多いというようなこともございますし、町として、今のいろんな町民の方の生活っていう部分を考えても、町内のこの商工業、企業の方がうまく継承して、それで、それぞれの事業を展開していただくということについて、やはり町としても、いろいろお話も聞きながら、町として何ができるのかということの支援をしていかないといけないというふうに思っております。

今、先ほど企画政策課長のほうも申しましたけれども、商工会のほうでこれからビジョンも検討されるということをお伺いしております、それにも町としても一緒に議論をしながら、商工会の皆さんがどういうことを今課題として、これからどういうふうに持っていこうかということの議論をそこでされると思いますので、それにも加わりながら議論をして、また、町として、じゃあ、何をやっていったらいいのかということも、しっかりと検討していかないといけないというふうに思っております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） こういう厳しい経済状況の中ですので、商売をしておられる皆さん、何も悩みはないわとおっしゃる方っていうのは非常に少ないんだろうなと、皆さんいろんな悩みを抱えて苦しんでいらっしゃる。相談ができて、いろんなアドバイスをいただいて、しかもそれが気楽にできるといったような、そういった支援というのが今一番求められていると思います。それ以外のお金の面ですとか技術の面ですとかもちろんありますが、そういった方向性ですね。

今回、条例制定をお願いしたいということもこの質問の中に含ませていただきましたが、今まで町長の御答弁にもありましたけれども、町としての商工支援の方向性というか、方針、そういったものがあんまりはっきりとした明示がされてはこなかったのではないかなという気がします。この際、町内の事業所の9割を網羅している小規模企業者をどのように支援していくのかという

基本条例を制定していただくに当たって、そういった支援の方向性ですとか町ができること、商工者の方みずからがやっていただきたいこと、そして団体とかそういうところが果たすべき役割、そういったものをきちんと整理をかけたような方針策定をぜひお願いをしたいというふうに思います。

それでは、次の若者の町外への流出対策についての再質問をしていきたいと思います。

まず、具体的な質問の1番で、コーホート分析の結果というふうに言いましたが、済みません、私の質問がコーホート分析だけだったので、人口の推計をお答えいただいたのかなという気がしますが、例えば私を含んだ5歳幅の人口が、生まれたとき、私が生まれて5歳になるまでの間のそのグループが10歳になり、15歳になり、20歳になりという、この5年刻みでどれだけふえた減ったというところのコーホート図の分析ってしていただいたのでしょうか、どうでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 少し休憩します。

午後2時23分休憩

午後2時25分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。ちょっと議員さんが求められてるようなお答えになるかわかりませんが、やはり10代あるいは20代というところで転出の超過という現象があらわれております。先ほど町長答弁にもありましたけれども、29年で10代で18名が転出超過、20代で29名が転出の超過ということになっております。なので、5歳刻みというわけではないですけれども、やはりこの若い年齢の世代が出ていっているという状況はあるのかなというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 済みませんでした、私があらかじめもう少し詳しくお願いをしとけばよかったかなというふうに思いますが、平成3年の年っていうのが18歳の人口が一番多かった年で、200万人以上いたそうです。平成27年が110万人ほどで、約4割が減っています。その平成3年と平成27年を比べると、大学進学率が上がっているので、大学生の数っていうのはほとんど変わらないです。じゃあ、どこがふえたかっていうと、就職をされた方の数が半減以下になっていると。この大学進学の部分については、うちの町ではもうほぼ100%外に出ていけますし、半減以下になっている就職の部分でも、県外に就職をされる方も相当数いらっ

しゃるので、これは物すごい勢いで若い人が町外に出ていってしまってる。

さっき言いましたコーホート、これがあんと下がるのはわかってるんですけど、その後どれくらい取り戻していったのかっていうのも見えるので、また別の機会に聞かせていただきたい、また分析をしてみたいというふうに思いますが、もう答えていうか、言っちゃったみたいな話ですけれども、では、少しその若者流出ではなくて、子供の出生自体が減ってるというのは、未婚化、晩婚化、女性の人口が減少した、長時間労働が発生したという、そういったものが要因ということのお答えがありましたけれども、それぞれの未婚化、晩婚化の原因って何だっというふうにお考えになりますか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。未婚化、晩婚化ということで、やはり社会が非常に変化してきている、多様化してきているのかなという背景があるかと思えます。そういった中で、やはり先ほど大学の進学の数も平成3年からほぼ変わってないというお話もございました。こうしてやはり進学をされて多様な仕事につかれるという中で、何というか、仕事を一生懸命やったりと、いろんな選択肢がある中で結婚する時期が遅くなっているというような部分はあろうかと思えます。中でも、女性の方もすごく社会に進出されたというか、活躍の範囲が広がっているというふうに思っていますので、そういったこともあって未婚化、晩婚化が進んでいるのではないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） これは、私もこうだという結論は持っていませんけれども、未婚化、晩婚化への対策として、婚活支援、結婚支援というものを政策として打たれたと思います。非常に直接的な対策だとは思いますが、やっぱり何で未婚化とか晩婚化が起こっているのかということをもう少し突き詰めて考えて、その原因になっている、さらには、また、その原因のさらに原因になっているところに対策を打っていかないと、結婚しない人にお見合いをしてもらって結婚を勧めましょうということで、これやらないでもいいですということをつもりもありませんし、成果がないということをつもりもありませんが、十分な対策となっているとお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私は、今、企画監が言いましたけれども、少し考え方が違います。それは、世界の中で寿命が延びてくれば延びてくるほど晩婚化が進んでいくんだというふうにも統計があるようです。

雄谷さんがここで講演をしていただいたときに、昨年だったですか、ベストセラーになりました「ライフ・シフト」というイギリスの作家の書いた本があります。人生100年時代の戦略という本なんですけれども、その中で三世代の生き方が変わってくるということが例を挙げて出されています。いわゆるティーンエイジャーという概念というのは近年であって、普通であれば、普通であれば、ちょっと昔であれば十五、六歳になれば、そのまま労働に出る、働き手として働いてお金を稼いだり、家の労働力としてなるという時代から、社会が豊かになればなるほど、ティーンエイジャーといって勉強したり、豊かな自分で楽しいことをしたりする、そういう時間が得られる社会が生まれてきた。それが人生が70年時代から90年時代、100年時代、今、20代の子供たちは多分多くが100歳以上まで生きると思います。今の小学校5年生、2007年生まれの子供たちは、その学者の統計によれば、日本の場合107歳の誕生日を迎えたときに、先ほど言われた同年代、クラスの半分は107歳まで生きてるという社会が来るだろうと。アメリカ、フランス等は104歳だったと思います。そういう社会がもう間違いなく来ると言われています。いわゆる22世紀を生きてるわけです。

そのあたりの価値観が私たちとは全く違うわけですし、したがって、30代、20代に何をやるのか。それは、もう仕事についてきちんとしたどっかの会社に入ってがんがん働かなくちゃいけないというような、いわゆる人生70年時代の考え方で働く人も確かにいるかもしれませんが、人生100年になってくると、第1回目の働き方、第2回目の働き方、3回目ぐらいの働き方と、その後、余生を過ごすというような4回目ぐらいの生活のシフトがかかってくるだろうと。だから、いろいろなリスクに備えた考えを持たないと、20代、30代の人たちは将来大変なことになるよと、親の未来と同じことがあなたたちはないよという、簡単に言えばそういう本なんですけれども、若者たちはきっとそういう感覚を持ってると思います。20代には、いろいろなチャンネルで人脈や交流やそういうことをつながけながら、将来50年生きていく上で、今入った会社が50年後も元気で、そこで退職を迎えるというぐあいに考えて勤める人というのは極めて少なくなってきたというぐあいに言われています。

そんな中で、結婚観であったり、そういうものも女性の社会進出も同時に起きてますので、変わってきてるのが一つの原因ではないかと思ってます。いわゆる30代で結婚しても、子育ての間隔が少しおくれるだけで、60代になってもまだ現役、それをあわせ持てば、そんなに違った社会ではないだろうということだというぐあいに言われてます。そのような社会の大きなうねりの変化の中に晩婚化がありますので、余計始末が悪いんじゃないかなと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 未婚化、晩婚化のほかに町長からお答えいただいたのは、女性が東京に一極的に集中してしまうという現象があって、結婚する対象がいなくなっちゃうということもありました。これも調べてみますと、東京に行った女性と地方で地元に残った女性、地元に残ってる女性っていうのは貧困率というのが非常に高くなってしまいます。東京に行った女性に比べてもうかなり大きなギャップが、男性についても同じような傾向はあるんですけども、女性のほうがさらに大きいということがあって、やっぱり今、東京集中は男性よりも女性のほうが率が高いと、実数も多くの方が行ってしまっているという、そういった現実のあるのですね。

じゃあ、それに対して、ただ単に若い女性が出ていってしまっているということではなくて、何でそれが起こって、その原因は、女性の貧困率が高いということが、なぜそういうことが起こっているのかということもやっぱり突き詰めて考える必要はあると思うんですけども、そういうこれ以上もう分解できないようなところまでいったところでの対策っていうのは今後はぜひ進めたいなというふうに思います。

ですが、いろんな対策をお答えをいただきましたが、この人口減少だとか消滅可能性都市っていうのが言われ出してからもうかなりの時間がたっています。最近は、この原因といたら、もうほとんど職場の問題、雇用の問題というふうに断言をされるような論調の文章であったり、書籍であったりが非常にふえてきました。実際のところ、やっぱり働くところがなければ人はそこに住めないという現実があるのですね。ほかのいろんな、例えば今いる女性の方に人口を維持してもらおうと思うと、6人も7人も産んでもらわないと、減った女性に、それって実現はもう100%不可能な話になってくるということを考えると、一旦進学で出ていったとしても、職場があるためにある程度帰ってくる、またはそれ以上に帰ってくるような地域もありますし、鳥取、島根のように出ていき放しのところも出てくるということがあって、やっぱり原因はこれですねというふうにほとんどのものに、もう幅広くではなくて集束をされてる傾向がしっかり見えてきましたが、ここら辺どうお考えでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。議員おっしゃいますように、確かに職場だとか雇用がない、勤める先がないということで人口が減ってしまう、流出してしまうということは言われております。ただ、一方で、今、人手不足というような話もあって、そこらあたりの職と人とのマッチングみたいなところがうまくいけば、希望もいろいろあると思いますので、なかなか難しい部分だとは思いますが、そういった現状があるのではないかなというふうに考えています。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 景山浩君。

○議員（9番 景山 浩君） 繰り返しになりますけども、根本的原因の非常に大きな部分を占めるのは、やっぱり職場の問題、これがあるのかなのか、しかも多様な働き方ができる地域なのかどうなのかということが大きな要因になってくるんだらうなというふうに思います。そうなってくると、いつも言ってますけども、やれることっていったら、もうつくることしかないので、そこら辺をどう捉まえて、どんな働きかけをするのかというところがやっぱり一番重要になってくるんだらうなというふうに思います。

町長が、総合計画をまた10年の長期計画、新たに立てられるということで、今まではこんな後退局面ではないところでの総合計画だったと思います。伸びてるときとかは、そんなにそんなに注意を払わなくても明るい未来を描けばそれで十分だったはずです。ところが、後退局面になって、しかも先に行くほどちょっと急激に落ち込みそうだというときには、やっぱりそうなることの原因をあらかじめしっかりと押さえた上で、それを何とか食い止める手だてを講じるといったような、あんまり明るくはないかもしれませんが、非常に重要な計画、重要度は登り坂のときにもはるかに重要になってくるんだらうなというふうに思います。

東京のほうの話になりますけれども、根本的な対策を打てていない自治体のほうがこの人口問題に対しては多いと。もう完全に諦めの状態、人口が減るがままになるのを、よしとはしないけれども、それに対する対策を打てないような自治体さんっていうのは、残念ながらもうターミナルケアを考える、そんな時期に来てるんだっていうような話も出てくるということですし、参議院も合区になったんだから、鳥取、島根、今後の人口を考えれば合併したほうがいいよといったような意見も出るっていった、何かちょっときな臭い話ですけども、やっぱり先ほどの商工の関係も同様ですけど、うちの町が今求められてるやらんといけんことっていったら、今まで誰もやったことがないようなことかもしれませんし、とんでもないとっぴな対策を打たないといけない、それしかもう方法がないっていうことも考えられると思います。

ぜひ今度の長期の総合計画には、そういった観点をしっかり盛り込んだ、私たちの町が、今度、来月には青年議員さんもこの場で質問されます、多分同じような質問も出ると思いますが、10年後、20年後をしっかりとその人たちに引き継いでいけるような、そんな心構えというか、気概を持ったそういった計画にしていきたいというふうをお願いをして、終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で9番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入ります。再開は3時にいたします。

午後2時42分休憩

午後3時00分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

13番、真壁容子君の質問を許します。

13番、真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） ただいまより3点にわたって質問いたします。答弁よろしく願います。

まず、1点目、町民の暮らしの実態把握と貧困対策を求めます。

格差と貧困の拡大が言われて久しくなります。超富裕層の富が膨れ上がる一方で、国民全体の所得が低下してきています。中間層が疲弊し、貧困層が増大する、これが現在の日本社会の姿だとも言われています。また、格差は、大都市と地方との間でも広がってきています。とりわけ地方経済の疲弊と少子化は深刻です。

このような中で、地方創生の名のもと、補助金、交付金頼みの人口増を図る取り組みが地方で競い合わせてきているというのが現状ではないでしょうか。町の人口がふえることには誰も異論を挟むものではありません。しかし、自治体の本来の役割を考えたとき、何よりも今、個々に住む人たちの暮らしを支え、安全を守ることが第一義的な仕事であることは否めない事実だと思います。今、この町を支えている町民の暮らしを把握することは、その大前提ではないでしょうか。そして自治体にしかでき得ないことです。町民の暮らしの実態把握を求め、現状の対策を問います。

まず1点目、相対的貧困等に関する調査分析についてというのが平成27年12月18日付で内閣府等の連名で出されています。その中では、相対的貧困世帯の特徴として、高齢者世帯、単身、ひとり親世帯、そして郡部、町村居住者が多いと指摘されています。南部町での高齢者、独居世帯、ひとり親世帯の実態把握が必要だと思います。実態把握を求め、所見を求めるものです。それぞれの件数と平均所得が出せれば出していただきたい。

第2点目、町の相対的貧困率、そして子供の貧困率を出すことを求めたいと思いますが、どうでしょうか。

第3点目、県が示しております県子どもの貧困対策推進基本計画、これが出されていて、南部町でも取り組まれている項目と取り組まれていない項目がありますが、この町の取り組みの現在

の状況を聞きたいと思います。

第2点目、国保税の引き下げを求めます。

国保が高い、これは町民の声でもあります。高過ぎる国保税は、町民の暮らしへの負担増に及ばず、国民健康保険制度の根幹を揺るがしてるとも言われているのです。全国の知事会、市長会、町村会などの地方団体は、加入者の所得が低い国保がほかの医療保険より保険料が高く負担が限界になっていることを国保の構造問題だと言いはじめました。国保を持続可能とするためには、被用者保険との格差を縮小するような抜本的な財政基盤の強化が必要、このように主張しているのです。南部町での加入者の実態を把握する必要があると思います。そして国保税の負担軽減を図る取り組みを求めて質問いたします。

まず、第1点目の質問として、町国保の実態、これは町国保世帯ないしは加入者の実態のことです。決して町の財政ではありません。国保加入者の独居世帯数、子供のいる世帯、子供の数、1人当たりの保険税額、平均所得を示していただきたい。

第2点目、町長は、知事会等の主張についてどのようにお考えか、所見を求めたいと思います。

第3点目、この国保税の問題で要求する1つは、子供18歳未満の均等割をなくすことを実施していただきたい。この立場から、18歳未満の子供の人数ですね、これ均等割の件数って書いてありますが、18歳未満の子供の数、そして彼らが今負担している税額の総額は幾らですかということを聞いております。よろしく願いいたします。

第3点目、町地域再生計画（生涯活躍のまち推進プロジェクト）を問います。

南部町では、生涯活躍のまち推進プロジェクトのもと、地方創生の地域再生プランを進めてきています。法勝寺地域への温泉つき地域拠点整備事業がJOC Aが実施主体で進められようとしています。近隣住民からも、何でここにできるようになったのか、どうして温泉掘削費用を町が負担しないといけないのか、一体どんな施設ができるのか、このような声が出ています。誰の声を聞いてやっているのか、これが周辺住民の率直な声だと私は認識しております。

地方創生推進交付金と町財源を投入して行われているこれらの計画が、本当にこの町の問題点を解決し、住民が安心して暮らせるまちづくりにつながっているのだろうか、非常に疑問が多いと言わざるを得ません。町民の盛り上がりには欠けるのも、町民のこれらの計画に理解と賛同を得られていない反映ではないでしょうか。町の活性化は、何より住民の所得の向上と暮らし応援ではないでしょうか。この計画のこれまでの取り組みを問い、これが町民の暮らしにどう反映しているのかを聞きたいと思います。

まず1点目、政府が求めてきている生涯活躍のまちとは何を狙っているのでしょうか。

2点目、これまでの地方創生加速化交付金、その前の地方創生推進交付金とともに、この総額と事業費の総額を問います。

3点目、今後の予定交付金総額、先ほどの2番の加速化交付金のことと事業費の総額を教えてください、今後ですね。

4点目、地域再生推進法人への補助、交付金の金額、今後の予定、地域再生推進法人の2つを指しております、ここでは。

5点目、これまでの事業費で生涯活躍のまち推進協議会会員への経費支出の総額を問います。国から入ってきたお金で、それを受けている生涯活躍のまち推進協議会の会員に一体お金が幾ら出されているのかということを問うています。

6点目、法勝寺の拠点施設での事業計画を問います。特に障がい者雇用、小規模保育、高齢者介護サービス、このニーズの把握はなさっているのでしょうか、それをちょっとお聞かせください。

7点目、これまでの移住定住の成果を問います。先ほどの答弁にありましたが、移住前の都道府県別、年齢を教えてください。

8点目、この計画で住民の暮らしがどのようになると考えているのでしょうか。

壇上から以上ですが、再び再質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） それでは、真壁議員の御質問にお答えしてまいります。

大きく3項目について御質問いただきました。

まず初めに、町民の暮らしの実態把握と貧困対策を求めるの3点についてお答えいたします。

1つ目の相対的貧困等に関する調査分析結果についての所見を求めるについてでございます。

平成30年8月末現在ですが、本町における高齢者、65歳以上でございます、世帯は494世帯で、施設入所も含む高齢独居世帯は631世帯、全世帯の3割弱でございます。なお、その平均所得については把握できておりません。また、ひとり親世帯についてですが、町全体のひとり親世帯の実態は把握できておりませんが、児童扶養手当を受給されている世帯は85世帯で、その平均所得は約122万円です。県内の状況はわかりませんが、決して多い金額ではないと感じられます。

次に、町の相対的貧困率、子供の貧困率を出すことを求めるについてお答えします。

相対的貧困率とは、世帯の収入から国民一人一人の所得額を試算して多い人から順番に並べたとき、真ん中の人の所得額のこの半分、これを貧困線といいますが、これに届かない人の割合を

います。現在、本町においては、相対的貧困率は算出できていません。また、国が定義する子供の貧困率は、厚生労働省が3年ごとに調べる全国の子供の相対的貧困率を指しており、この調査は全国の世帯を無作為に抽出したサンプル調査であり、自治体単位の数字が存在しません。全体に対する調査という把握も必要かもしれませんが、子供のさまざまな状況を早期に発見しやすい立場にある関係機関の職員が、貧困の状態にある子供の早期の把握や適切な支援制度等につながるため、引き続き関係団体と連携し、対応していきたいと考えます。

最後に、県子どもの貧困対策推進基本計画の町の取り組み状況を問うについてお答えします。

平成27年3月に鳥取県子どもの貧困対策推進計画が策定され、その計画の中に達成目標が7項目設定されています。それぞれの項目について本町の取り組み状況は次のとおりです。

生活困窮世帯、生活保護世帯向けの学習支援事業及びひとり親家庭学習支援事業については、教育委員会の事業として、小・中学生を対象としたなんぶっ子塾を実施しています。これは生活困窮世帯、生活保護世帯及びひとり親世帯に限定することなく、全世帯、全児童生徒を対象に行っています。

次に、スクールソーシャルワーカーの配置については、各中学校区に1名ずつ、計2名を配置しています。

次に、毎年度の進級時に学校で就学援助制度の書類を配布については、全ての児童生徒の世帯に配布しています。また、就学前園児の世帯にも就学時健診のときに配布し、説明しています。

次に、生活困窮者または生活保護受給者就労準備支援事業については、就労訓練を実施する機関や事業所が町内にないため実施できていませんが、県や近隣市町村と連携して実施できないか、検討します。

次に、ひとり親家庭を対象とした高等職業訓練促進継続給付金事業及び自立支援教育訓練給付金事業については、毎年、児童扶養手当現況届の提出案内とともにチラシを送付しています。何件か詳しく聞いてみたいという問い合わせはありましたが、申請には至っていません。

次に、国保税の引き下げを求める御質問をいただいています。この御質問にお答えしてまいります。

平成30年度国保税の当初賦課時点の数字でお答えします。国保加入者の独居世帯数は818世帯です。子供のいる世帯は57世帯、子供の数は145人です。1人当たりの保険税額は8万5,771円です。世帯の平均所得は95万3,810円、1人当たりの平均所得は58万8,097円でございます。

次に、知事会等の主張についての町長の所見を求めるという御質問をいただいています。

国保の構造問題として、高齢者が多く加入していることから、医療費水準が高いこと、また、所得水準が低いことなど、国保の持つ構造的要因によって保険税負担が重いということが上げられます。こうした構造問題の抜本的な解決に向けて、財政支援拡充の確実な実行、国保基盤の強化に関し、知事会、市長会、町村長会等で要請行動を行っているところでございます。そして平成29年度から国保の抜本的な財政基盤の強化を図るため、約3,400億円の財政支援が実施され、財政調整交付金の実質的増額、保険者努力支援制や財政リスクの分散、軽減方策などが実施されています。この額は、国保の保険料総額、約3兆円の1割の規模で、保険者、被保険者1人当たり約1万円の財政改善効果となっています。

所見を求めるということですが、私も出席いたしました本年11月の全国町村長大会の中で、このように決議いたしています。今般の国保制度改革が実効ある改革となるよう、毎年3,400億円の公費投入を確実に実施するとともに、今後の医療費や保険料、保険税も含めての賦課、加入者の動向等を踏まえ、各自治体の実情に応じて財政支援を講じるなど、国保基盤の強化を図られることと決議しており、各団体と連携、協力しながら国保基盤の安定、強化を国に求めてまいりたいと考えています。

次に、子供、18歳未満の均等割額をなくすことを求めるとの御質問でございます。

平成30年度当初国保税の賦課時点で18歳未満の被保険者数は145人です。145人の方の均等割額の合計額は307万7,750円で、この方たちに税を賦課しないことを求めるということですが、国民健康保険税の課税は応能原則と応益原則の考えで地方税法第703条の4に規定されています。このことから法令に定められた均等割額を廃止することはできません。

次に、町地域再生計画を問うという御質問をいただきました。次に、町の地域再生計画についての御質問にお答えいたします。

まず、政府が求める生涯活躍のまちとは何かという御質問でございます。内閣官房まち・ひと・しごと創生本部事務局が示している考え方によりますと、生涯活躍まち構想とは、希望に応じて地方や町なかに移住する中高年齢者も含め、多世代の地域住民がお互いに交流しながら健康でアクティブな生活を送り、必要に応じて医療、介護を受けることができる地域づくりを目指すものであり、単に高齢者等のための福祉施設や住まいを整備する発想ではなく、地域住民を主人公として、自助、互助、公助のもと誰もがコミュニティーの一員として役割や生きがいを持ち、それぞれの経験や能力を生かして、できる限り長く活躍できるような地域づくりに官民が連携して取り組むものと定義されています。

次に、これまでの地方創生加速化交付金、地方創生推進交付金の総額と事業費総額についてお

答えします。

生涯活躍のまちづくりに関する部分について申し上げますと、地方創生加速化交付金では、事業費総額は6,452万5,013円、これは全額が国から交付されています。地方創生推進交付金では、平成28年度から平成30年度までの3カ年間で事業費総額は2億4,417万196円で、そのうち1億2,135万8,486円が国から交付されているものでございます。なお、このうち平成30年度については交付決定ベースの数字でございます。

次に、今後の予定交付金総額と事業費総額についてお答えします。

地方創生推進交付金は、平成32年度までの事業認定を受けており、今後2カ年間で事業費総額1億6,900万円、そのうち8,450万円が国から交付されるものとして見込んでおります。なお、交付金事業については、年度ごとに交付申請を行いますので、金額の変更はあり得るものでございます。

次に、地域再生推進法人への補助、交付金の総額、今後の予定についてお答えします。

南部町は、生涯活躍のまちを進める民間のパートナーとして、NPO法人なんぶ里山デザイン機構と公益社団法人青年海外協力協会を地域再生推進法人として指定しております。これまで2社に対して支出した補助金、交付金の総額ですが、平成30年度までになんぶ里山デザイン機構に対し5,206万3,000円、青年海外協力協会に対して8,000万円の補助金をそれぞれ交付しております。なお、そのうち平成30年度分に関しては交付決定額であり、確定額ではありません。今後の予定ですが、現時点では、平成31年度から平成32年度までの間に、なんぶ里山デザイン機構に対し約2,000万円の補助を見込んでおります。

次に、これまでの事業費で生涯活躍のまち推進協議会への経費支出の総額を問うという質問にお答えします。

平成30年度までに生涯活躍のまち推進協議会に対して1,186万8,552円を支出しております。これは生涯活躍のまち基本計画の策定に係る費用及び首都圏等からの移住体験ツアーの実施に係る費用でございます。

次に、法勝寺の拠点施設での事業計画を問う。障がい者雇用、小規模保育、介護サービス等のニーズ把握についての御質問にお答えします。

青年海外協力協会では、法勝寺高校跡地に多世代共同型交流拠点施設を整備される計画でございますが、就労継続支援A型、放課後等デイサービス、短期入所、相談支援などの障がい福祉事業、小規模保育事業、高齢者の通所型サービス事業等を行いながら、温泉施設やコミュニティーレストランなどを運営し、障がいのある方、子供から高齢者、地域住民がお互いに支え合い、日

常的に交流できる施設の整備計画を進めておられます。

拠点で行う事業に関しては、南部町内で現在行われていないサービスを中心に、町担当課や町内外の関係団体等からの聞き取りや意見交換によりニーズ把握を実施された上で、現在の計画に至っているものであるとお聞きしています。南部町内になかったサービスが行われることで、これまでサービス利用のために毎日町外に出かけておられた方々が南部町内でサービスを受けることができる選択肢ができ、また、地元の皆さんと交流が図れるようになるものでありますので、障がいがある方などサービスを利用される皆さんの福祉の向上につながるものと考えております。

次に、移住定住の成果を問う、移住前の都道府県、年齢についての御質問にお答えいたします。

移住された方々の年齢につきましては、先ほどの景山議員の御質問にお答えしたところでもあります。特に30代から40代の子育て世代の方々の移住が多いことが見てとれるところです。どちらから移住してこられたかということにつきましては、定住促進奨励金の利用状況を見ますと、県外からの移住の方は約15%、県内からの移住の方は約55%、残りの約3割は町内の方による利用であり、町外への人口流出対策も含め一定の効果が出ているものと考えております。

移住の状況を県内で見ますと、南部町は、平成28年は県内でトップの36人の社会増、平成29年は2人の社会減となりましたが、県内では4番目の数字であり、また、県が取りまとめております県外からの移住者数調査では4市を除いたところで3番目の多さとなっており、県内で比較しても成果が上がっているところであると認識しています。

移住定住の取り組みは、人口減少対策でもありますが、移住されてきた方々は貴重な地域の担い手でもありますし、移住された方々の取り組みが町の活性化につながるという一面もあります。また、南部町では、移住者の方の住まいとして空き家に入居していただく取り組みを進めており、空き家が放置されることによる弊害から集落を守る、例えば防犯や防災の観点や集落環境の維持の観点からも効果があるものと考えております。

次に、生涯活躍のまちを推進することで、住民の皆さんの暮らしがどのようになると考えているのかとの御質問にお答えいたします。

南部町で進める生涯活躍のまちづくりは、移住者の方々や地域の皆さんなどに、その経験や人脈を生かして御活躍いただくとともに、必要な医療、介護を継続的に受けられる体制を整備することなど、魅力的なまちづくりを行うことで南部町への移住を促進し、地域の課題を解決するための人材の誘致につなげ、移住されてる方々だけでなく、町民の皆さんにとっても暮らしやすいまちづくりを進めることを基本的な考え方としています。

計画の一環で整備を行ったえん処米やは、町民の皆さんがお持ちの技術を生かす里山デザイン

大学の舞台となり、また、中学生が地域の方々に勉強を教わるコミュニティースクールの場、認知症カフェの場などとして地域の皆さんに幅広く御利用いただいております。賀野地区にオープンしましたえんがーの富有につきましても、町内農家の方々がつくられた野菜や果物を6次産業化に活用するジェラートショップや、子供たちの学習を支援する塾、また、地域の皆さんの活動の拠点として利用いただいております。また、手間地区におきましても、新たな交流拠点、てまりの整備が地域の皆さんの手により行われており、手間地区にも住民の皆さんの新たなよりどころができるものと期待しております。

また、まちの保健室やコツチャレなんぶのような健康長寿のまちづくりを目指す取り組みや、10月からふれあいバス南さいはく線を導入いたしました際の公共交通網再編計画の策定なども、生涯活躍のまちづくりの一環として地方創生推進交付金を活用して行っております。南部町で行う生涯活躍のまちづくりは、国の制度や財源も活用させていただきながら、健康づくりの取り組みや医療、介護体制の充実、確保、公共交通の課題解決、拠点での多世代交流、移住定住などの施策を総合的に行っているものでございます。そうした取り組みが町民の皆さんの暮らしの充実につながり、生涯にわたって安心して暮らしていただけるまちづくりにつながっていくものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君の再質問を許します。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 順番に行く予定なんですけれども、もし時間がなかったらいけないので、最初に、通告しておりました分で返っていない点の再度確認を求めます。

1点目は、所得は仕方がないにして、3点目の質問の中での4点目、これから地域再生推進法人の法人交付金の金額、今後の予定はどうか。私どもに配られている5年間の計画では、今後JOCAにも2,000万、2,000万、4,000万が出る予定になっているんですけども、JOCAの今後の予定がないのかなぜかということ。

それと、先ほどのどのような仕事をしていくのかということですね。法勝寺の拠点施設での事業計画は、今までほかの議員にも説明したんですが、そこと変わらない。私は、具体的に、事業計画でニーズ調査した結果、障がい者雇用、就労A、小規模保育、高齢者介護サービスでどれぐらいの数字をつかんでるかというのを聞いてるんですよ。数字を言ってほしいな。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。まず、地域再生推進法人への補助、交付金の総

額、今後の予定ということで、先ほどデザイン機構のほうに31年度、32年度、2年間で約2,000万円の補助金の交付の予定があるということで町長の答弁がございました。そのほかに、これは委託費になりますけれども、なんぶ里山デザイン機構のほうに、これも約2,000万円、それからJOCAのほうに3,400万円程度予定をしておりますけれども、支出の予定が、計画があるものでございます。

それと、もう1点、数字の根拠ということですが、詳細な数字のほうにつきましては、こちら把握してないというところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1点目の町民の暮らしの実態把握と貧困対策でお答えいただきました。平均所得が出ないってことですね。ひとり親世帯の児童扶養手当対象での人数が示されました。ここでの平均所得が122万円。この122万円っていうのは、平成27年でしたっけ、全国的に貧困線、先ほど町長が述べました貧困線ラインの数字が122万円なんですよ、可処分所得ですけどね。今の数字を見られて町長は、先ほど聞かれましたよね、聞かれてどんなふうに感じていらっしゃるんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長です。議員から御質問のありました相対的貧困等に関する調査分析結果等にも出ていますけれども、貧困率の上昇が10年間続いていると。その中で122万円という数字も出てくるんですけども、何というんですか、ここにも講評で書いてありますが、貧困が進んでいるその数字として出てきている大きな理由は、高齢化と、それから親一人子一人、いわゆるシングルの問題だと思います。そういう面で、この122万というのは非常に厳しいだろうなど、こういうことが想定されると思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そうですよ。先ほど児童扶養手当等で出てきた122万っていうのは、なかなか大変だろうなど。この122万ってどういう数字かという、町では出ておりませんが、平成27年、3年に1回にとった貧困調査で子供の貧困率を見ているんですけども、全体、27年度で子供の貧困率が13.9%、国の資料ですね。このときに、親が一人、ひとり親家庭の貧困率は50.8%なんです。ということは2件に1件が貧困ラインを下回っているという数字ですよ。この結果、政府としても、特にひとり親、とりわけ母親、母子世帯の貧困化が顕著だと、こう言われているんです。

町長、こう出された、これはどこの資料でしたっけ、総理府の指標ですね、ここででも条件と

して、高齢者世帯、単身、ひとり親世帯、そしてとりわけ郡部、町村居住者が多い、こういうふうにかかれてるのっていうのは、町で見ても、聞いたように、高齢、独居世帯が3割弱を占める南部町、そして85世帯のひとり親世帯がいる世帯、これを見たときに、やはりどういう現状なのかっていうことをつかむのが町の責任だと思いませんか。

町長は、とりわけ今度、総合計画を立てるって言われました。他の議員も触れていたように、町長が頭の中に置くのは福祉と防災だと言っていました。自治体でしかし得ないことですよ。そういうことをしていこうと思えば、計画を出そうと思えば、今の南部町を支えて税金を払っている住民たちがどのような生活実態なのかってつかむことが第一義的に必要だと、こういう指摘にどのように感じられますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。この貧困率を求めている相対的貧困等に関する調査分析表の中を、もう何度も読ませていただきました。非常に興味深いなと思いましたが、この中で、町村部、郡部っていうぐあいに言ってますのは、やはり高齢者、収入がない、さらには、高齢者の高齢独居というんですか、世帯の中で高齢者が、高齢者・高齢者または高齢者の独居が非常にふえてるということが影響してるんだろーと思ってます。したがって、あながち全国調査の数字がこの郡部や町村部にその暮らしを反映するのかどうかということは、私はちょっと疑問だなと思ってます。いわゆる所得の問題でこの地方の非常に高い高齢者の暮らしを評価するのは非常に少し危険だろうなと思えます。

ただ、若い世帯の母子がそういう状態にあるというのは、これは一つの参考になるだろうなと思ってます。この辺は、その暮らしの実態というものを、先ほども御答弁しましたけど、もう少し現場の感覚を職員や関係機関が見つかるほうが大事であって、一概にその線を見つけて、何%が貧困にあえいでいると、その中で、高齢者がこのぐらいいるんだというような見つけ方から総合計画をつくるのは少し危険じゃないかなと思ってます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そしたら、町長は、各課長等にどのようにして住民の実態を把握しろって伝えるわけですか。それを聞きたいんですよ。総合計画を立てるときに住民の暮らしの実態を何でつかもうとしてるのかって知りたいんですよ。

私の手元には、情報公開で税務課から出していただきました課税標準の総括表というのがあるんですよ。なかなか所得全体がつかめませんから、これ課税標準ですね。課税標準を、これ町長、見られたと思うんですが、ここには総所得金額が出てきます。課税人数が出てきます。言ってみ

たら、これを平らに見たら平均の所得っていうのが出てくる可能性があるんですけども、そういうところでつかむ必要があると思いませんか。ちょっとお聞きするのは、平成30年度の町長がこの課税標準の総括表っていうのを見られたことがありますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） いえ、課税標準の総括表は見たことはないと思います。

○議員（13番 真壁 容子君） じゃあ、何でつかもうとしてるか。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。何でつかむのかっていうところの前に、まずは、今これしかつかめないんじゃないと言われてる所得からのアプローチというのは、地方の特にこういう中山間地域での高齢者の実態を把握するものではないと思ってます。なかなかそういうところに対して言いにくいところもありますけれども、そういう所得の実態というものを行政はつかみ切れない。特に親御さんが高齢者になっている、また、おひとり暮らしになっている、そういう中で、例えば米子市に息子さんが住んでいる、その中でどんな暮らしの中の本当の実態があるのかというのは、私どもも実際にはつかめないというのが正直なところなんです。そこを一つの切り口にしながら所得ということだけでやっていきますと、やはり実態は少し難しいんじゃないかなと、こう思ってます。そういうことよりも、生活保護の申し出であったり、そういう実態のほうが現実的に即したそういうものではないかと、このように思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 生活保護申請で当然声を聞くのは当たり前ですよ。私は、町の施策の中でやっぱり欠けてるのが、住民の実態把握だというふうにこのところ痛感してるわけなんです。余りにも議会に出てくる予算や議会での審議と、住民の暮らしで切実に訴える声と子育てに悩むお金がないという声とのずれがすごくあるわけなんです。高齢者の住まいがないという問題とか、一体どこにあるんだろうかと思ったときに、こういう方々からもなべて過去には税金をもらっていた、町がですよ。町は、それぞれの、税務課があるんですから、収入ないしは所得を把握する立場にいるわけですよ。それは個人情報ではない限り、何をよりどころにして住民の暮らしを見るかって、ここしかないんです。それができないというのであれば、あなたたちは何のために所得申告してもらって税金を課してるんですか。何によって町の財政が成り立って、国の財政が成り立ってると考えますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） まさに均衡ある課税のために所得、収入を把握するわけですけども、今言われるように、この高齢社会になってきて、それは確実に把握できてるか、それが生活実態

をあらわしてるか、これはまた別物だろうと思っています。そこの中をどう調べていくのかというよりも、貧困の状態をどこに問題があるのかというアプローチから、では、所得だけでそういうものの数字を考えるとというほうが難しいのではないかと思います。あくまでも町がやりますのは、税、税を課税するために皆さんから所得を申告していただくわけでして、そのアプローチ先を少し間違えると、結果としても、また違った結果になるのではないかと、こう思います。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） この論議いつまでたっても平行線かもしれませんが、私は、町の一番の仕事は、とりわけ収入が大変だと言っているときに、税務課がこの仕事をして税金を集めてるわけですよ、所得税も計算してですね。そういうところから見たときに、住民の暮らしが何かってというのは、町が、町長は知っておく必要があると思っています。町長どころか、課長全員も町内の暮らしの状況を知っておく必要があると思います。それが次の政策にどう反映するか出てくるからです。そうではなくては、国が一々毎回、国勢調査等をして所得まで調べません。できれば、そこに偏見を持たないで貧困という言葉を乗り越えていくためには、住民の実態把握をやっぱり役場がつかむということに努力していただきたいということを指摘しておいて、次に行きますね。

最後のもので、子供の貧困調査では、子育て支援課ないし教育委員会でやっている達成目標の7項目についてですね。それで、ひとり親家庭を対象とした高等訓練とか自立支援に至っていないということですが、これについてどうするのかということと、最初の1点、2点目の生活困窮者並びに生活保護世帯向けの学習支援の実施、これは、なべて全ての全世帯にやっているとことなんですけども、これに取り組む中で、県が目指しているこの達成目標ですね、貧困世帯でのこの2つに取り組むことに対して今までの事業がどのように貢献していると考えられていますか。

○議長（秦 伊知郎君） 福祉事務所長、岡田光政君。

○福祉事務所長（岡田 光政君） 福祉事務所長です。議員言われました高等職業訓練促進継続給付金の関係と自立支援教育訓練給付金事業の関係ですけれども、先ほど町長答弁にもありましたけれども、毎年8月に児童扶養手当の現況届のほうを提出していただくための案内の文書を送っております。そのときにチラシを同封させていただきまして、8月に該当の方が申請に来られます。そのときには、話を聞いていて、何回かもっと詳しくその制度のことを聞きたいというふうには言われまして説明をするんですけれども、実際に制度の利用にはつながっていないというのが現状でございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、安達嘉也君。

○総務・学校教育課長（安達 嘉也君） 総務・学校教育課長です。教育委員会のほうとしましては、生活困窮世帯、生活保護世帯にかかわらず、全児童生徒を対象に学力向上に取り組んでいます。どの子の学力もやはり保障することで、一人一人が大切にされているということも実感できると思いますし、さらには、学級全体での学力向上することで、さらにその効果として、また一人一人の学力向上も伸びていくのではないかなというふうに考えて、特に夏季休業中にそれぞれの学校でなんぶっ子塾というものを開催しております。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 全体の学力を引き上げたりとか環境をつくっていくために全児童を対象にする取り組みというのは大事だし、必要だし、それには賛成するんですけども、県が言っている貧困対策推進計画の中には、困窮世帯及び生活保護世帯向けの学習支援事業の実施って書いてあるんですね。だとすれば、その取り組みの中で、一つ柱を設けて、その中で区別とか差別する必要ないですけども、この県が出してる困窮世帯、生活保護世帯の学習支援事業がどのように進んでどのような成果を上げているかという、その総括が要ると思いませんか。

○議長（秦 伊知郎君） 総務・学校教育課長、安達嘉也君。

○総務・学校教育課長（安達 嘉也君） 総務・学校教育課長です。学校のほうでは、そこまで貧困世帯等ということで把握をして実施していることではございません。現段階では把握していないというのが実情でございます。以上でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 1番目の質問を終わりますけども、町長、それから各課、教育委員会にお願いしておきたいのは、どうして今、国民のほうを見ないと言われている政府が、その中でも子どもの貧困対策の推進に関する法律ができてきたのかということです。それだけつらくなればならないほど日本の国の中で、先進国とはいえ子供の貧困が進んでいるかにほかならないと思いませんか。だとすれば、行政、教育委員会のすることは、あなたたちの目でそれがしっかり見えているかどうかということではないかと思うんです。残念ながら、申しわけございませんが、かえって住民のほうがよく見えてるんじゃないかっていう感じがして仕方ありません。そういう点でいえば、貧困調査をしない、所得のそれもしないというのであれば、どのようにして各課でこの貧困問題の状況把握をして取り組もうとしてるのかって、また次に聞きますから、ぜひそれを聞かせてほしい。よろしくをお願いします。

次の点です。第2点目の国保の問題です。

国保の問題では、先ほど言ったみたいに、1人当たりの保険税額が8万5,771円ですね。平均所得が世帯では95万3,810円、1人当たりでは58万8,097円。町長にお聞きします。1人当たりの税額というのは、1人当たりの平均所得の10%を超えているこの現状についてどのようにお考えですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） このあたりのところにも、いわゆる国保の構造的な課題があるだろうなと思ってます。先ほどと同じ高齢者が非常に多いということ、それから言ってみれば、その他の保険に入れない方が最終的にここに入っているということがあろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、さらに、国保の数字が物語ってるのは、これは担当課ですか、突然振って申しわけない。国民健康保険税を賦課するときの所得というのはどういう所得のことを言うんですか。よく私たちは、旧ただし書き方式と言いますが、この所得というのは収入から何を引いた分ですか。課税標準とどう違うのか、その説明してください。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 通常、住民税の課税をいたしますその金額から、さらに33万円を一人頭引いてから税率を掛けるような格好になっております。というところで、通常所得というところは収入額から経費を引いたのが所得なんですけども、さらに基礎額の33万円を引いて所得というふうに言っております。国保税で所得というのと一般的に所得というのは若干ずれているというところがございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 突然振って済みません。若干ずれていますが、ちょっと聞き直しますね。先ほどの住民税の課税標準とはどう違って来るんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後3時48分休憩

午後3時50分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 住民税の課税標準は、収入額から経費を引いて、社会保険料とかその他の経費を引いたものというところが課税標準になっております。一応申告書の、今手元にな

いんですけども、見られたらわかると思いますけども、以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） そしたら、ここで言う例えば1軒の家の所得の課税標準の金額と国保で出る金額とはどちらが高くなりますか、所得は。そう聞いたらわかりやすいでしょ。

○議長（秦 伊知郎君） 税務課長、伊藤真君。

○税務課長（伊藤 真君） 国保税をかける課税標準のほうが高くなります。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 課長、突然振って申しわけございませんでした。何が言いたかったかというところ、ここで言う、町長、国保の所得というのは、一般に言う住民税とか都道府県民税とかいうところの所得より高くなっているんですよ。だからそういう意味でいえば、とりわけ金額も収入が少ないところに高い国保税、それで、国保税を出してくる基準も住民税とかそれよりも高い率、高い所得として計算して出てきているっていうのが残念ながら国保なんですよね。だから、高くて払えないというところが出てくるということなんですよ。

ところで、町長も構造的な問題とおっしゃいましたが、知事会は年間3,400億円絶対出せと、市長会も町村会も一緒になって言っています。それと同時に、協会けんぽ並みにすべきだと。このように言ったら、1兆円あったら協会けんぽ並みになるということなんです。協会けんぽ並みにするというのはどういうことかということ、国保税でいえば、いわゆる応益割をなくすということなんです。先ほど言った均等割と平等割をなくすということですね。町でいえば、約2億円ちょっとの国保税です。この国保税の半分がいわゆる応益割ですから、均等割と平等割が来ているわけなんです。この市長会、知事会の考え方をどう思われますか、協会けんぽ並みにしろというの。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。協会けんぽ並みになれば本当にそれはいいんでしょうけども、協会けんぽ自体も国費が1兆1,000億円入ってますよね。それから現在、国保自体には4兆3,784億円入ってる。それプラスあと1兆円というのは、やっぱり財源論になってしまわないかと思うんです。これは、全てのいろいろなことが、制度が今、過渡期、それから高齢者がふえてきている、国保も入らざるを得ないそういう中で、医療費も国保が一番かかるところなわけですし、この財源をどうするのかということの問題があると思いますけれども、負担を減らすというその基本的な考え方に私も賛同するものです。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国に頑張って求めていきましょう、誰も反対しないので、それを言ってほしい。ただ、今の国は、御存じのように、私たちはお金の使い方については随分異論があるわけですね。社会保障費にうんと使ってほしいんですが、なかなかそうはなりません。かといって住民の暮らしも待っておられないので、町として何とか考えていただけないかというところで、先ほどの少なくとも18歳未満の子供の均等割をなくすことを考えたらどうか。これは都市部でも出てきている、全国的に出てきていることですが、再度聞きますが、今、南部町で4方式の国保の税ですね。この4方式ですけれども、この4方式じゃないといけなくて法律は、絶対それでないといけない、町村では決める範囲がないのだから書いてありますか。これがもし答えられなかったら、担当課、どうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 方式については、決められてるところと決められてないところということがあるというぐあいに税務課のほうに聞いています。したがって、4方式を3方式というのは県内でもありますので、今後の県内での議論がこれから進むんじゃないかと、こう思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 要は、資産割も所得割も平等割も均等割も全てしないといけないことはない、実際、来年度からは大山町は資産割をなくしていくと言っていますよね。私が今回提案してるのは、いわゆる世帯割じゃなくて、1人当たりの均等割の子供の分を、これをなくしていくようにしたらどうかっていうことなんです。予算は307万7,750円あったらできます。とりわけ、御存じのように、子供を抱えてる57世帯、国保加入者の世帯の平均所得を見たら95万。どう考えても、子供が1人ふえればそれだけふえるんですから何とかしないといけないというふうに思うんですが、これをしようじゃありませんか。どうですか、町長。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。これはこれまでもずっと言い続けてきたことですが、国保に国、それから県、上乘せというものをしながら国保を運営してきました。その中で、さらに町がその上に投入をするということになりますと、二重の負担をされるということが私、町長としては心配なわけです。額の大小に限らず、子供たちに今、真壁議員が言われた、この部分は支えてみてはどうかというお気持ちはよくわかります。ただ、町民全体の中でその本当に合意がとれるかどうかということがあろうと思います。これは入り口だけであって、本当に大事なところは、これだけの国保の負担、私も高いと思います。高いこの負担を、じゃあ、誰が負担するのかということが一番のもとにある議論でして、さらに、先ほど言った子供さんのこと

については理解は示しますけれども、それが全て解決の糸口にならないというところにあっては、今、では、ここでやりましょうという回答はできない、こういう現状をお許してください。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 国保は、町長も御存じのように、7割軽減世帯が435世帯、5割軽減が326世帯、2割軽減が164世帯で、925世帯、全体の1,473世帯から見たら約63%の方が、いわゆる国が決めたにもかかわらず、高いだろうとって法的減免に該当する世帯です。どう考えても国保税が高いということを言われてるわけですよ。町長は住民の合意がとれないと言いますが、町政のすることは、住民一人一人の幸せを追求していくのというのは、仮に所得やお金がないそういう世帯についても、子育てするときには心配しないで少なくとも最低限のことはできるようにしていく、この下支えをしていくのが私は町の仕事じゃないかっていうふうに思ってるんですよ。少なくとも国保世帯の子供分を減免したとして、これは国保に対する優遇だという声が上がるとは考えられない。なぜかという、それぐらい所得にこういうふうな影響が出てきているからです。ぜひお考えいただきたいということを書いて、次に進みたいと思います。

私は、この2つのいわゆる貧困問題と国保の問題を言って、どうして次に生涯活躍のまち推進プロジェクトを持ってきたかという、住民の中から、よそから来る者を大事にするのもいいけれども、ここに住む人を大事にしてほしいって、どこ行ってもそう言われるんですよ。一体どこに問題があるんだろうか。確かに温泉が出るにはこしたことはないけれど、なぜ住民からの合意が得られないのかというときに、直面するのが、今、住民が置かれている状況なんですよ。

そこで、問うていきます。生涯活躍のまちプロジェクト、今読み上げていただきましたが、政府の目的は何かっていうと、先ほど企画監が読み上げてくれましたが、一番最初に出てくる生涯活躍のまち構想に抜けてるのは、東京圏を初めとするっていうところがありましたよね。これまだ抜けてないんです。このことが問題になったときに国会でどういう論議になったかという、野党が全部反対したんですよ。

なぜかという、1つには、これは地方としては非常にお金が使にくい。ここに乘っていきこうと思ったら、国の言いなりにならないといけない。このようなお金の出し方は間違っている。そういうことをするのであれば、地方交付税を上乗せしろと、こう言ったんですよ。次のCCR計画について野党がどう言ったかという、これは本来であれば、都市圏で今まで働いて税金を納めてきた都市圏の高齢者を、介護保険等でお金がかかるから地方に出そうということだということで、反対の声が起こったわけなんですよ。恐らくそのことも知って、うちの町はこれをと

ったと思うんですけど、そしたらお金が一体幾ら来たのかということですよ。

私が今回聞いているのは、このお金が来るときに問題になったのは、学者や批判する方々が一番言ったのは、特に内閣府がかんでるもんですから、このお金を出したのはいいけれども、本当に地方に使えるのかどうか吟味しないといけないよっていうことを随分言われたんですよ。地方創生交付金、先ほどの金額聞きますね。地方創生交付金が出されてきたんだけど、それまで来たお金がどこに行ったのか。1年目はたしか全部来ましたが、2年目は、使おうと思ったら同じ金額を町が負担しないといけなくなったわけですよ。その総額が5年間で総額4億5,000万だったら、2億2,000万以上が町から出さないといけなくなってくるわけですよ。この現状について町長はどう思われますか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。まち・ひと・しごと創生法がこの根拠になってるんですけども、これは、もう人口政策法だとこの前も官僚が言っておりました。要するに都市圏から地方にどうやって人口の動きをつくるのかという起爆剤なわけです。先ほど同僚議員の方、それから今議会の中でもたくさんの皆さんが、少子化の問題、将来2040年、7,000人の町でいいのかどうかという議論があるわけです。今住んでる人も大事ですけども、じゃあ、これから先々のために今生きてる私たちが何をすべきなのか。ここでやはり一手を打っていかねば次に禍根を残すということで、今やっております。非常に大きなお金も必要でしょう。ただ、それは今のためではなくて未来のための投資だと私は思っています。ぜひその投資が将来にわたって効果を発揮するように、これからまた努力していかなくちゃいけない点はたくさんあると思いますけども、そういう趣旨でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 今いみじくも、官僚がそう言ったというんでしょう、人口を移すんだって言ったでしょ。先ほどずっと議論の中で、人口減になった理由は何かっていったら、少子化、晩婚とか未婚っておっしゃいましたけれども、一番の原因は政府がつくってきたんでしょ、地方を疲弊させてきた、地方の人口を減らしてきたのは政府ですよ。だから国の施策でもとに戻そうって言うてるんでしょ。ということは、頭の中に置いておかないといけないのは、人口減や地方が疲弊したのは地方の責任じゃないってことですよ。本当に人口を移すのであれば、農業を活性化すればいいじゃないですか。林業をもっと手厚くしたらいいんでしょ。そしたら、何倍も数倍も早く人口増になりますよ。一番わかろうとしている自治体が、そういうことに手を出したりとか口を出そうとしないで、いみじくも何年かの計画で本当に来るか来ないかわからな

いとお金を使っていくことに住民は疑問を感じているんですよ。

ちょっとお聞きしますが、あなた方が出された5年間で200人をもって言っていますよね。平成30年度までには、この数値でどうですか。それと、1人当たり幾らって言ってましたっけ。人1人をふやすために何ぼお金を使ったんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 企画監、中田達彦君。

○企画監（中田 達彦君） 企画監でございます。ちょっと手元に資料を持ち合わせてないので正確な数字ではありませんけれども、移住者で200人来ていただくという数字につきましては、受け入れ既に達成をしたところだと思っております。ちょっとその1人当たり幾らというのは、少し計算をしないとわからないです。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 200人の受け入れが平成30年段階で達成してるということですか。その数値に達成してるということね。その詳しい数字は委員会でもいいから出してくださいね。

それで、詳しい数字がわからないのは、これあなた方が出されたこの資料、私、持ってるの、何かわかりますよね。KPIを書いた資料。ここでは、一人頭、全部で200人を呼ぶのに4億6,100万使いますが、1人当たり計算したら、国が出せて言ってるんですね、これ230万9,170円ですか、一人頭230万かけているんですよ。そのうちの半分が町費です。国は、こういうことをしてあげて人口増になったから頑張れって言うんですよ。町にとってこの金額が、200人ふえてここの産業が潤ってきたんですか。まだ今からも投資するかもしれない。それで、今、緑水園周辺を見たら、いろんな建物で維持管理費が問題あるときに、今、この計画にのってさまざまなことをやっても、あとの維持管理費が問題になってくるわけですよ。JOCAがつくっても、いつまでJOCAがしてるかもわからない。そういうことを考えたときに、本当に町にとってこの政策が有効なのかどうかという点をいつか総括しないといけないと思いませんか、町長。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。新年度には、さらに都市圏から移住をして起業した場合に300万、都市圏から移住すれば100万ということであって、先日、ジブンゴトの移住した子たちが今移住したほうが得だったですねみたいなことを言っていました。そういうそのぐらいいまでやらないと、今のこの日本の東京一極集中と、それからこの地方の問題は解決しないぐらいいなところでまで来てるわけです。総括は、必ず歴史の洗礼を浴びなければなりませんけれど

も、いい結果を出すために私たちも一生懸命やってるところです。真壁議員の御心配ももっともだとは思いますが、とにかくこれは南部町のための将来のためにやらなければならない、そう思っています。総括は、もう少し時間をかけながら進捗を見させてやってください。

○議長（秦 伊知郎君） 残り時間が少なくなりました。よろしくお願いします。

真壁容子君。

○議員（13番 真壁 容子君） 私は、この政策で一番町に考えていただきたいのは、本当に活性化をして都市部から地域に人を住ませようと思ったら、もっと抜本的にしないといけないことがあるんだということを国に言うていかんといけんということですよ。農業を疲弊させて、農業と林業で成り立ってる自然環境を見ても南部町が、どうして人口がふえる要素があるんですか。

そういうことを考えたときに、この200人がふえたことによって住民の暮らしがどうなるかっていうことについては、私は、申しわけないけども、国はそこまで考えてないと思うし、住民がどう言ってるかという、CCRCのときに、仮に中高年だけでふえたら、今度、介護保険制度、医療はどうなのかって心配したんですよ。当然ですよ。なぜかという、町長は、次のために、継続のために介護保険料や国保税は高くても我慢してくれって言ってるんだから、その負担増になる方々が来てどうするかって。もっともなことじゃないですか。本来であれば、東京都圏内にいる中高年層の高齢期をもそこが見ないといけなかったわけでしょ。そういう施策をつくって丸め上げて、国からお金が来るからといっても、この町にとって本当にメリットがあるのかってことは明確には、かえってCCRCと生涯活躍のまちづくりは国会でもさんざん問題になっていた上に、地方創生は地方には役立たないっていうことが私は明らかになってると思うんですよ。

そういうときは、今やっていますが、より慎重にやらないといけないと思いますよ。より慎重にお金を出すことを控えてなるべく影響を控えてやるということ、そして少なくともみんなが命をかけて土地を守って過ごしているまちは、200万、300万上げるから来いっていうような安いまちじゃないですよ。そう思いませんか。私は、ここで住んでる方々、それを聞いてどう思うかと思うんですよ。

そう考えたときに、一番町の状況を知ってる方が、今、町民の実態をつかんで、今何が欠けていて、どこにお金を使っていかないといけないのか、今起こすべきは何なのかということ、そういうふうなことをしっかりと据えた総合計画にしていくためには、まず住民のアンケートをとってほしいし、住民の所得状況を含めて実態をしっかりとつかんでいただきたい。このことを要望して、一般質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で13番、真壁容子君の質問を終わります。

○議長（秦 伊知郎君） ここで休憩に入ります。再開は4時20分にします。

午後4時10分休憩

午後4時20分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

これから質問されます亀尾議員の質問の中で、給食費、教材費の件につきまして教育長が答えるべきだと思いますが、教育長が不在ですので、板持次長のほうで答弁させますので、よろしくお願いいたします。

それでは、12番、亀尾共三君の質問を許します。

12番、亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 12番、亀尾でございます。議長から質問の許可を得ましたので、3項目について質問いたします。一般質問の私、一番最後になりましたので、答弁のほうもよろしくお願いたします。

3点についての項目の中で、まず1点目の項目は、消費税率10%引き上げについてであります。

安倍首相は、来年10月から消費税率を10%に予定どおり実行すると明言をしております。増税対策として、自動車や住宅の財源に巨額の財政を支出するとともに、教育無償化など社会保障充実の国民の願いを逆手にとって強行する構えであります。年ごとに町民の多くの方の声は、暮らしの厳しさを言われます。町民の暮らしを守る町長の立場からの所信をお聞きいたします。

具体的には、1つには、過去に消費税率引き上げに伴って、町内での影響、つまり事業者と言っていますけど、商売をやっておられる方も含めてです。それと、町民の方に対しての影響はどうだったでしょうか。

2つには、町民の声を受けとめ、その思いを共有する考えはありますでしょうか。

3つには、税の負担は所得額をもとに徴収されるものですが、消費税は税の原則から外れていると思うのですが、どう思っておられるでしょうか。

4つには、消費税の税率引き上げ中止を求めることを政府に主張すべきではないでしょうか。そのお気持ちはどうでしょうか。

項目の2点目は、産業廃棄物最終処分場についてお聞きいたします。

南部町鶴田地区に産業廃棄物最終処分場の許可を事業者アルバトロスが平成5年に取得いたしました。その翌年の平成6年に旧会見町長と事業会社の代表者で協定書を交わしております。協定書の内容は、産業廃棄物の4品目と定めております。しかし、このたび事業者は、石綿アスベストを搬入する意向であります。当初の協定書にはアスベストの搬入は含まれておりません。現在の法律は、アスベストは人体の中に入ると呼吸器官に影響を与えることから、処分について厳しく取り扱うよう定めがあります。旧会見町時代に三徳開発事業で不用物の搬入の結果から被害が発生したこと、大変苦い経験をされました。その教訓をもとにお聞きいたします。

具体的に、1つは、平成6年に交わした協定書の内容にアスベストの搬入は含まれておりません。協定書にアスベストを除くと記入した協定書を交わすことを求めるものであります。

2つには、県に対して、町は、三徳開発事業の経験からアスベストの搬入は認められないことを主張することは当然ではないでしょうか。どのように所見を持たれているのでしょうか。

3つには、該当の地域を含め、町民の意向を広く聞くことが必要と思われませんか。

項目の3点目は、子育て支援の充実を求めます。

2019年10月から実施予定の3歳児以上の幼児教育・保育の無償化をめぐる、安倍内閣は、22日の子ども・子育て会議に、教育費の無償化の対象から外すと、外す案を示しました。安倍首相は、2017年9月、消費税10%増税を財源として、全ての子供たちの幼稚園や保育園の費用を無償化すると公約し、消費税の用途変更を口実に衆議院議員を解散し、総選挙をしました。特に子育て世代に痛みが直撃する10%増税に向けた動きを着々と進めながら給食費を無償化の対象から外すことは、明らかに公約違反ではないでしょうか。子育て支援に逆行しております。

保護者の負担軽減を求めてお聞きします。1つは、3歳児以上の幼稚園・保育園の給食費も無料化をすることではないでしょうか。そのことについてどうお考えでしょうか。

2つには、小学校、中学校の学校給食費の無料化を引き続いて求めます。

3つには、小学校児童の6年生までの教材費を公費で賄うことを求めます。

以上、ここの場での質問は終わり、答弁を受けてから再質問で深めたいと思いますので、答弁よろしくお願いします。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 亀尾議員の御質問にお答えしてまいります。

まず、消費税率10%引き上げの所見を問うということについてお答えしたいと思います。

消費税導入の背景として、所得税を中心とした税制は、消費の多様化やサービス化によって変化する所得水準の上昇に伴う税制不均衡の解消と、人口の高齢化による年金、福祉の社会保障費

財源の確保を目的に、平成元年に税率3%で導入されました。その後、平成9年に5%、平成16年に8%に税制改正がなされ、その改正理由はいずれも少子高齢化により増加する社会保障費、少子化対策費の財源確保であると認識しています。増税がよいと思っているわけではありませんが、消費税増税は全て社会保障の充実、少子化対策に使われる必要な財源であり、地方消費税分と国からの交付税分を合わせた地方分は、消費税収のうち3.72%が配分されることとなります。このようなことから、高齢者の日常支援や保育園、小・中学校など、地方の社会保障、福祉の充実・安定化、財政の健全化に寄与する面もあり、全面的に反対という立場はとれないと考えています。

御質問の引き上げに伴う町内への影響ですが、一般的に消費税が増税される前には駆け込み需要で消費マインドがアップし一時的に景気が上向きますし、増税されれば消費が減り、景気の下向きや中小企業への負担増加などが言われます。直近の増税である平成25年度、平成26年度の本町の税収面を比較してみますと、法人税収入等の落ち込みもありませんので、景気悪化の大きな要因となっていないものと考えます。

次に、税の原則を外れていないかとのことですが、所得税とは異なり、消費税は、国民全体で広く課税し、安定的な財源を確保するものでございますので、目的とする社会保障財源としては不公平感は少ないものと思います。

最後に、政府に中止を求めるべきとのことですが、現在、その考えは持ち合わせておりません。御理解賜りますよう、お願いいたします。

次に、産業廃棄物最終処分場についての御質問でございます。

まず、協定書にアスベストを除くと記入した協定書を交わすことを求めることについてお答えいたします。まず、アスベストについてですが、アスベストには飛散性アスベストと非飛散性アスベストがあります。飛散性アスベストは、廃石綿等であり、特別管理産業廃棄物となり、町内の最終処分場では処理することができません。今回事業者が処分しようとしているのは非飛散性アスベストで、例を挙げますと、プレート板、ビニールタイルなどであり、石綿をその重量の0.1%を超えて含有する石綿含有産業廃棄物であり、町内の安定型最終処分場で処理できるものとなっています。

協定書にアスベストを除くと記入した協定書を交わすことについてですが、協定書の4品目を変えることにはならないので、再度協定書を交わす必要はないと考えています。また、協定書は双方の合意に基づくものであり、事業者は石綿含有産業廃棄物を処分したい意向でありますので、アスベストを除くとする協定書の合意は困難であり、我がほう側への不利益につながるおそれ

高いと考えます。

次に、県に、町はアスベストの搬入は認められないことを伝えることをすべきであるという御質問についてお答えいたします。石綿含有産業廃棄物の搬入については、産業廃棄物処理業に係る変更の届けを提出すれば取り扱うことができるとされていますので、御理解いただきたいと思えます。

次に、該当される地域を含め、町民の意向を聞くことをすべきと思うがどうかについてお答えいたします。担当課が関係集落の区長さん、役員さんと話し合いを持ちました。また、私も別な日に区長さん、役員さんとお会いし、状況の説明や意見交換を行ったところでございます。

次に、子育て支援の拡充を求めるという御質問にお答えいたします。後ほど教育次長のほうから小・中学校、小学校児童の6年生までの教材費や給食代の償還についての答弁はさせます。私からは、3歳以上の幼稚園や保育園児の給食費を公費で賄うこととの御質問についてお答えしたいと思えます。

現在の制度では、3歳以上の幼稚園・保育園児の給食費は、保育園では保育料に含め御負担いただき、幼稚園では保育料とは別に、実費負担となっております。今後、保育料無償化により、保育園の3歳以上児の給食費も幼稚園と同様に実費負担が検討されておりますが、町では子育て支援施策の中で支援を行っておりますので、3歳以上の幼稚園・保育園児の給食費につきましては、学校給食費と同様に御負担をお願いしたいと考えています。

以下、教育次長から答弁をさせます。

○議長（秦 伊知郎君） 教育次長、板持照明君。

○教育次長（板持 照明君） 本日、教育長のほうが欠席をさせていただいておりますので、私のほうで答弁をさせていただきます。よろしく願いいたします。それでは、亀尾議員の御質問にお答えをしてみたいです。

学校給食費並びに小学校における教材費無償化の御質問であります。

結論を先に申し上げますと、議員の御期待に沿えるお答えにはなりません。理由は、ここ数年、幾度となくお答えをしてきたとおりでございます。学校給食費の保護者負担に対する考え方も同様であります。経済的に御負担が困難と思われる御家庭につきましては、要保護・準要保護制度を活用しまして、公費でその全額を負担をさせていただいております。また、現在、小学校で1食当たり26円、中学校では1食28円を補助をいたしており、補助額は西部管内でも決して低いわけではございません。これまでさまざまな要因により食材費の高騰もあったわけではありますが、その都度給食センター運営委員会の御意見を伺い、献立の創意工夫にも取り組みながら、ここ1

0年以上にわたって保護者負担額を据え置いております。御理解をいただきたいと思っております。

教材費公費負担の拡充につきましても同様に、これまでお答えさせていただいているとおりであります。本町子育て支援施策全体の中での優先度や継続性等を吟味しつつ、財政状況を見きわめながら判断すべきものと認識をいたしております。経済的に苦しい御家庭につきましては、これまでどおり、就学援助制度により教材費の支援をしております。拡充は行わず、小学校3年生までの公費負担を継続したいと考えております。引き続き、教材の精選や学校間の統一等、過度な保護者負担にならないよう実態把握に努めるとともに、指導、助言を通じまして教材活用の充実に教育行政として責任を果たしてまいります。議員と議論がかみ合わない面がございますが、御理解をいただきますようお願いをし、答弁とさせていただきます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君の再質問を許します。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 3点にわたって答弁をいただきました。ちょっと深めていきたいと思っておりますので、答弁のほうをよろしく申し上げます。

まず、消費税ですけども、町長答弁にありましたけども、消費税は、これは社会保障、そして子育て支援に回しているということで答弁を受けました。しかし、これよく考えていただきたいんですけども、社会保障が充実するのがだんだんだんだん落ちてきていますよ、実態からすれば。例えて言いますと、数字でいいますとこうですね、消費税が導入されてから、始まってから、総額で372兆円の収入があるわけなんですね、これまで。そして今度5%から8%に上げて、10%に上げればですよ、10%にすれば国民から年約5兆円の税を引き上げるわけ、収入を国は取るわけなんです。今の8%でも、1世帯で約25万円、年間ね、消費税の負担がかかっているわけなんです。

改めてもう一度返しますけども、今度社会保障費が下がってきているということ、これは大変大きな問題ではないでしょうか。私はですよ、社会保障費はね、先ほどちょっと言いそびれたんですけど、8%に引き上げたこの6年間でですよ、3兆9,000円億円も削減しているわけなんです、消費税を。どうして消費税を削減したのを、それじゃその金は一体どこへ行ったんだろうか。よく見ますと、これ一部の法人ですね、大企業。大企業の原理としてはこういう定義がありますね、10億円以上の企業に対する減税をしていくということでもあります。これね、本当にむちゃくちゃじゃないでしょうか。

法人の三税の税収はですよ、291兆円の減税になっているわけなんです。国民からはお金を吸い上げておいてですよ、そして片方では大企業のほうへ減税を回す。このごろ、このごろって

安倍首相が言うのは、世界で一番会社の活動がしやすい国をつくるんだと。結構なことだかもしれませんが、大企業にとっては。しかし、国民にとっては大迷惑なんですよ。この実態をどう思われますか。こんな不公平なことがあっていいでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私はちょっと違った数字をもとに今の消費税のことを考えたいと思います。

安倍政権によって少し経済成長が持ち直して、今、税収が5.9兆円に回復いたしました。過去最大の税収だったのは平成2年で60.1兆円、もうちょっとで近づく水準まで回復していると言われています。平成3年が今と同じ税収5.9兆円。平成30年は、平成3年と比べて歳出が2.7兆円伸びています。いわゆるこの2.7兆円も伸びてしまったものが、今の赤字国債であったり、非常に厳しい国の財政構造をつくっていると言えると思います。その内訳を申し上げます。国債償還、これが7兆円上がっています。借金しますので返さなくちゃいけない。それから、年金、医療、介護、社会保障費と言われるものが平成3年に比べて2.1兆円アップしています。この2つが主な2.7兆円の根拠で、2つ足すと2.8兆円になってしまいますけども、この根拠だと、このように私はお聞きしています。そして、ほとんど変わらないもの、これが地方交付税15.5兆円。公共事業、防衛や文教や科学技術、この辺に関してのお金が25.9兆円、この辺は平成3年と全く変わらないと言われています。すなわち社会保障費の拡大が日本の財政の一番基準、厳しい根幹をなしています。したがって、これをどういうぐあいに克服していくのかが、これからの日本の非常に大きな問題だろうと思っております。まずは、税収を上げるという方針を今の安倍政権はとっておられて、ほぼ税収の面では上がってきてますけれども、しかし、それにしてもまだ2.7兆円からの乖離があるというところに課題があるだろうと思っております。したがって、この消費税の問題で社会保障費が全くなっていないということには当たらないだろうと、このように思っています。

もう一つ言いますと、仮に先ほどちょっと消費税が10%に上がれば南部町の中でよくなるというような答弁をされましたけれども、一方で今、町村会の中で保育料の無償化があります。保育料の無償化に対して町民の皆さんの期待も大きいんですけれども、しかし、南部町にとっては支出増になるのではないかと。いわゆる消費税でもらってくる額よりも、保育園のお金を出すほうが大きくて支出の増になるのではないかとというような試算を、町村会のほうがちょっとしてくれました。その細かい数字はまだ見てませんけれども、また3月議会だとか、そういうところでまた御議論の対象になるように、また御興味がありましたら言ってやっていただきたいと思っております。

そういう状態でございます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 町内の方と私もいろいろ聞くんですけども、こう言っておられます。特に事業というんですか、事業者というか商売をやっている方なんか聞くんですけども、こう言っておられますね。実際に2%増税になったからといって、それで値上げを簡単にするようなことはなかなかできない。もしそんなことをすれば、大体2%消費税が上がってお客さんが減るだろうと思っているのに、そこにまた値上げしたらいよいよもってね、大変なことになるだろうということですね、実際の携わっておられる方の話を聞くとですよ、大変にね、困ったという状況があるわけなんです。当然それで、そういう中でも踏ん張って仕事をされる方、それですぐやめられるとは思いませんけど、しかし、おいおいにね、そういうことに追い詰められるということは、経営に対する不況になっていかれるんじゃないかというぐあいに思います。

それと、今度はあれがなってますね、複数税制ということで、いわゆる店の中で食べれば10%、持ち帰れば8%、こんなことをやられてもかなわんよということ言っておられるのと、それとポイントでカードをまた出すいうけど、一体どげなことですか。はっきりわからんですよ、このようなことを言ってやってもらってはね。結局突き詰めていけば、政府もいきなり10%消費税に全部かけると抵抗もあるから、いろんな面ですね、目くらましという言い方は悪いかもしれんけど、そういうことで何とかこれを押し通そうという、そういう考えがあってやっているんじゃないかというのがちまたの声であります。また、消費者側からとれば、金額が上がるわけですからそれだけ、これも迷惑な話であるということをもまず伝えておきます。

それで、これ消費税のときも何回も繰り返すんですけども、税の原則というのは所得によってかけるものなんです。ところで、考えてもらうとですよ、子供なんか収入全くないわけです。小遣いもらえば、それは親からか親戚からの収入で所得になるかもしれませんがね、でもこれは全く違うんでね、子供が買ったものにも全部かかるというね、こんなむちゃなことはないですよ。自分が稼いだお金の中で、それに対する所得によって払うというのがね、これが当たり前のことなんです。

それでですね、ちょっと雑音はやめてください。

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後4時47分休憩

午後4時47分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（12番 亀尾 共三君） それともう1点言っておきたいんですけども、企業のいわゆる経営をされているほうの方、午前中でもあったんですけども、中小零細企業、小規模の方、この方たちの税率というのは18パー、18.何%です。ところが、大企業については、いろいろな減税措置をとってね、10%ぐらいになってますよ。これね、やっぱりね、そういう中から内部留保金というのがね、すごい金額が出るわけなんです。446兆円の内部留保金があるわけなんです。こういうことでやられたらね、富裕層と大企業の関係の人は恩恵があるけれども、税については本当に一般庶民にとっては大変にね、生活が苦しくなっていくということは目に見えたことではないでしょうか。そのことを伝えておきます。

次に、アスベストの最終処分場についてのことで質問をいたします。

協定書に私、ここに持っているんですけども、交わした分ですね。平成6年の6月7日、行政側としては、当時の会見町長、名前は言いませんが会見町長と、それから事業者でありますアルバトロス株式会社の代表取締役、この方2名と、そして会見町の当時の議長さん、それから鶴田区長さん、そして立会人として米子保健所長、この方が加わってされております。

それで、この協定書は10条から成っておりますけども、9条の中にね、こう書いてあるんです。乙、いわゆる事業者は、当該処分場にかかわる権利を第三者に譲渡しようとするとき、または代表者を変更しようとするときは、事前に甲、いわゆる行政側に、地域に協議するとともに、継承予定者または新たな代表予定者がこの協定書を遵守する旨を誓約した書面を甲に提出すること、いわゆる行政側に、自治体のほうに提出するものとする、というぐあいになっているんですが、これについてはどうなんでしょう。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。町の考え方を申します。

商号変更と役員交代、資本金出資者の変更であり、法人が権利を譲渡したものではないと考えるので、第三者譲渡には当たらないと、このように考えています。この考えについて弁護士を介し、法的な根拠を確認しましたが、弁護士側も第三者譲渡には当たらないと、このような回答をいただいております。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） これね、全協に出されたこの資料を見ますとですよ、ことしの12月7日出されたのはですよ、当時のアルバトロスの代表者は、2名の方なんですけども、名前を言いましょうか、矢田さんという方と坂本さんという方ですね、代表者。これがあって、今度

11月16日に変更されております。代表者は、社名もアルバトロス株式会社からアークコーポレーション株式会社、そして代表取締役が矢田さんという方と坂本さん、この2名から森田さんという方にかわっております。これはやっぱりね、この協定書からいうと完全にかわっているんじゃないですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 法的にそのような解釈はしないということですし、また、そのことによって本協定は現在のこれは何ですか、アークコーポレーションが守らなきゃいけない確認書になっていると、このように町としては認識しています。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 先ほど町長答弁にあったんですけども、この最初、平成6年に交わしたときには、石綿、いわゆるアスベストのことは書いてないで、その中で建設廃材ということが4品目となっております。建設廃材、金属くず、廃プラスチック及びガラスくず及び陶磁器くずの4品目とすると、いわゆるアスベスト、石綿のことは書いてないんですから、それではっきりしてないような言い分だったんですけども、ここにまた出しているんですけども、7月の全協の資料に見ますとね、こう書いていますね。最終処分場の概要ということで、具体的な事業の予定ということで、取扱品目の変更、これ事業者のほうが出した言い分ですよ、現在は石綿含有産業廃棄物を除くとなっているところ、石綿含有産業廃棄物を含むへ変更いたしたく、なお、安定型最終処分場は、石綿含有産業廃棄物を含むの受け入れが可能な施設ですと言っているんですけども、本人も認めていますよ、これ。石綿を入れないこと、除くとなっておったけれども、今度を入れるようにしたいと言っているんですが、こんなこと通用するんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。通用するのは唯一、この当時そういう法律がない、産業廃棄物の認定の中に石綿廃棄物に対する決まりがなかった中で、甲、乙、立会人は、業者と建設廃材の中にそういうものが含まれていると、お互いにその含まれている中でこの協定を交わしているというところが、私は救いだと思っています。さらにそれが平成18年、法改正によって、非常に危険なアスベストがその中から除かれたということだろうと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 最終処分場のことで、これ県から回答が来てる内容なんですけども、10月の17日に来てますね。それを見ますとね、こういうぐあいになってますね。全部で9件ずっとあります、今の廃棄物やっているところの、産廃のところですね。9番目のところを見

ますと、アルバトロス株式会社、西伯郡南部町鶴田の中で、埋立面積があって、そこで備考のところに、石綿含有産業廃棄物であるものを除くと書いてあるんです、ここに。いろいろ弁護士さんは解釈されるというようなことを先ほど言われるんですけども、これは地元の人も、鶴田の方も、平成6年の段階ではアスベストについてはそんなにね、大きな問題にはなかったと思うんですよ。ところが、平成18年に全国でいろんな中皮腫のことが起こったもんだから、これは大変なことであるということで、もうヨーロッパの辺ではかなり前から製造も中止してやっていますけども、これはもういけんというので中止して、これの扱いについては十分に注意をしなければならぬということにはね、国のほうで決めてるんですよ。

そしたら、当然ね、県が平成6年に立ち会いしているんですから、米子保健所がね。当然これは県の関与していることですから、そういうことが起こったら、この覚書、それから協定書、これについてはね、問題があるからやっぱりきちんとしなさいということをやすべきではないでしょうか。それをやらずにあってですよ、まだ届けが出たらそれを認めるようなことをしゃあしゃあとやるなんていうこと自身がね、非常に大きな問題があると思いますよ。その点についてはどうでしょう。町長、そのことについてね、あの時点でなぜ県はね、そういう法律が変わったのに、当然ね、これも県も持ってましたから、ですからそのことについてどうだいう、こういうぐあいにやらにゃいけんということをはね、言うべきではなかったかと、指摘すべきじゃないですか、どうなんですか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 県のお立場がどうであれ、私のほうとしては、県はこの認可権限を持っていますので、きちんとした管理をしていただくと。それを監視していただくという一番の責任があらうと、このように思っていますし、そのように申し上げます。

さらには、さっきも言われましたけれども、さっきというか、同僚議員さんとの議論にもありましたように、業者から何を根拠に、いわゆる石綿廃棄物、石綿に関する廃棄物はこの中に書いてないから、これは別のものだということを言ったときに、平成6年の協定は何を根拠にして求めたんですかといった場合に、その当時求められた廃棄物の種類、その中には入っているということは、これは歴然としたものなわけです。したがって、私どもは一番地域にとって、まちにとって有効なのは、この協定書を盾にとって、この中にはアスベストは入っているが、これを安全に管理するのは県と皆さんと、そして立会させていただきますよということのほうで、これが効果があると私は思っていますし、法的にもそうだろうというぐあいなお墨つきもいただきました。これにのっとりながら、地域の皆さんと十分に話し合いながら、これから実務についてどうした

らいいのかということをお話し合っていきたいと思っています。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 改めて聞きますけども、実際当時の、この協定書のときに、区長さんが実際にアスベストについては含まれているということは、アスベストというものが含まれているかどうかという……（サイレン吹鳴）

○議長（秦 伊知郎君） 休憩します。

午後 5 時 0 0 分休憩

.....

午後 5 時 0 0 分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

○議員（12番 亀尾 共三君） アスベストについて、大変なものであるということがね、認識されているのどうかということもね、当時私も、私自身ですよ、平成6年のころはね、アスベストというのは聞いたことはあるんだけど、大変な被害を受けるもんだというようなことは認識はなかったんです。改めて町長、このアスベストについて、これが含まれるというぐあいに解釈はされるんだけど、実際どう思うのかと、どう思われますかということをおね、改めて聞くべきではないかと思うんですが、該当地域の人にね、どうなんでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 地域の方の御心配というのは、産業廃棄物が平成6年に協定を結んでから、24年間ですか、全く動きがなかったところに、今この降って湧いたことで、非常にその面では御心配だろうと思っています。ただ、面積は極めて小さい、7,000平方メートルぐらいだったですかね、7反ほどのところで今のお話が出てます。ですから、どのぐらいの期間、どのぐらいのものが入ってくるのか、これから協議もしていかなきゃいけないでしょうし、搬入方法についても詰めていかなきゃいけないでしょうけれども、そんな大きな事業では私はないと思っています。今この協定書と、既に平成7年交わしたこの協定の中で、じゃあこれをなくして、皆さんがおっしゃるようにアスベストの搬入禁止、搬入反対ということが通るのかどうかというのが、私の一番の悩みどころだったわけです。したがって、そういうことに対しては法的にどうかということを確認し、法律的に、これはもとあった協定をうまく利用したほうが良いという判断に至りました。地域の皆さんの御心配はもっともだと思いますので、できるだけそれに寄り添えるように町としても応援したいと、このように思っているところでございます。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 今、町長がおっしゃったんですけども、今、面積を出してますね。埋立面積が4,156.76平米となっています。これ面積拡大した場合は、これは届け出ていいものでしょうか。それともどんなもんですか、その手続というのは。

○議長（秦 伊知郎君） 町民生活課長、岩田典弘君。

○町民生活課長（岩田 典弘君） 町民生活課長です。面積の大きさによりまして届け出で済む場合と済まない場合、またその拡張の大きさで届け出の仕方が違うというふうに聞いております。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 時間があればアスベストの危険性というものを言いたいんですけども、ちまたではこう言われてますよ。このアスベストというのは非常に国の法律が厳しいので、飛散性のアスベストでも1トン当たりがね、3万円以上するということを知ってますよ。そうすると、仮に10トン車だとするとね、1台でね、30万円のもの運ぶわけなんです。それで私も聞いたんですけども、これは持ち込んだ分はどうするわけ言ったら、目で確認してオーケーと言うんだそうです。目で、表面だけが安全なものであったらね、中が何かあったら、これは大変なことだと思いますよ。それでこのことをやるということはね、事業所の中でアルバトロスが計画書をつくったんで、つまりやるのは全て今度アーク何とかが引き継ぐということなんです。ということは、一体どういうことなんだろうかと思うわけなんです。もしそれを持ち込まれば、アスベストを、私はですよ、町長というのはその自治体の代表者とすれば、健康というものをもちろん守る、守っていかねばならないという、そういう責務があると思うんです。

これは、ほかの体内に入って害にあるものならね、あるいは胃を通して、腸を通ったらあれですよ、尿とか便で外へ出るんですけど、このアスベストを見ますと本当に大変なもんだと思います。アスベストの製品というのは、直径が0.5ミリで、長さが1ミリ前後の細かい繊維だそうです。目には見えるんだけど、しかし直径0.1ミクロンの何千本の繊維がよられて、できた1本は見えるわけです。いわゆる0.5ミリと1ミリになると。ところが、中はそうなんだけど、これが何かで飛散したら、空気の中に飛ぶわけですね、空気中に、ごみと一緒にですから。気管に入っていくと肺でとまってしまうと。これはほかの食べ物は胃に行ったら便とかそういうので出るんだけど、出ない。そうするとどうなるかという、早い人では10年、あるいは長い人は何十年も後になるんですけど、に症状があらわれる。悪性胸膜中皮腫というね、これはがんに値するものだんですけども、これで全国では至るところ、そういう携わった人がもう何人も亡くなっているらしいです。

ただ、裁判になってね、表沙汰になっているのは本当にわずかなんだけども、そういう状況で

あるということであればね、やっぱり住民の皆さんの声も、そういう危険なものということをも十分認識された上でね、東西地域の人はもちろんだけど、町全体からいったらね、将来恐らく二世、三世の先にはね、そういうことが出る可能性だってあるわけです。例えて言うと、処分場へ入れたんだけど、それを持ってきた段階でトラックの中でバウンドして壊れておったけど、それをじゃあっと移してしまう。そうすると何かの拍子で飛散し出したらね、大変なことになると思うんです。

そういうことで、認可権はもちろん県しか持ってないんですけども、自治体の代表者としてそれを、そういうものは困ると、はっきりと入れないでくれということを県に言うべきだと思うんですけども、その気持ちはどうでしょうか。

○議長（秦 伊知郎君） 町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。私の家の周りにも非飛散性アスベスト、いわゆる石綿のスレートやPタイルあります。うちも古い家ですので、Pタイルがあります。そういうものを全てを今、亀尾議員の言われるように10数年後に肺がんになるというような対応にしますと、これは私たちの今の生活自体にそういう危険なものはたくさんあると思います。この役場の中にもあります。飛散性アスベストを徹底して除去するということに莫大なお金をかけて、いつだったですかね、ちょうど平成の10何年ごろだったと思います、やりました。そのものと非飛散性アスベストを一緒に混同して、住民の皆さんに不安や混乱だけを巻き起こすというのは、ぜひ御勘弁いただきたいと思います。

飛散性アスベストは非常に危険なものだと思いますし、今でも訴訟がたくさん出ている。また、その非飛散性であっても、製造している工場では飛散したアスベストを使うわけですから、そういうことは起きていますけれども、一度安定したものについては、とりあえずは安全だというぐあいに国が言っているわけですから。ただ問題なのは、この処分の仕方が県がきちんと飛散性がないように安全な方向で処分をするという監督権は鳥取県が第一義的にあるわけですし、このあたりをきちんと鳥取県にも指導いただくようにお話をしているところでございます。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 残り時間が少なくなりました。まとめる方向でお願いします。

亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 私の家の屋根の軽量瓦もそれが入っておりまして、処分してもらうのにかなりお金がかかりました。私は、オオカミ少年ではないけども、改めて怖がらせるということではないんだけど、しかしそういう危険性なものがあるということ、完全に処理した分ならまだいいんだけど、建物からはがした分を、それを非飛散性だからといって持ち込むこ

とは果たしていいのかどうなのか。私はですよ、先ほどの繰り返しになるかもしれませんが、移動中にそれが壊れたとか、そういうことになっても、それを移したりなんかすると、当然何かの拍子で非飛散性が飛散してしまうという状況が起こらざるを得ないと思うんです。

私はですよ、県に困ると言ったからといって、それで認可権は県が持っているんだから、いや、ということでやるかもしれませんが、しかし少なくとも県のほうへ、これはそういうことをね、地元としては困るんだということをね、再度やっぱり言うべきだと思います。そうすることがですよ、町民が安心・安全して暮らせるこの土地なんだと。ましてや、里地里山ということに指定されているところなんですから、本当に、また人口の増加を図りたいと思っておられるんなら、安心して住める、安全な土地をつくるということ、地域をつくるという立場をね、ぜひ貫いてやるべきだということを重ねて申し上げます。また、これについて言っても、恐らくやりとりに終わってしまうと思うんですけども、少なくとも私が言いたいのは、県のほうへ、こういうことを入れてもらっては困るんだと、ぜひ考えてくれということをね、言っていただきたいことを重ねて申し上げます。

時間もありませんので、学校へのことなんですけども、1点だけお聞きします。

保育園の給食費の補助を出しているということで、一体どれぐらい出しておられるんですか、1食当たり。

○議長（秦 伊知郎君） 答弁の前に、5時を過ぎました。時間延長いたしますので、よろしくお願いたします。

答弁をお願いします。子育て支援でいいですか。

子育て支援課長、仲田磨理子君。

○子育て支援課長（仲田磨理子君） 子育て支援課長でございます。保育園の給食は今、保育料に含まれておりますので、1食当たり、職員は実費払っております。それを210円実費で払っておりますので、御負担として幾ら補助を出しているか、1食本人に幾らというちょっと計算は出しておりませんので、申しわけございません。

○議長（秦 伊知郎君） 亀尾共三君。

○議員（12番 亀尾 共三君） 委員会でもいいですから、また閲覧でね、1食当たり何ぼ出しているかということをおっしゃってください。

それから、答弁はあらかじめ多分こうだろうなと思ってたんですけどね、私が繰り返すんですけど、いつも、やっぱり町民全体のお金ですから、町民が喜ぶように、町民のために使っていくということをね、ぜひやるべきだと思います。J O C Aに温泉を掘るのにね、町民の要求で、温

泉が欲しいからぜひお願いしますという声でね、やるんで、それでJ O C Aが、じゃあ掘りますということであって、そのためにお金をね、5,000万を出すんならまだ話がわかるんですけども、そういう声はほとんど聞きません。私も法勝寺の隣り合わせでいるんですけど、誰も温泉が出たらいいねという声は、まず100人中100人に近い人から聞きません。だからそういうお金をね、出すことをやめて、町民が喜ぶように使うことを重ねて要求して、終わります。以上です。

○議長（秦 伊知郎君） 以上で12番、亀尾共三君の質問を終わります。

これをもちまして通告のありました一般質問は終わりました。

これにて一般質問を終結いたします。

日程第4 請願陳情委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第4、請願陳情委員会付託を行います。

11月19日に開催いたしました議会運営委員会までに受理した請願陳情は、お手元に配付の請願陳情文書表のとおりであります。

お諮りいたします。お手元に配付の請願陳情文書表のとおり、常任委員会に審査を付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、配付の請願陳情文書表のとおり付託されました。

2日間の一般質問、どうも御苦労さんでした。

以上で終わりにします。（発言する者あり）

ちょっとお待ちください。済みません、もう少しつき合ってください。

午後5時16分休憩

午後5時16分再開

○議長（秦 伊知郎君） 再開します。

日程第5 上程議案委員会付託

○議長（秦 伊知郎君） 日程第5、上程議案委員会付託を行います。

お諮りします。上程議案につきましては、会議規則第30条の規定により、お手元に配付して

おります議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（秦 伊知郎君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（秦 伊知郎君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議は、これをもって散会いたします。

明日12日からは常任委員会を持っていただき御審議をお願いいたします。

以上、閉会といたします。どうも御苦労さんでした。

午後5時16分散会
